

2024 年度認証評価申請用

点検・評価報告書

会津大学短期大学部

目 次

序 章	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 1 章	理念・目的	2
第 2 章	内部質保証	8
第 3 章	教育研究組織	23
第 4 章	教育課題・学習成果	28
第 5 章	学生の受け入れ	40
第 6 章	教員・教員組織	48
第 7 章	学生支援	55
第 8 章	教育研究等環境	61
第 9 章	社会連携・社会貢献	72
第 10 章	大学運営・財務	80
第 1 節	大学運営	80
第 2 節	財務	95
終 章	・・・・・・・・・・・・・・・・	100

序 章

会津地方における唯一の高等教育機関として1951年に創立した本学は、時代の変化に伴う地域社会の要請に応じて学科の改編を行っており、2016年の幼児教育学科開設を経て、現在の3学科2コース（産業情報学科（経営情報コース・デザイン情報コース）、食物栄養学科、幼児教育・福祉学科）となったが、その改編の歴史は、適切な自己点検・評価の賜物であると言える。

2006年度に法人化してからは、6年毎に福島県から中期目標が示され、目標達成のために中期計画・年度計画を立案し、教育研究等に取り組み、福島県から法人評価を受け、その結果を基に計画を改善して質保証を確保するとともに、社会状況の変化に対応してきた。また、2007年に設置した地域活性化センターを中心に行っている地域課題解決を目指した社会連携・社会貢献の取組については、2017年度に受審した認証評価結果において、「多数の講師派遣講座や学生参画型実学・実践型教育など地域貢献に効果的な役割を果たしている」と本学の特徴として高く評価されている。

2017年度受審以降、学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入方針の3つの基本方針の見直しを行うとともに、学位授与方針に対する学生の理解がより深まるようシラバスの改訂を行ってきたところである。また、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの策定に現在取り組んでおり、短大全体で教育の質の向上を目指している。

COVID-19への対応については、法人に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、法人全体の行動指針を策定して対応に当たった。本学は、実習型授業が多いことから、法人の行動指針を基に短期大学としての特性に対応できるよう対策を検討し、2020年度以降、教育の質を確保するため、遠隔授業や学生への経済的支援など状況に応じて対応し、「年度計画の実績として適切な対応であった」と福島県の評価を受けている。

これまでも学長を中心に学科や各種委員会が連携して教育の質の向上や社会貢献を果たしてきたが、18歳人口の減少や地方の人材の都市部への流出など、地方の抱える課題は深刻であり、これらに対応する本学の役割は大きくなると考えている。2024年度は、第4期中期計画がスタートする年度であり、更に質の高い教育、研究、地域貢献を目指していく考えである。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科の目的の連関性

(1) 短期大学部全体

本学は、福島県が設立した公立大学法人会津大学（以下、「法人」という。）が設置する短期大学である。本法人は、会津大学と会津大学短期大学部からなり、いわゆる一法人二大学の構成となっている。

設立団体である福島県から、地方独立行政法人法の規定に基づき、本法人は達成すべき中期目標を示されている。その中で、次のとおり、本学の専門分野における人材の育成や研究等を通じて、学問や科学技術の進歩に寄与するとともに、産業・文化の振興に貢献することを使命とすることを基本的な考え方として示されている。

公立大学法人会津大学第3期中期目標

基本的な考え方

公立大学法人会津大学は、会津大学及び会津大学短期大学部を設置・管理し、コンピュータ理工学部、産業情報学、食物栄養学、幼児教育学の分野における人材の育成や研究等を通じて、学問や科学技術の進歩に寄与するとともに、産業・文化の振興に貢献することを使命とする。

これに加え、東日本大震災からの復興、地方創生に貢献するため、法人を挙げて基本目標の達成を目指すものとする。

本法人の目的は、公立大学法人会津大学定款（資料 1-1）第1条に、短期大学部の目的は、会津大学短期大学部学則（資料 1-2）第1条に、それぞれ以下のとおり定めている。

公立大学法人会津大学定款

第1条 特色ある教育研究の実績と創造性豊かな人材の育成を図り、福島県の産業・文化への貢献はもとより、学問や科学技術の限りない進歩に貢献するとともに、新たな文明・文化を創造し、人類の平和と繁栄に寄与する。

会津大学短期大学部学則

(目的)

第1条 会津大学短期大学部(以下「本学」という。)は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする。

2 本学及び各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を規定に定め、公表するものとする。

2008年4月には、会津大学短期大学部学則第1条第2項の規定に基づき、会津大学短期大学部の各学科における教育研究上の目的を明確にするために、「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」(資料1-3)を制定し、本学全体、学科及びコースごとに「教育研究上の目的」を定めている(現行は2024年4月改正による)。

会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程

(本学の教育研究上の目的)

第2条 本学には、産業情報学科(経営情報コース、デザイン情報コース)、食物栄養学科及び幼児教育・福祉学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、教育、保育及び福祉などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目指す。

また、豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化や今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指す。

加えて、地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的とする。

本学の教育研究上の目的にある「豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化や今日的課題に対応できる問題解決能力、創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指す、地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的とする」が法人の目的である「実践と創造性豊かな人材の育成を図り、福島県の産業・文化への貢献」をより具体的に定めたものであり、各学科・コースで定める以下のそれぞれの教育上の目的、情報化時代に柔軟に適應できる統合能力を有する人材の育成、多様化・高度化する現代社会に即應できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材の育成、地域社会の幅広い分野で教育・保育の向上に寄与できる人材の育成等が法人の目的を踏まえたものであり、本学の教育研究上の目的と極めて関連性の深い内容になっている。

各学科の教育研究上の目的は、次のとおりである。

(2) 産業情報学科

産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日的課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適應できる統合能力を有する人材を育成す

ることを目的とする。

ア 経営情報コースでは、経営情報に関する各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識を身につけ、情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企画・伝達に関する能力を養い、社会的課題の解決を通じて、地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる人材を育成することを目的とする。

イ デザイン情報コースでは、デザイン情報に関する各専門分野を配置し、デザイン及び情報の基礎能力を身につけるとともに、より専門性を深め、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力を備えた人材を育成することを目的とする。

(3) 食物栄養学科

わが国では人口減少・超高齢社会が急速に進行する一方、情報化技術の進展を背景に人々の健康に対する関心が高まってきているとともに、食に対する価値観の多様化、食のグローバル化が人々の食生活、ひいては日本の地域・伝統に根差した食文化に大きな影響を及ぼしている。食品の大量生産・大量消費による資源の枯渇、食の安全・安心を脅かす様々な問題が顕在化するなど、食と健康を取り巻く環境は大きく変化している。このような状況下で、食と健康を科学的に検証し、人の健康維持・増進に取り組むことは、豊かな食生活の実現とともに、食を通して持続可能な社会の発展に貢献するものである。

食物栄養学科では、多様な学術分野の専門性を有する教員による食、栄養、健康に関する最新の知見に基づく教育を実施することにより、基礎から応用、そして臨床にわたる幅広い知識、深い専門性と豊かな人間性をもち、優れた対話力をもとに地域の人々と協働して、食生活の質向上と環境への負荷軽減との両立のために食と健康に関わる諸課題に実践的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(4) 幼児教育・福祉学科 (2023年度より名称変更)

幼児教育・福祉学科では、人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する教育・保育・福祉問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で教育・保育の向上に寄与できる人材を育成することを目的とする。

さらに、公立大学法人会津大学第3期中期目標において、短期大学部の基本目標を掲げている。

公立大学法人会津大学中期目標 基本目標

短期大学部

深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与する。

- 1 専門知識・技術を身に付けることにより、社会貢献できる職業人を育成する。
- 2 幅広い教養と高い倫理観を備えた人材を育成する。
- 3 地域に密着した生涯学習機会の提供を図り、知識基盤社会の形成に貢献する。
- 4 地域の産学民官と連携し、地域振興に貢献する。

以上により、短期大学の理念・目的を適切に設定しており、また、それを踏まえ、学科の目的を適切に設定していると判断できる。

1.1.2. 短期大学の理念・目的及び学科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科の目的等の周知及び公表

会津大学短期大学部学則第 1 条及び教育研究上の目的に関する規程第 2 条は、本学のホームページ（資料 1-4【ウェブ】）、キャンパスガイド（資料 1-5）、学生便覧で大学構成員（教職員及び学生）に周知するとともに、学生には入学時や学期初めのガイダンスで教務厚生委員から周知を図っている。また、本学のホームページ、キャンパスガイドによって社会に公表している。加えて「公立大学法人会津大学第 3 期中期目標・中期計画」（資料 1-6）に短期大学部の目的を明示して公表している。

以上により、短期大学の理念・目的及び学科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

1.1.3. 短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は公立大学法人であり、地方独立行政法人法の規定により、設立団体の長である福島県知事が 2006 年より達成すべき業務運営に関する中期目標である「公立大学法人会津大学中期目標」（以下「中期目標」という）において、コンピュータ理工学、産業情報学、食物栄養学、幼児教育・福祉学の分野における人材の育成や研究等を通じて、学問や科学技術の進歩に寄与するとともに、産業・文化の振興に貢献することを中期目標の基本的な考え方に位置付けている。

本学は、中期目標を達成するための中期計画である「公立大学法人会津大学中期計画」（以下「中期計画」という）を作成し、福島県知事の認可を受けることと定められている。現在は、2018 年度～2023 年度の 6 年間にわたる第 3 期中期目標期間である。本学では、2018 年 3 月に第 3 期中期計画を策定した。この中期計画では、本学の目的を踏まえながら中期目標を達成するための取り組みを定めている。

例えば「教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置」として、教育課程編成・実施方針が ICT 分野の最新技術の動向や社会・時代の変化等に適応しているか毎年度定期的に検証を行い、必要な見直しを適時適切に行うとしている。また、「教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置」として、教育課程編成・実施方針と教員組織編製の整合を図り、時代の変化や方針の見直しに対応した教員組織を編制していくとしている。

また、第2期中期目標・中期計画（2012年度～2017年度）から、上述の目的に、東日本大震災からの復興、地方創生に貢献することを加え、これらを「基本目標」でより具体的に定義し、第3期中期目標・中期計画では、基本目標の共通事項として、「東日本大震災からの復興に貢献するとともに、それを担う人材の育成・県内定着に努める」「新型コロナウイルス及び新たな感染症に対応するため、大学の専門性を生かした各種研究や他大学との連携を強化した取組を通じて社会に貢献する」を付加している。

中期計画の策定については、各種委員会が検討したものを企画運営委員会で集約し、教育研究審議会で短期大学部としての決定を行い、最終的に法人として調整を行って、福島県公立大学評価委員会に諮っている。中期計画の見直しについても同様のプロセスを経て決定している。

本学では、中期計画達成のため、事業年度ごとに年度計画を定めている。年度計画は、その年度に集約した業務実績報告により計画の達成率を算定し、その結果をもとに次年度の年度計画に反映させている。また、中期計画は計画期間の3年目に見直しを行い、時代の変化に即応している。

以上により、短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定し、また適切に見直しを実施していると判断できる。

1.2. 長所・特徴

教育研究上の目的に代表される本学の理念・目的のひとつは、地域社会が抱える問題を解決するため、本学で得た知識や技術の成果を地域社会に還元することである。地域課題と結びついた実学実践教育によって、栄養士養成、幼稚園教諭・保育士養成、経営・デザインの専門性を持つ学生の育成など、地域貢献を担える人材を地域社会に送り出すことである。この教育目標の短期大学全体での達成状況は、特に東日本大震災以後は、就職で県内に留まる学生も多く、目的は十分に達成でき高い評価につながっている。

本学は、福島県が設立した公立大学法人により運営されている大学であり、県が設定する中期目標のもと、それを達成するため、中期目標の基本的考え方や基本目標、本学の目的を中期計画に反映し、確実に遂行してきた。

このように、本学では、公立大学法人として求められる使命を踏まえつつ、本学の目的に基づく教育を行っている。

1.3. 問題点

特になし。

1.4. 全体のまとめ

本学では、短期大学の目的を定め、それを踏まえて、本学全体と各学科の教育研究上の目的を設定している。また、これらを学則等に明示し、学生便覧やホームページ等に掲載する

ことで教職員及び学生に周知徹底するとともに、キャンパスガイドやホームページを通じて社会に公表してきた。さらに、大学の目的等を実現するために、中期目標を踏まえつつ、大学としての将来を見据えた中期計画を策定し、それに基づいた取り組みを実行してきた。

以上により、本学は、中期目標の基本的な考え方や基本目標に基づき、全体と各学科の目的を適切に設定し、公表するとともに、その実現のために、大学の将来を見据えた上で、中・長期の計画その他の諸施策を設定しているため、短期大学設置基準に照らして良好であると判断できる。

第2章 内部質保証

2.1 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科その他の組織との関係
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、「幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有し、行動力と実践力があり、時代の変化や今日的課題に対応できる応用能力のある人材を育成するとともに、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元する」という教育研究上の目的に加え、設立目的や社会的使命を実現するため、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（資料2-1）及び会津大学短期大学部学則（資料1-2）に基づき、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとしており、内部質保証の方針を2024年3月に明文化（資料2-2）したところである。

公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程

第23条 大学は、学校教育法第109条第1項で定めるところにより、教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

第24条 大学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、大学の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）で定められた期間ごとに認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

第25条 法人は、地独法第28条及び第30条並びに福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第6条で定めるところにより、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績について、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

会津大学短期大学部学則

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

本学では、適切な教育研究水準の維持、向上を図るため、地方独立行政法人法の規定に基づき、6年間の期間とする中期目標に対する中期計画（資料1-6）及び年度計画に教育研究を含む大学の運営方針を定め、当該計画を計画、実行、評価、改善することにより、内部質保証に取り組んでいる。内部質保証の推進を図るため、計画策定を行うための組織である会津大学短期大学部企画運営委員会（以下「短大企画運営委員会」という。）を、点検・評価を行うための組織である会津大学短期大学部評価委員会（以下「短大評価委員会」という。）を設置している。

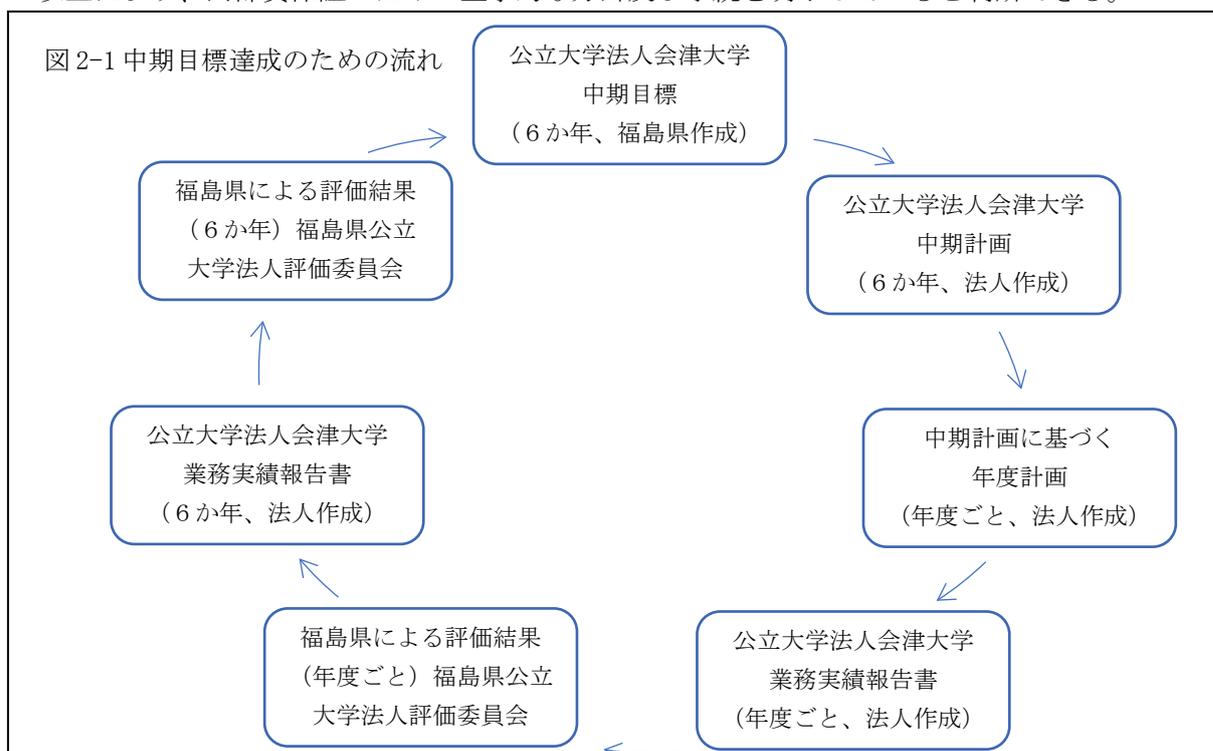
短大企画運営委員会が、法人の事業計画に基づき本学の運営全般に関する「公立大学法人会津大学年度計画」（以下「年度計画」という。）を作成し、全学教員周知のもと、対応年度の業務を推進する。業務実績については、短大評価委員会が、年度ごとの業務実績報告書を取りまとめ、当該年度の自己点検・評価を行う。

法人全体の点検・評価を行う会津大学評価室（以下「法人評価室」という。）が、短大評価委員会が取りまとめた業務実績報告書について評価するとともに、四年制の会津大学の業務実績と合わせて、法人としての事業年度にかかる業務の実績に関する報告書を作成して、福島県公立大学法人評価委員会（以下「県評価委員会」という。）の評価を受ける。

県評価委員会の評価等をもとに、改善に向けた取組を次年度計画、次期中期計画に反映している。また、社会情勢の変化に対応するため、法人に求められる指針の追加や中期計画の変更などを検討する機会として中期計画の見直しを3年目で行い、変化に即応する体制として機能している。

図2-1に示すように、上記の一連の流れにおいて、目標、計画、実行、点検・評価、改善のサイクルを確立している。

以上により、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。



2.1.2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、図2-2のとおり、短大企画運営委員会（資料2-3）と短大評価委員会（資料2-4）を中心に全学的な内部質保証を推進するための体制をとっている。

短大企画運営委員会において、本学の教育研究を含めた事業計画である中期計画・年度計画を策定し、短大の運営方針としている。中期計画・年度計画に基づき、短大評価委員会が有効性の検証を行っている。実質的な運営を行う組織として、専門委員会を設置し、各学科と各専門委員会が自律的に教育研究に取り組むとともに、短大評価委員会における評価を踏まえ、改善に向けた行動計画作成や運用に取り組んでいる。その行動計画等を短大企画運営委員会が次年度の年度計画や次期中期計画に反映させることにより、内部質保証を推進する体制となっている。

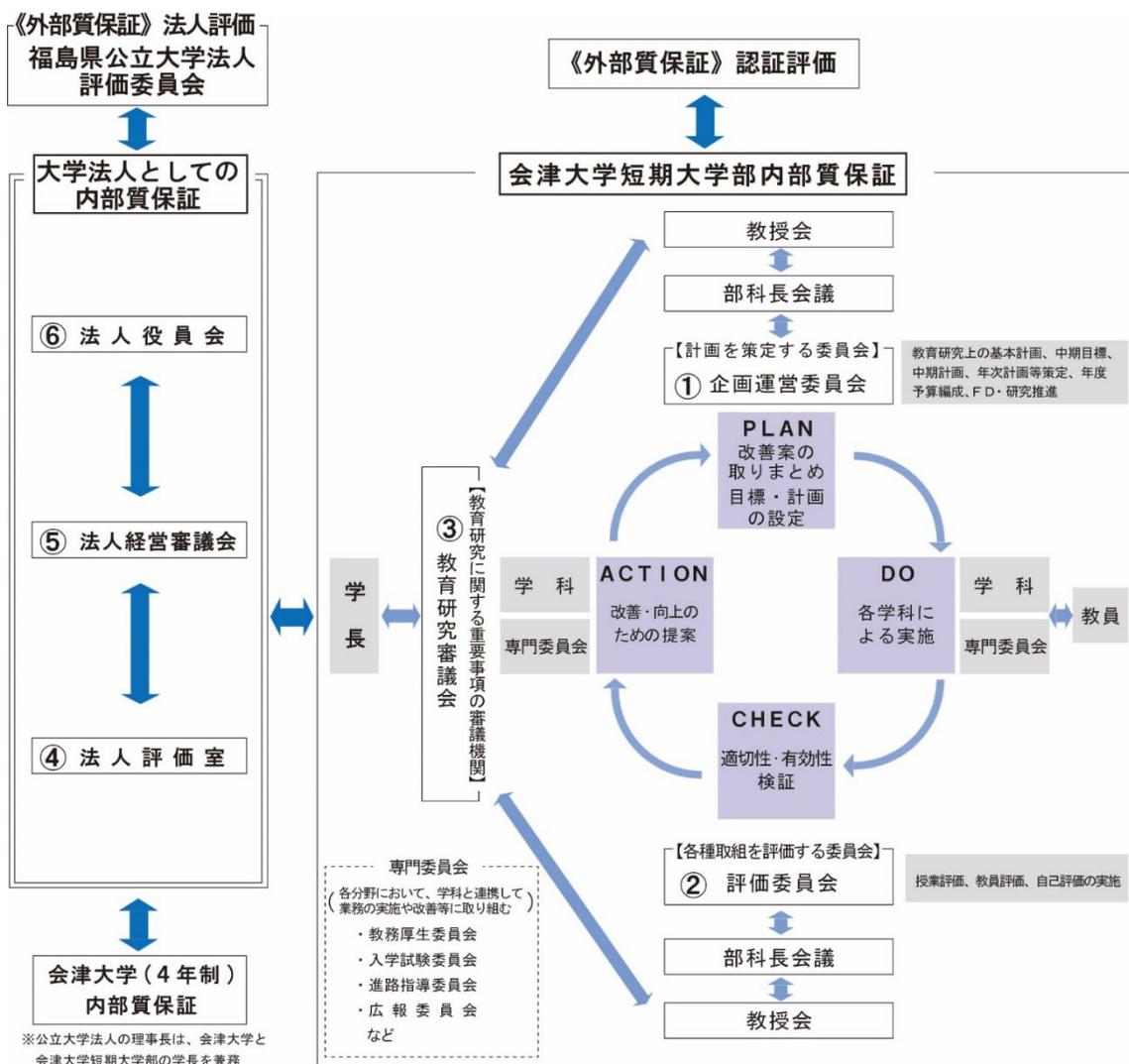


図2-2 会津大学短期大学の内部質保証の体制

また、本学では、運営組織として、表 2-1 に挙げた委員会等を設置している。例えば、教務厚生委員会では、学生の学力向上や教育に関する企画を各学科と連携して実施する役割を担っている。現行カリキュラムの検証と次年度のカリキュラム改編について各学科に検討を依頼するとともに、各学科から提案のあった改編内容の確認を行っている。このように各種委員会が所掌する事務を通じて、評価委員会や企画運営委員会とともに、本学の内部質保証の推進に取り組んでいる。

表 2-1 短期大学部運営組織

委員会等	所掌事務
部科長会議	学長、役員会、各審議会及び部科相互間の連絡調整、教員人事及び運営に関する重要事項の審議
学科会議	各学科における教育及び研究活動の決定
教養基礎会議	教養基礎科目に関する事項の審議
短期大学認証評価委員会	短期大学認証評価に関する事項の審議
会計監査委員会	会計監査
教務厚生委員会	入学者選考に関する事項を除く教務厚生に関する事項の審議
入学試験委員会	入試業務の審議・運営
進路指導委員会	学生の進路に関する事項の審議
附属図書館委員会	附属図書館及び本学の学術研究に関する事項の審議
広報委員会	広報業務の審議・運営
コンピュータセンター運営委員会	コンピュータシステムの管理・運営
学生相談室	学生の心身及び学内外生活等の悩みごと相談
ハラスメント防止等委員会	ハラスメントの防止、排除、ハラスメントに起因する問題への対応
苦情等処理委員会	学生、保護者等からの苦情、意見への対応
研究等受入審査委員会	受託研究、奨学寄附金の受入審査
地域活性化センター運営委員会	地域活性化センターの運営
入試・広報センター運営委員会	入試・広報センターの運営
職務発明審査会	本学教職員の発明、考案、意匠の創作及び品種の育成等の取扱いに関する審査・認定、権利の承継等の審議

短大教育研究審議会（資料 2-5）は、地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人が設置する大学ごとに設置しなければならない機関で、本学の教育研究に関する重要事項を審議し、中期計画・年度計画の策定やその実績の評価等について、短大としての最終的決定を行っている。

短大教育研究審議会での審議を経た短期大学部としての最終評価について、法人評価室において、四年制の会津大学も含めて、分野ごとの評価結果を全学的観点から評価する。そ

の結果を反映した自己評価について、法人経営審議会及び法人役員会での審議を行い、本学の取組に対する法人としての自己評価が決定する。その結果を福島県が設置する第三者機関である県評価委員会の検証を受け、その検証結果を次年度又は次期中期計画に反映させることにより、教育研究を含めた本学の取組の改善を図ることで内部質保証に取り組んでいる。

なお、学内組織のメンバー構成は、次のとおりであるが、本学の各委員会は、学長及び短期大学部長をはじめ学内運営にあたる各委員会委員長及び事務局代表と各学科の選出委員により構成されており、その数は専任教員総数の約4割にあたる。本学の4割の専任教員が、現状の評価及び改善に基づく大学運営に関する委員会に所属することは、教員一人一人が、常に学内全体の運営に対する意識を持ち続け、各学科からの評価及び計画に対する意見を直接受け入れる体制が整っていると考えられる。各委員会の懸案事項等も共有する場となっており、改善等に向けた合意形成がしやすくなり、全学的な内部質保証に対する推進の軸となっている。

① 短大企画運営委員会

学部長が委員長となり、以下各学科長、附属図書館長、学生部長、地域活性化センター長、コンピュータセンター長、教養基礎会議長、入学試験委員長、進路指導委員長、広報委員長、各学科より選出された教員各1名、事務局代表者1名で組織し、次の事項を審議する。

- ・ 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- ・ 中期目標に関する事項
- ・ 中期計画及び年次計画に関する事項
- ・ 年度予算及び関連する事項の作成に関する事項
- ・ ファカルティ・ディベロップメントに関する事項
- ・ 教育及び学術研究の奨励に関する事項
- ・ その他本学の運営及び財務に関する重要事項

② 短大評価委員会

短大企画運営委員会と同様の者（委員長は互選）で組織し、次の事項を審議する。

- ・ 自己評価及び外部評価の実施及びこれに関する事項
- ・ 福島県公立大学法人評価委員会が行う大学評価に関する事項
- ・ 第三者評価機関が行う大学評価に関する事項
- ・ 教員の教育研究等の評価に係る基準等の策定に関する事項
- ・ 自己評価及び外部評価に基づく改善に関する事項
- ・ 自己評価及び外部評価の公表及びこれに関する事項
- ・ その他大学の評価に関する必要な事項

③ 短大教育研究審議会

学長が議長となり、以下、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長、教養基礎会議議長、コンピュータセンター長、事務局代表者、学外の有識者2名、学長指名委員として入学試験委員長、進路指導委員長で組織し、次の事項を審議する。

- ・ 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

- ・ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
 - ・ 学則（教育研究に関する部分に限る。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - ・ 教員の人事（非常勤講師再任を除く。）及び評価の方針又は基準に関する事項
 - ・ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - ・ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - ・ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - ・ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項
- ④ 法人評価室
- 総務・財務担当理事が室長を務め、教育・学務担当理事、研究担当理事、管理・渉外担当理事、短期大学部担当理事で組織し、次の事項を審議する。
- ・ 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること
 - ・ 自己点検・評価に関すること
 - ・ 認証評価機関の評価に関すること
 - ・ 公立大学法人評価委員会の評価に関すること
 - ・ その他大学の評価に関すること
- ⑤ 法人経営審議会
- 理事長が議長となり、以下、副理事長、理事長が指名する理事又は職員、法人の役員又は職員以外の有識者で組織し、次の事項を審議する。
- ・ 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - ・ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - ・ 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - ・ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ・ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項
- ⑥ 法人役員会
- 理事長が議長となり、理事長、副理事長及び理事で構成し、次の事項を審議する。監事は役員会に出席して意見を述べることができる。
- ・ 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
 - ・ 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - ・ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ・ 職員の人事及び評価の方針又は基準に関する事項
 - ・ 重要な方針、規程の制定又は改廃に関する事項
 - ・ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

以上により、本学においては、短大評価委員会、短大企画運営委員会及び短大教育研究審議会が内部質保証の全学的な推進に関する役割を担っており、さらに、法人の全学的機関である法人評価室、法人経営審議会、法人役員会の意見も踏まえ、学長指示のもとに内部質保証の推進に責任を負う体制を整備していると判断できる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織による学科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3：学科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 4：学科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点 7：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

学位授与方針（資料 2-6）、教育課程の編成・実施方針（資料 2-7）及び学生受け入れ方針（資料 2-8）の策定については、本学の目的（学則第 1 条）、本学の教育研究上の目的（会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程第 2 条）に基づき、入学者受け入れ方針は 2007 年に、全学及び各学科の方針を各学科及び入学試験委員会において策定し、教育課程編成・実施方針は、2015 年に全学及び各学科の方針を各学科及び教務厚生委員会が策定し、学位授与方針は 2015 年に、全学の方針を教務厚生委員会が策定し、教授会、教育研究審議会の審議を経て決定している。

学位授与方針については、2017 年度公益財団法人大学基準協会による短期大学認証評価により、「学科ごとに策定されておらず、かつ課程修了にあたって習得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていない」ことが努力課題として指摘を受け、速やかに各学科において検討を行い、教務厚生委員会がとりまとめ、教授会、教育研究審議会の議を経て策定した。

以降、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受け入れ方針について、第 3 期中期目標に基づき、第 3 期中期計画及び年度計画により、毎年度、時代の変化等に適応しているか定期的に検証を行い、必要な見直しを適時適切に行い、その結果は次年度及び次期の計画策定に反映している。短大評価委員会が各学科及び専門委員会が行った評価・検証をとりまとめ、教授会及び教育研究協議会の審議を経た後、法人評価室会議、法人経営審議会、法人役員会を経て決定し、これを受けて、改善のための計画は、短大企画運営委員会が策定し、教授会及び教育研究協議会の審議を経た後、法人評価室会議、法人経営審議会、法人役員会を経て決定し、各学科及び専門委員会が教育活動を展開している。

2023 年度は、以下の 2023 年度計画に基づき、各学科及び専門委員会が検討を行っている。

- 学位授与方針とシラバス内容の各科目の到達目標との整合性について、各学科において検証し学位授与方針の見直しに着手する。
- 各学科において教育課程編成・実施方針が社会・時代の変化等に適応しているか、学位授与方針との整合性がとれているかを検証し、必要があれば見直しを行う。また、カリキュラムツリーの整備について検討する。
- 各学科において、教育課程が学位授与方針や教育課程編成・実施方針に基づいた編成となっているか検証し、必要があれば改善を図る。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方は策定していないが、本学の目的及び各学科の教育研究上の目的に基づき、3つのポリシーの有機的なつながりのもと、検証と見直しを行っている。

授業のPDCA サイクルを機能させる取り組みについては、学則及び教育研究上の目的に沿って策定された、学科ごとの学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生受け入れ方針及び各学科の資格・免許取得上の法律等に基づき作成した学科課程表に基づき、授業計画、シラバスを作成し、シラバスに基づき授業を実施する。授業終了後、成績評価、学生による授業評価、卒業生と学生による本学評価、免許資格取得率及び進路先等により、授業の見直しを行い、次年度の事業計画及びシラバスに反映している。(図 2-3)。

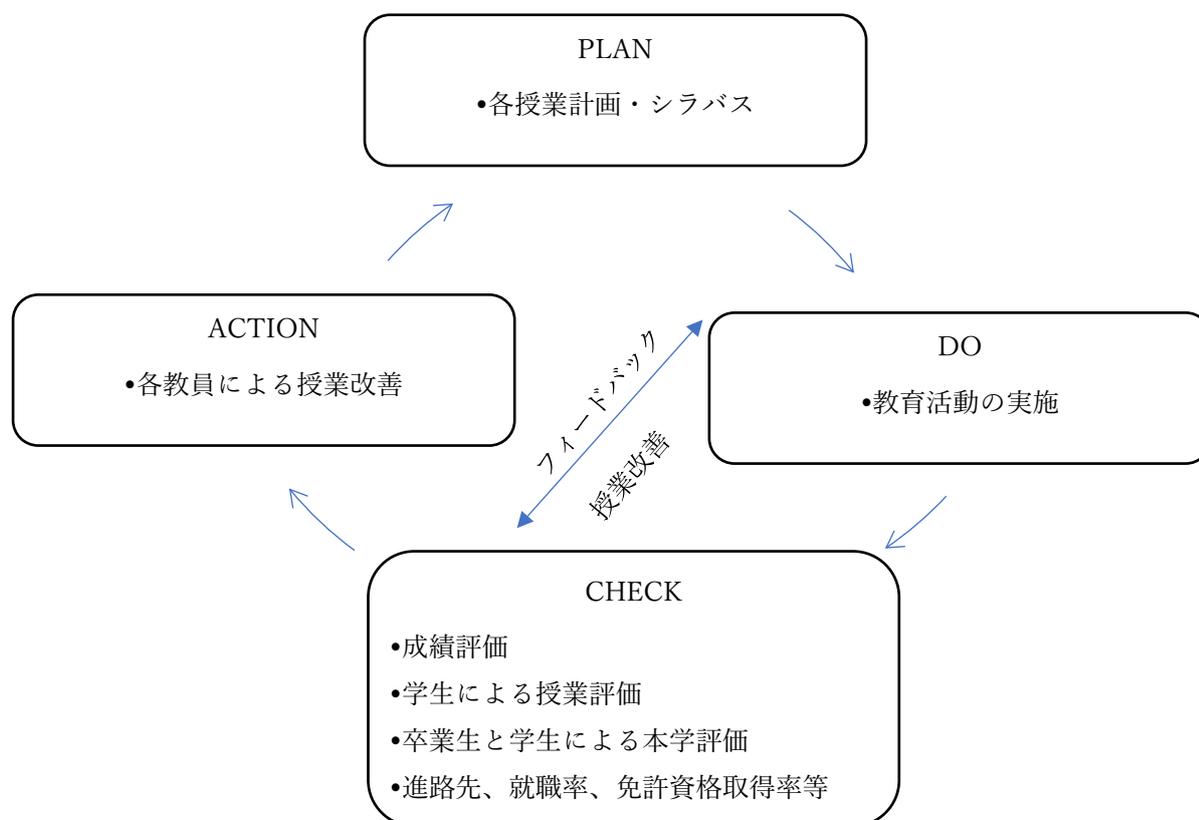


図 2-3 教員レベル（授業）のPDCA サイクル

学生による授業評価、学生及び卒業生による本学評価は、学生目線の授業の評価及び改善の取り組みとして、2016年度から、短大評価委員会の下部組織である授業・本学評価小委員会が実施している。評価結果は全て担当教員及び非常勤講師にフィードバックすると同時に、教員から評価に対する回答を求めることにより、次年度の授業改善に生かしている。学生による授業評価の回答率及びそれに対する教員の回答率は、ともにほぼ100%と関係者全員参加の取り組みである。また、評価結果については、短大評価委員会が審議し、改善が必要な場合は教員に改善を求めている。

学科レベルの教育活動のPDCAサイクルを機能させる取り組みについては、各学科が、中期目標に基づく中期計画及び年度計画により、毎年度、教育内容、教育方法、成績評価の方法について、卒業生と学生による本学評価、卒業判定、進路先、就職率及び免許資格取得率等により評価を行い、時代の変化等に適応しているかの検証を加えて、必要な見直しを適時適切に行い、その結果は次年度及び次期の計画策定に反映している。

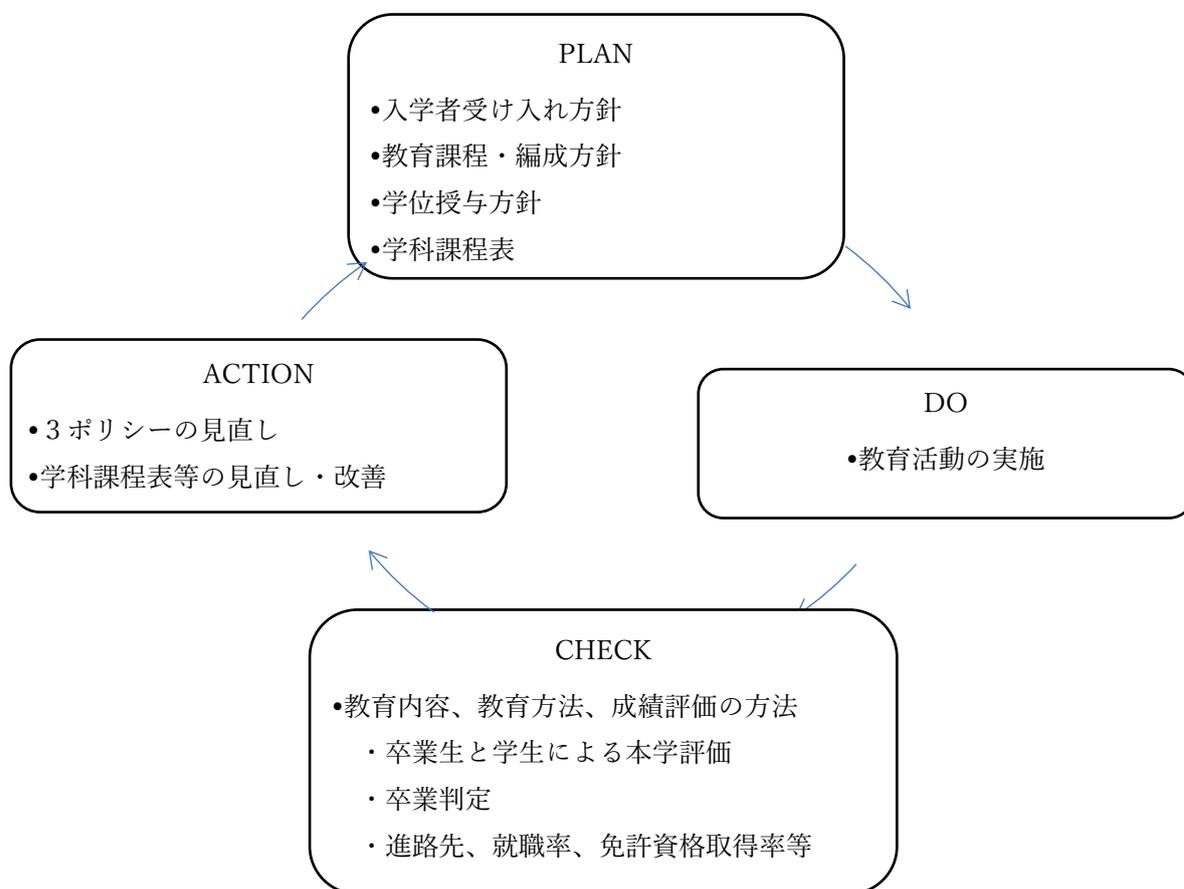


図 2-4 学科レベルの教育活動のPDCAサイクル

全学的な教育活動のPDCAサイクルを機能させる取り組みについては、学科ごとに行った評価及び改善を伴う計画を、短大評価委員会が「年度に係る業務の実績に関する報告書」、短大企画運営委員会が「年度計画」としてとりまとめ、教授会及び教育研究協議会の審議を経て決定する。

2022年度から学科における教育のPDCAサイクルを機能させる仕組みの構築に着手し、

2023 年度は、年度計画に基づき、学位授与方針と授業による学習到達状況を有機的につなぐために、シラバスの充実化のための様式変更、教育の質の保証の観点からの FD 研修会を実施した。各学科のカリキュラムツリー、カリキュラムマップについては各学科で検討を始め、食物栄養学科が他の学科に先行して 2024 年度新入生から適用を開始するところである。

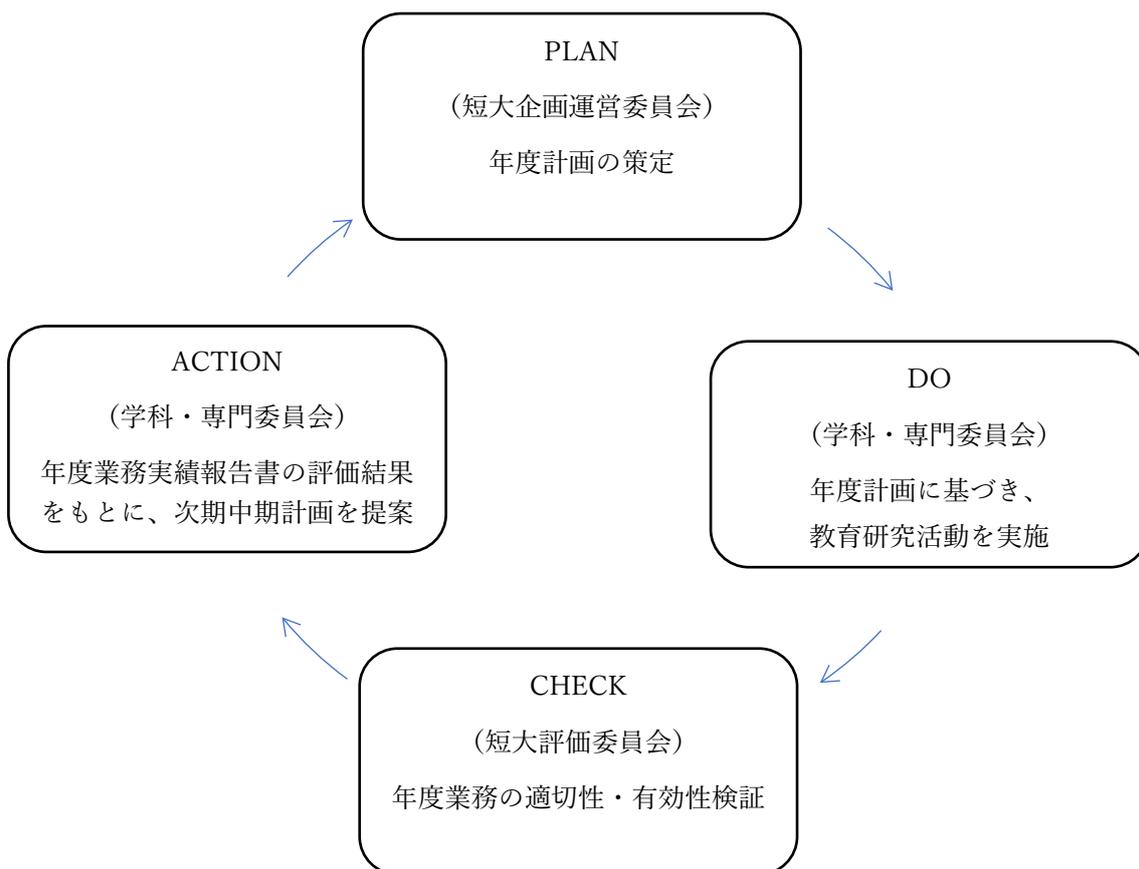


図 2-5 全学的な教育活動の PDCA サイクル

点検・評価の定期的な実施については、学則及び公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（第 5 条）の中で定めており、事業年度及び中期目標期間及び学校教育法で定められた期間ごとに業務の実績について外部評価を受けることとなっている。

まず、年度計画を軸とした内部質保証のための短期的な PDCA サイクルは、短大企画運営委員会が、中期計画に基づき各年度における年度計画を策定する。各学科及び各専門委員会が年度計画に基づき教育研究活動を実施する。年度終了後、短大評価委員会が、各学科及び各専門委員会から提出された業務実績を取りまとめ点検・評価を行い、「事業年度にかかる業務の実績に関する報告書」を作成する。各学科及び専門委員会は、「事業年度にかかる業務の実績に関する報告書」の結果をもとに次年度計画案を提案し、短大企画運営委員会がこれを取りまとめて、次年度計画を策定する。

次に、中期計画を軸とした内部質保証のための長期的な PDCA サイクルは、中期目標期間の 6 年ごとに、短大企画運営委員会が、公立大学法人会津大学中期目標に基づき中期計画を策定する。中期目標期間は、各学科及び各専門委員会が、中期計画に基づき策定された年度計画に基づき教育研究活動を実施する。短大評価委員会は、各学科及び専門委員会から毎年提出された業務実績を取りまとめ、点検・評価を行い、累積し、「中期期間にかかる業務の実績に関する報告書」を作成する。中期計画期間の中間年度（3 年目）には、中期計画の見直しを行っている。

なお、本学は公立大学法人会津大学の短期大学部であるため、本学が作成した中期及び年度計画、中期及び年度の業務実績報告書は、法人評価室が四年制の会津大学の実績と合わせて公立大学法人としてとりまとめて点検・評価し、法人経営審議会、法人役員会の議を経て、「中期計画」「年度計画」、「年度に係る業務の実績報告書」「中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」として県に報告し、県評価委員会による外部評価を受けている。

現在、幼児教育・福祉学科において幼稚園教諭二種免許取得に関する教育課程が置かれているが、2022、2023 年度の自己点検・評価を実施（隔年実施）している。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応については、本学が法人化された 2006 年から、毎年度、県評価委員会による外部評価を受けている。2022 年度業務実績に対しては、「会津大学短期大学部では、経営、デザイン、情報、栄養、食品、健康、福祉、保育、幼児教育等の専門分野の知識や技術を身につけ地域貢献ができる職業人の育成に取り組んでいる。また、優秀な学生の確保に向けた新たな入試制度の改善、産学官民との協働・連携、学生参画型実学・実践教育、派遣講座・公開講座、復興支援のための活動、学生へのきめ細やかな生活相談等に積極的に取り組んでおり、高く評価できる。」と評価された。

また、2010 年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構の短期大学機関別認証評価（短期大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価）、2017 年度には短期大学認証評価を受けている。2017 年度は、以下の 3 点について、改善勧告及び努力課題の指摘を受けた。

○ 改善勧告

- ① 学位授与方針について、学科ごとに策定されておらず、かつ課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていないので、是正されたい。
- ② 学生寮の老朽化については、学生の居住環境への影響もあり、早急に是正されたい。

○ 努力課題

- ① 短期大学部附属図書館については、狭隘の問題を抱えており、蔵書を管理するためのスペース確保等に課題があるので、改善が望まれる。

改善勧告①については、2017 年に短大教務厚生委員会が、学科ごとの学位授与方針の策定に着手し、教授会、教育研究審議会に諮り承認された。

改善勧告②については、2018 年に学部長を会長とする「学生寮の改築に向けた検討会」を設置し検討を行った結果、学生寮の老朽化は、法定耐用年数に至るまでは寮生の健康状態の保持を最優先に、空調等の環境整備を行い対応すると決定し、指摘された点の改善を終えている。

努力課題①に関しては、2019 年度に附属図書館長を議長とする図書館改修検討会を立ち

上げ、「会津大学短期大学部附属図書館除却要領」等を整備しながら電動書架を導入し、狭隘化問題を改善した。また、閲覧室は、学生の要望を取り入れながら、セミナールームや読み聞かせコーナーの設置など各学科の講義や演習に使用できる環境として整備し、2020年10月にリニューアルオープンした。オープン後は、学生、教職員の評価が高く、利用者は増加している。

以上の改善勧告及び努力課題の3つの項目の検討結果については、2022年3月に「改善報告書」を公益財団法人大学基準協会に提出した。

また、教員・教員組織の概評の中で、「貴短期大学部として、求める教員像は明文化されていない。一方、教員組織の編制について、産業情報学科では、専門構成と教員構成の合致については社会的ニーズや学生からの要望を踏まえてコース会議及び学科会議で検討の上、教員組織を編制しており、食物栄養学科では栄養士法施行規則に定める教育課程専門科目の分野に偏りなく専任教員が配置されるよう努めている。幼児教育学科では保育・幼児教育における専門職業人の育成という目的に沿った研究歴・教育歴を有し、実習教育を行える実務経験のある教員を配置するという方針に基づいて編制している。しかしながら、いずれの学科も教員組織の編制方針として具体的に明文化したものはないので、方針の明文化が望まれる。」とあったため、2022年度「求める教員像、教員組織の編制方針」を明文化した。

点検・評価における客観性・妥当性の確保については、短大評価委員会が取りまとめた点検・評価結果は、教育研究審議会の審議の後、公立大学法人会津大学として集約されて、外部委員を含む法人経営審議会及び法人役員会の議を経て決定している。その後、第三者機関である県評価委員会において、その妥当性が審議される。各委員会において外部委員の意見が反映できる仕組みとなっており、点検・評価における客観性・妥当性は確保できていると言える。

2020年は、緊急事態宣言対象区域の拡大に伴う休校など、新型コロナウイルス感染症拡大による教育研究活動への影響が懸念されたが、法人に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、法人全体の行動指針を策定して対応に当たった。

本学は、実習型授業が多いことから、法人の行動指針を基に短期大学としての特性に対応できるよう対策を検討し、教育の質を確保するため、2020年度以降、以下のとおり対応するとともに、年度計画の実績として適切な対応であったと県の評価を受けている。

① 学修機会の確保

ア 新型コロナウイルス感染症により対面授業が困難な場合における学修の機会を確保するため、遠隔授業に対応できるよう、講義システムツール（G Suite for Education）のガイダンスを開催して学生が使用方法を理解できるようにする。

イ 遠隔授業を導入した一部の授業について、シラバスの変更点を授業内で教員が学生に周知して理解を深める。

ウ 遠隔授業を実施する場合は、教務厚生委員会に遠隔授業実施計画書を予め提出させて内容を確認するとともに、実施後は遠隔授業実施報告書により実施内容を確認する。

エ 遠隔授業の実施について授業評価を行う。

オ FD小委員会において、他大学における遠隔授業の実施・指導方法等の情報収集を行うとともに、有効事例を基に授業改善に関する研修会を実施する。

② 経済的困窮への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している学生への食料支援を行う。

③ 学生の健康面での支援

ア 学生の心身状態把握のため、全学生を対象に「健康管理チェックシート」により健康状態を把握するとともに、支援が必要な学生には面談を実施してメンタルヘルス支援を行う。

イ コロナの影響により増加が予想される学生の生活相談に対して全ての相談に丁寧に対応できるよう体制を整える。

④ 就職活動への支援

ア 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮した学生の就職活動を支援するため、対面での学内企業説明会に替えて、オンラインによる企業説明会を実施して学生の活動機会を確保する。

イ オンライン面接に対応できるよう、キャリア支援センターにカメラ付きパソコンとヘッドセットを設置するとともに、パソコンはあってもオンライン面接を行う環境にない学生に対して予約制で教室を利用させる。

⑤ 感染拡大防止対策

ア 学内における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学生及び教職員への予防の徹底、予防消毒の実施、検温体制の整備、三密を避ける対策など感染予防対策を実施する。

イ 教室は収容人数の70%程度を上限とするとともに、受講者数に比して大きな教室で受講できるよう時間割の調整を行う。

ウ ソーシャルディスタンス確保の観点から、体育館での授業が可能となるよう無線LANを整備し、学習環境の改善に取り組む。

エ 学生寮での感染拡大を防止するため、消毒薬、非接触型体温計、食堂へのパーティション等を設置するとともに、食堂の空調機や加圧ポンプの修繕等の生活環境を改善する。

以上により、内部質保証のための全学的な方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

しかし、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方が未策定のため、検証と見直しの基準がわかりにくい。早急に基本的な考え方を策定する必要がある。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定められている教育研究活動等の状況に関する情報（教育研究上の目的、教育研究上の基本組織等）について、本学のホームページ「教育情報の公開」（資料 2-9【ウェブ】）で公表している。教員紹介として、大学に所属する全教員の専門領域、担当科目、ゼミ活動等について表記し、詳細情報として研究テーマ、主な論文・著作等を個人ごとに表記したページを設け、教員の教育研究活動も公表している。また、本学の学術研究成果を収集して保存し、インターネットを通して誰でもアクセスできる学術コンテンツデータベース「会津大学短期大学部学術機関リポジトリ A i R e」を立ち上げ、本学以外の機関が発刊した資料も含めて、学外にも発信している。

自己点検・評価報告書、短期大学認証評価点検・評価報告書及び会津大学短期大学部に対する認証評価結果について、本学ホームページ上で公表している（<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/accreditation.html>）。教職課程に関する自己点検・評価については、2022、2023 年度の自己点検・評価結果を 2024 年 6 月に公表予定である。

地方独立行政法人法第 78 条の 2 の規定に基づき、本学を含めた法人全体の業務の実績について、毎年、県評価委員会の評価を受けている。2021 年度は、法人全体で 171 の評価項目のうち 4 年制大学との共通事項も含めて 74 項目について自己評価を行なった上で、第三者機関である県評価委員会により評価された「公立大学法人会津大学の業務の実績に関する評価結果」をはじめ種々の情報をホームページ上で公開している。

財務状況についても 2009 年度以降、「決算の概要」「財務諸表」（付属明細書）「決算報告書」「監査報告書」「事業報告書」について本学ホームページ上で公表している。（資料 1-4【ウェブ】）

公表内容は、新たな実績や情報が更新された場合はできる限り速やかな対応に努めている。ホームページへの情報掲載については、情報責任者及び情報管理者による承認の上、公開管理者が公表を行う手順を踏むことで複数の教職員によるチェックを行い情報の正確性と信頼性を確保している。

以上により、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部質保証は、6 年間を期間とする中期目標に対する中期計画・年度計画と法人評価の仕組みを活用し、教育研究を含めた本学の運営に対する点検評価を定期的に行うシステムであり、内部質保証システムの適切性についても、中期計画及び年度計画の点検・評価の中で行っている。これまでも、シラバスの見直しや総合的成績評価の導入等、具体的な改善を行っており、短大企画運営委員会と短大評価委員会を中心としたこれまでの年度実績

に基づく内部質保証システムは、短期大学部における全学的取組への対応に十分機能している。一方、学生アンケートや社会環境の変化等を踏まえた教育課程の検証等、次年度カリキュラムの編成上、短大評価委員会での審議サイクルにのらないものも一部あり、内部質保証システム改善のため、内部質保証システム運用の見直しを今後検討していく必要がある。

以上により、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているとは判断できるが、運用の見直し等、内部質保証システムの改善に向けて検討していく必要がある。

2.2. 長所・特徴

福島県より示される中期目標に沿った中期計画の策定をはじめ、中期計画を遂行するための各年度計画とその評価、また、授業の実施と授業改善における体制の構築など内部質保証に関する PDCA サイクルの確立とその検証は、第1期中期目標が定められた2006年度以降堅実に継続しており、その内容は全て本学ホームページ上に公表している。短期大学の特性上、教職員の人数も限られているが、それは大学の運営に携わる各専門委員会において全教員が3～5の委員会委員を受け持つことにもなり、教員が、横断的に携わる委員会の役割を通して本学の運営に関する細かな検証と必要な修正への提言を可能とし、内部質保証の確保への認識も高い点が長所・特色である。

2.3. 問題点

今後は、2022年に一部改正された短期大学設置基準及び中央教育審議会答申等に基づき、高度かつ専門的な内部質保証の確立に向けて全教員の意識を高めるとともに、具体的な手続きを構築する必要がある。

2.4. 全体のまとめ

本学は設立者の福島県より提示された中期目標を達成するために、短大評価委員会、短大企画運営委員会を設置し、本学としての中期目標、年度計画を策定の上、本学各専門委員会によって計画を遂行し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

年度評価については、各専門委員会以自己点検・評価を行い、それらを短大評価委員会に取りまとめ、検証を経て、短大教授会、外部委員を含む短大教育研究審議会、法人評価室、法人経営審議会及び法人役員会で審議する。その結果を福島県が設置する第三者機関「福島県公立大学法人評価委員会」の検証を受けて、適正な自己評価と内部質保証に取り組んでいる。以上により、内部質保証における学内システムは有効に機能していると判断できる。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

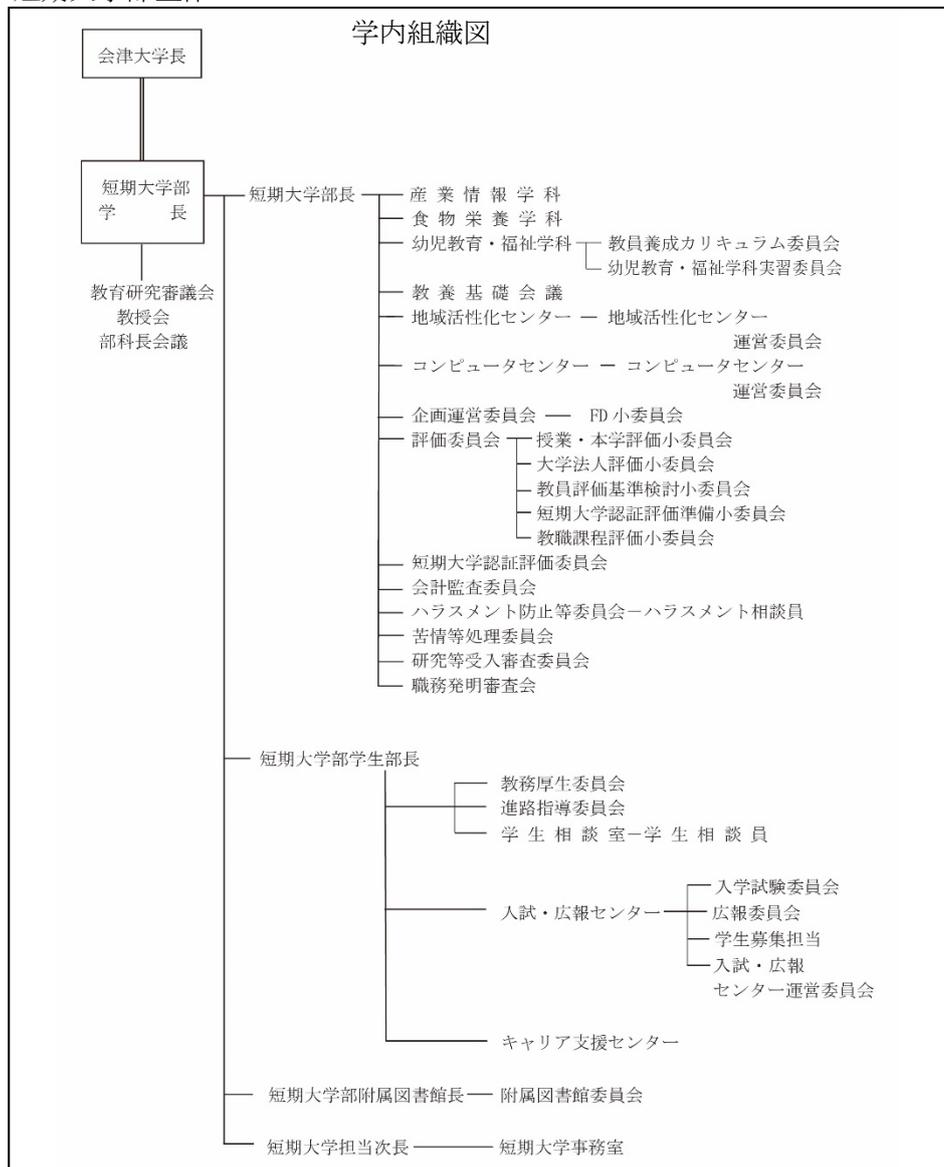
3.1.1. 短期大学の理念・目的に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科、附属研究所、センター等の組織構成との適合性

評価の視点2：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点3：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

(1) 短期大学部全体



本学には、学科としては産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科、幼児教育・福祉学科があり、他に教養基礎会議、地域活性化センター、コンピュータセンター等を配置しており、さらに短期大学部附属図書館を持つ。

各学科並びに教養基礎会議、コンピュータセンター、短期大学部附属図書館が教育研究を担い、地域活性化センターが教育研究と結びついた地域貢献を担っている。地域活性化センターが産官民と連携して地域の課題解決に向けた教育活動を行うことにより、各学科の実学を実践的に学ぶことにつなげている。また短期大学部学生部長のもとに教務厚生委員会、進路指導委員会、学生相談室、入試・広報センター、キャリア支援センターが置かれ、入試・広報センターには入学試験委員会、広報委員会、入試・広報センター運営委員会を配置して学内運営にあたっている。

また、事務全般を統括する短期大学担当次長のもとに短期大学事務室が置かれている。本学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、地域社会の生活文化及び産業の向上発展に寄与することを目的としている。

幼児教育・福祉学科では、幼稚園教諭二種免許取得を目指す教職課程が置かれており、幼児教育・福祉学科教職課程カリキュラム委員会で関連事項について審議され、自己点検・評価については短大評価委員会にて審議することとしている。

本学では、短期大学部全体の基本目標及び大学の教育研究等の質の向上に関する目標（公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画 基本目標 短期大学部）（資料1-6）の各項目を達成するため、前述の組織を適切に配置している。

（2）産業情報学科

産業情報学科の教員編成は基本的に以下の「教育研究上の目的」（資料1-3）に対応している。

各学科の教育研究上の目的：産業情報学科

「産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日の課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適応できる統合能力を有する人材を育成することを目的とする。

ア 経営情報コースでは、経営情報に関する各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識を身につけ、情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企画・伝達に関する能力を養い、社会的課題の解決を通じて、地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる人材を育成することを目的とする。

イ デザイン情報コースでは、デザイン情報に関する各専門分野を配置し、デザイン及び情報の基礎能力を身につけるとともに、より専門性を深め、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力を備えた人材を育成することを目的とする。」

経営情報コースでは、2024年入学生から適用するディプロマ・ポリシーや受験生、在学生の希望を反映して、観光文化論や地域文化論を指導できる教員を採用している。

（3）食物栄養学科

食物栄養学科の教員編成は基本的に以下の「教育研究上の目的」（資料1-3）に対応している。

各学科の教育研究上の目的：食物栄養学科

「わが国では人口減少・超高齢社会が急速に進行する一方、情報化技術の進展を背景に人々の健康に対する関心が高まってきているとともに、食に対する価値観の多様化、食のグローバル化が人々の食生活、ひいては日本の地域・伝統に根差した食文化に大きな影響を及ぼしている。食品の大量生産・大量消費による資源の枯渇、食の安全・安心を脅かす様々な問題が顕在化するなど、食と健康を取り巻く環境は大きく変化している。このような状況下で、食と健康を科学的に検証し、人の健康維持・増進に取り組むことは、豊かな食生活の実現とともに、食を通して持続可能な社会の発展に貢献するものである。

食物栄養学科では、多様な学術分野の専門性を有する教員による食、栄養、健康に関する最新の知見に基づく教育を実施することにより、基礎から応用、そして臨床にわたる幅広い知識、深い専門性と豊かな人間性を持ち、優れた対話力をもとに地域の人々と協働して、食生活の質向上と環境への負荷軽減との両立のために食と健康に関わる諸課題に実践的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。」

食物栄養学科は栄養士養成施設の認可を受けており、栄養士の養成を行っている。栄養士法施行規則（厚生労働省令）の教育の内容に定められた専門分野の教育内容である「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」及び「給食の運営」について専任の教員を中心とした教育・指導体制を整えている。

また栄養士業務の専門性、高度化に対応するために設けたフードスペシャリスト資格やNR・サプリメントアドバイザー資格を取得するための科目、情報処理の科目、コミュニケーションの科目について専任及び非常勤教員が教育・指導にあたっている。

(4) 幼児教育・福祉学科

幼児教育・福祉学科の教員編成は基本的に以下の「教育研究上の目的」（資料 1-3）に対応している。

各学科の教育研究上の目的： 幼児教育・福祉学科

「幼児教育・福祉学科では、人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する教育・保育・福祉問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で教育・保育の向上に寄与できる人材を育成することを目的とする。」

幼児教育・福祉学科では、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得並びに社会福祉士の受験資格取得ができるよう、規則等（教育免許法施行規則、厚生労働省告示（児童福祉法施行規則関係）、社会福祉に関する科目を定める省令）で国が定める専門分野について専任教員を配置している。

幼児教育・保育分野においては、幼児教育学、発達心理学、障がい児保育、幼児音楽、幼児体育、造形教育、教育学等それぞれの専門性を有した専任教員を擁し、日常的に学生への教育、指導を行っている。また、福祉分野において児童福祉、地域福祉、ソーシャルワーク等それぞれの専門領域の専任教員を配置して各分野の連携により幼児教育・保育と福祉の多様な授業展開を行っており、随時履修モデルやカリキュラム編成の見直しを行っている。

以上により、短期大学の理念・目的に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切

であると判断できる。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するものについては、公立大学法人会津大学定款第18条に基づき、教育研究審議会において審議がなされることになっている。教育研究審議会は年4回程度開催されており、その際、必要に応じて教育研究組織の在り方についても審議が行われている。

教育研究審議会では、中期計画及び年度計画のうち、教育研究に関する事項を審議しており、中期計画及び年度計画においては、教育研究組織の在り方の検討を含めて策定している。中期計画及び年度計画の策定については、短大企画運営委員会が取りまとめ、短大評価委員会が各計画に基づいて実施された本学の取組の有効性について評価して業務実績報告書のとりまとめを行い、両委員会の審議後に短期大学部としての最終的審議を短大教育研究審議会が行っている。その後、法人の調整を経て、中期計画及び年度計画に係る業務実績報告書等を県評価委員会で審査し評価を行っている。県評価委員会の評価結果を踏まえ、学長の指示のもとに教育研究組織に関する改善・向上に向けた取組を行っている。

以上により、本学では、大学全体、各学科において、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

3.2. 長所・特徴

中期目標の基本的考え方や本学の目的等を達成するために、特色ある3学科による実学実践に基づく専門教育を行い、さらに、目的に応じた附属機関を適切に設置していると考えられる。

特に、公立大学法人として短期大学部に求められる地域貢献においては、地域活性化センターを2007年に設置し教育・研究成果を地域社会に還元したり、地域社会と連携して教育活動を行うことにより、各学科の実学を実践的に学ぶことにつながっている。また、福島県内への一定の就職率を維持して地域に人材を送り出していることも、改善・向上に向けた取り組みを行っている成果と判断できる。

3.3. 問題点

研究については、毎年配分される研究費の他に会津大学競争的研究費が導入され、また科学研究費等の外部資金へのアプローチも、科研費申請の説明会を開催するなどして積極的に応募を促し一定の成果は上げている。一方、研究成果の件数では研究紀要への投稿を含め、

ここ数年は減少傾向にあり、「各学科の専門分野において、基礎的研究や地域の課題解決を目指す研究を行い、その研究成果を社会と地域に還元する」という研究に関する目標の達成が少し横ばいか、または減少傾向にある。

3.4. 全体のまとめ

本学では、本学の目的、教育研究上の目的等を踏まえ、学科や附属図書館、地域活性化センター等を設置している。これらの組織において、公立大学法人としての性格を踏まえ、地域に根差した大学として、如何に社会に貢献することができるかを検討してきた。

教育研究組織の適切性については、本学評価委員会で集約した内容を教授会、教育研究審議会で点検・評価を行うとともに、法人の内部評価を加え、毎年度、福島県公立大学法人評価委員会において点検・評価が行われ、それらの意見を踏まえ、学長の指示のもとに改善・向上を図ってきている。

第4章 教育課題・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では「教育研究上の目的」、「教育目標」（資料 4-1【ウェブ】）に基づき、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている（資料 4-1【ウェブ】）。このポリシーは、全学共通のポリシーと各学科のポリシーで構成されており、課程修了にあたって学生が修得することを求められる知識・技能・態度などについて、それぞれの学科の特徴を踏まえて明示されている。本学においては、これらのポリシーに基づき編成された教育課程において所定の単位数を修得した者に対して卒業認定をし、学位（短期大学士）の授与を行っている。

<全学におけるディプロマ・ポリシー>

会津大学短期大学部では所定の期間在学し、かつ本学の教育目標ならびに各学科で定める教育研究上の目的に基づいて設定された授業科目を履修し、所定単位数を修め、以下の知識、能力を修め、卒業認定された学生に対し学位を授与する。授与する学位は以下のとおりとする。

産業情報学科 短期大学士（産業情報）

食物栄養学科 短期大学士（食物栄養）

幼児教育・福祉学科 短期大学士（幼児教育）

各学科のディプロマ・ポリシー（抜粋）

※ 産業情報学科、幼児教育・福祉学科のディプロマ・ポリシーは2024年度入学生から、食物栄養学科のディプロマ・ポリシーは2023年度入学生から適用

<産業情報学科>

- 1 幅広い教養と、経営情報コース・デザイン情報コースいずれかの専門的知識を修得している。
- 2 地域産業の活性化やまちづくりの課題について、専門的知識に基づく思考・判断によって解決策を見出せる。
- 3 歴史・文化・環境などに配慮した企画やデザインを提案できる。
- 4 情報を収集・分析・伝達・活用するための技能を備えている。
- 5 修得した専門的知識と高い倫理観に基づいて、他者と協調しながら自らの能力を社会に還元する姿勢を有している。

<食物栄養学科>

- 1 幅広い教養と知識を身に付け、他者を尊重するとともに、自身の考えを適切に表現する能力
- 2 食・栄養・健康に関する高度な専門知識と技術、およびそれらを人々の健康的な生活の支援に実践的に活用する能力
- 3 食生活や食環境、地域食文化における課題を発見し、様々な人と連携・協働して解決する能力

<幼児教育・福祉学科>

- 1 本学科で学んだ知見、技能と現場での体験を統合的に理解し、謙虚に自身の専門職としての資質を振り返ることができる姿勢
- 2 子どもをはじめ、すべての人々に対する尊敬と愛情を持ち、一人ひとりへの関心を持つとともに、多様なニーズに対応できる専門知識と技術
- 3 子どもをはじめ、すべての人々の権利尊重を基盤とした倫理観と、インクルーシブ、ダイバーシティ的視点を持ち、社会に存在する諸問題解決のために社会資源を活用することができる実践力と科学的洞察力
- 4 均衡のとれた全人的教養と人間性
- 5 教育、保育、福祉の専門知識、専門技術、専門職倫理を統合し問題解決にあたる協働力

これらのディプロマ・ポリシーは、全学生と教職員に配布する「学生便覧」（資料 4-2）に掲載するとともに、学生に対しては入学時の新入生ガイダンス、入学後の前期及び後期の学科別ガイダンスにおいて周知している。また外部に対しては、「会津大学短期大学部 CAMPUS GUIDE」（資料 1-5）に掲載して高校訪問やオープンキャンパスにおいて配布、説明するとともに、会津大学短期大学部ホームページ（資料 4-1【ウェブ】）により学内外に周知・公表している。

さらに、ディプロマ・ポリシーが適切であるかを各学科において定期的に検証しており、

2022年度には食物栄養学科がその内容を改正し、産業情報学科と幼児教育・福祉学科も2023年度に改正した。

以上により、本学では授与する学位ごとに、ディプロマ・ポリシーを定め、公表していると判断できる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を定めている（資料4-1【ウェブ】）。このポリシーは、全学共通のポリシーと各学科のポリシーで構成されており、これらの方針に基づいて、本学の教育目標が達成できるカリキュラムを編成・実施している。全学的には、「幅広い教養と高い倫理観に根差した、判断力や総合力を有する人材を育成する」という教育目標のため、全学共通の教養基礎科目の履修を求め、さらに他学科科目を自由科目として履修することを可能にする編成としている。また、「専門性を有し、行動力、実践力のある人材を育成する」という教育目標のために、各学科の専門教育科目を配置している。

各学科のカリキュラム・ポリシーについては、それぞれの学科の特徴を踏まえて編成・実施方針を定めている。例えば、産業情報学科では「問題解決能力と創造的展開能力を有する人材を育成する。」「地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元する。」という教育目標のために、卒業研究ゼミや地域プロジェクト演習などの実学的・実践的なカリキュラムを中心とした多角的な学びができる自由度の高いカリキュラム編成としている。また、食物栄養学科や幼児教育・福祉学科では栄養士、幼稚園教諭、保育士などの免許・資格取得に必要な科目を中心に、ディプロマ・ポリシーで求められている専門性を具体的に身につけることができるように編成している。

<全学におけるカリキュラム・ポリシー>

会津大学短期大学部の教育課程は、本学の教育目標並びに各学科の定める教育研究上の目的を達成するために必要な科目を、人間性を高める教養基礎科目、専門性を深める専門教育科目さらに自主的学習のための自由科目とで編成する。

各学科のカリキュラム・ポリシー（抜粋）

＜産業情報学科＞

産業情報学科の教育課程は教養基礎科目、専門教育科目、自由科目をもって編成する。また、専門教育科目は分野ごと十分な科目を効率的に学習できるように配置する。

＜食物栄養学科＞

食物栄養学科の教育課程は、教育研究上の目的を達成し、学位授与方針に掲げた能力の育成のため、教養基礎科目、専門教育科目（専門基礎科目、専門基幹科目、専門発展科目、卒業研究）、自由科目をもって編成する。専門教育科目においては、栄養士免許、フードスペシャリスト資格認定試験受験資格、NR・サプリメントアドバイザー認定試験受験資格を全て取得できるよう効率的に科目を配置する。

＜幼児教育・福祉学科＞

「教養基礎科目」では幅広く教養分野を学ぶ。「専門教育科目」では幼稚園教諭免許取得に関する科目、保育士資格取得に関する科目を中心に必修科目、選択必修科目を設置する。「自由科目」では、社会福祉系科目を充実させ、社会福祉士国家試験受験資格取得が可能であり（要2年の相談援助実務経験）、地域からの人材需要にも対応するとともに、特に幼児教育・保育と関連する福祉分野についてさらに深く学びたいという学生の希望に対応できるように配置する。

これらのカリキュラム・ポリシーは、全学生と教職員に配布する「学生便覧」（資料 4-2）に掲載するとともに、学生に対しては入学時の新入生ガイダンス、入学後の前期及び後期の学科別ガイダンスにおいて周知している。また外部に対しては、「会津大学短期大学部 CAMPUS GUIDE」（資料 1-5）に掲載して高校訪問やオープンキャンパスにおいて配布、説明するとともに、会津大学短期大学部ホームページ（資料 4-1【ウェブ】）により学内外に周知・公表している。

以上により、本学では授与する学位ごとに、カリキュラム・ポリシーを定め、公表していると判断できる。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学ではカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、教養教育に相当し全学科に共通する「教養基礎科目」、それぞれの学科の専門性をいかした「専門教育科目」及び主に他学科聴講科目となる「自由科目」の3区分により構成している（資料 4-2）。教養基礎科目は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために設けている。全学科において、2年間で12単位以上の修得を必修とする教育課程としてお

り、「人間と文化」「人間と社会」「自然科学と技術」「総合科目」「国際コミュニケーション」及び「健康の科学」の6つに区分の上、30以上の科目を配置している。さらに、各学科の専門領域との関連性も考慮して、必修とする科目をそれぞれ定めた編成にしている。なお、これらの科目は教養基礎科目を担当している各学科所属の専任教員で構成される教養基礎会議において統括している（資料 4-3）。

専門教育科目は、学科それぞれのポリシーに基づき、学生が基礎から応用へと段階的に専門性を高められるように、1年次前・後期、2年次前・後期の4つのセメスターに順次性・体系性を考慮して配置している。例えば、「情報活用概論」「栄養情報処理（基礎）」「コンピュータと情報Ⅰ」などの科目を1年次前期に配置することにより、ICTを活用した多様な学習がそれ以降に円滑にできるようにしている。また、「経営情報概論」「デザイン情報概論」「食生活論」「社会福祉概論」「教育学概論」などの概論科目を1年次前期に配置することにより、各学科の専門の概要を早い段階で把握できるようにしている。さらに、食物栄養学科では高校での十分な化学履修がない学生への対応のため、1年次前期に基礎科目として「基礎化学」と「基礎実験」を配置する工夫もしている。このように本学では初年次教育・高大接続に配慮した教育課程の編成をしている。4つのセメスターの順次性が明確な科目としては、産業情報学科の専門教育科目「データ分析基礎」「統計学」「統計解析」「データ分析応用」が一例として挙げられる。

自由科目は、異なる分野の知識やスキルを習得して学際的かつ総合的な視野を養うことを目的に、他学科の専門教育科目等を配置している。また、リメディアル教育科目も自由科目に含めている。

また、教育目標にある「実践力」「問題解決能力と創造的展開能力」を修得するために実習・演習科目を配置し、実験やフィールドワークなどを通して学生が実体験に根差した学習ができる教育課程としている。さらに本学は地域との連携を重視しているため、「復興支援特別演習（2023年度から復興支援の実際）」「地域プロジェクト演習」「こども実践演習」など地域に関わる科目を配置するとともに、地域の課題解決に取り組むゼミナールや卒業研究、各種演習を配置することにより、社会的及び職業的自立に必要な能力を修得する機会としている。これらの科目は実学的・実践的な技能の修得を考慮して、表 4-1 に示す資格・免許を取得できるように編成されている。正課教育のキャリア教育としては、「キャリア開発論」も開講している（資料 4-4【ウェブ】）。

表 4-1 本学で取得可能な資格・免許（資料 4-2）

学科	資格・免許
産業情報学科	二級・木造建築士 [受験資格]
産業情報学科	商業施設士（補） [受験資格]
食物栄養学科	栄養士免許
食物栄養学科	フードスペシャリスト [受験資格]
食物栄養学科	NR・サプリメントアドバイザー [受験資格]
幼児教育・福祉学科	幼稚園教諭二種免許
幼児教育・福祉学科	保育士資格
幼児教育・福祉学科	社会福祉士 [受験資格] 要実務経験 2 年
全学科	社会福祉主事（任用資格）

さらに、現在本学では教育課程の体系性をより高めるための取り組みとして、カリキュラムツリー・マップの導入を部科長会議及び各学科において検討を始め、食物栄養学科がほかの学科に先行して、2024 年度新入生から適用を開始するところである。

以上により、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。なお、これらの科目の開設状況や内容については、シラバスや学科課程表を本学ホームページ（資料 4-4【ウェブ】）上に掲載して学内外に周知・公表している。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

シラバスは教育目標、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づきそれぞれの科目の担当教員が作成している。2022 年度は、教育の質保証の PDCA サイクルの一環としてシラバス作成要領（資料 4-5）を整備して記載内容の充実化を図った。シラバスには授業形態、開講時期、単位数、授業の意義や概要を示すための内容及び各回の計画、評価方法とその割合、教科書・参考書、学習到達目標、担当教員の実務経験、先修条件等を記載し、学生が授業の選択や履修計画を立案したり、授業の準備学習等を進めるための資料として利用できるように配慮している。とくに単位の実質化を図るために、学習の到達目標を「知識・理解」「技能」「態度・習慣」の観点から具体的に示すことを求め、それぞれの目標の到達度を考慮した評価方法を設定するようにしている。教員は授業終了時に、これらの基準を基に学生の学習成果を評価し、単位の授与を決定する。

シラバスの様式改訂については、2021 年度から毎年 FD 研修会（資料 4-6）のテーマとして取り上げることで教員の意識向上を図り、教務厚生委員会を中心に検討を続けた結果、ディプロマ・ポリシーとの関係や授業外学習について記述する項目等を追加した新しい様式

を2024年度カリキュラムから導入することを決定した(資料4-7)。これにより、各科目の学修成果とディプロマ・ポリシーとの関係性が明確になり、カリキュラムの透明性が向上することが期待できる。

シラバス改善のための教員へのフィードバック手段としては、学生による授業評価(資料4-8)にシラバスの有用度に関する設問を設けている。さらに、シラバス様式の改訂に合わせ、内容を検証する体制を2023年度に整備した。この体制では、作成要領で示された基本的なルールから逸脱した部分を事務担当者がチェックし、さらに全常勤教員が分担して全てのシラバスを精査する。これにより、シラバスの質の向上を図るとともに、カリキュラムに対する個々の教員の理解を深める効果を目指している(資料4-9)。

なお、シラバスは本学ホームページ(資料4-4【ウェブ】)上に掲載して学内外に周知・公表している。

履修指導については、毎年4月には新入生ガイダンスと2年生前期ガイダンスを、後期にも後期ガイダンスを学年別、学科・コース別に開催し、学生便覧(資料4-2)に基づき授業科目、履修方法、資格要件、卒業要件などについて教務厚生委員が詳しく説明している。この際、各学科で履修モデル(資料4-10)を提示し、学生が系統的な履修計画を立てられるようにしている。また、個別の学生の単位修得状況に応じて、教務厚生委員と学生が所属するゼミ教員間で連携した指導をしている。さらに個別の学習指導ができるように、各教員は週に1コマ以上のオフィスアワーを設けているほか、学生がオフィスアワーの時間帯以外に研究室を訪れた場合やメールでの質問についても柔軟に対応している(資料4-11)。

効果的な学習では欠くことのできないICTの活用については、新入生の入学直後にコンピュータガイダンスを実施し、本学が提供する各種クラウドシステム、無線LANへの接続、学務システムの利用方法等を説明している。加えて情報倫理やネット利用時の各種トラブル対応等のネットワークリテラシーについても指導している(資料4-12)。

授業内容や形態については、ゼミナール形式で行う卒業研究ゼミ(産業情報学科)、卒業研究(食物栄養学科)及び基礎演習・特別演習(幼児教育・福祉学科)において、少人数の特性をいかしてグループディスカッション、主体的な学習や双方向の学習ができるように工夫している。特に、2年間の集大成となる成果物の作成や発表(学外でのコンペティションを含む)の機会を設けることで、学生が主体的に取り組むための素地を整えている。これらの成果物については本学ホームページ(資料4-13【ウェブ】)上に掲載して学内外に公表している。また、学生の自主学習のために、コンピュータ関連施設の開放、本学附属図書館の開館時間の延長及び土曜開館を実施し、学生が自ら学べる環境を提供している(資料4-2)。

2020年から生じたCOVID-19の問題については、ソーシャルディスタンスが保たれるように通常よりも収容人数の大きい教室へ変更するか、クラスを分割して別々に授業を実施するなどに対応し、ほとんどの授業において対面授業で開講することにより通常時に近い教育活動を行った。一部のオンライン授業となった科目については、遠隔授業報告書を提出させることで実施状況を確認する体制を整備し、その内容や質を維持することを図った。また、遠隔授業用に学生向けに貸し出すノートPC25台を新規に用意して学習環境の整備にも努めた。さらに、COVID-19に罹患したり濃厚接触者となった学生については公欠措置を講じるとともに、オンラインでの受講や補講などによって教育機会の喪失が最小限に留まるよう

配慮した。なお、食物栄養学科や幼児教育・福祉学科における学外施設での実習に関して、流行状況に応じて一部の実習を学内実習に変更する措置をとった。加えて、施設への訪問前の一定期間を感染予防の観点から待機期間とし、その間の通常講義をオンラインで提供する対応も行った。

以上により、本学では学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

本学では各科目のシラバスに明示した評価方法とその割合に基づいて成績評価が行われ、60点以上の評価に対して単位を認定している（資料 4-14 第 12 条）。2023 年度からの GPA 導入に伴い規程を改め、これまで 4 段階評価であった成績の評価基準を、S（90 点以上 100 点まで）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）とし、この基準に従って客観性・厳格性を確保した成績評価を適用することとしている。なお、学生が成績に疑義を持った場合は、異議を申し立てることができる（資料 4-2）。

成績評価の学内点検の枠組みについては、これまでは全学生の成績データを学部長と学生部長が決裁するにとどまっておき、科目ごとの成績分布の適正さや偏りについては議論されてこなかった。GPA の導入に合わせて、この問題について部科長会議などで検討を開始し、2023 年度の FD 研修会（資料 4-6）のテーマでも取り上げることで学内の議論を深める機会を設けたところである。これを受けて 2023 年度から、各科目の到達目標に対する成績評価指標を明文化し、指標に基づいた成績評価を実施することとした（資料 4-7）。また、半期ごとの成績の傾向について教員間で認識を共有する目的で、学科別に学生の GPA 四分位数や平均修得単位数を集計したデータを教授会で報告することにした（資料 4-15）。さらに、成績評価プロセスの改善を目的とした PDCA サイクル確立のために、現行の成績評価の状況分析と内部質保証体制について検討した。この取り組みの結果、2024 年度の成績評価から適用される、成績分布に関する適正基準を策定できた（資料 4-9）。

既修得単位の認定は学則（資料 1-2 第 23 条）に基づき、本学入学前に、他の大学・短期大学等で修得した単位を申請後、担当教員の審査を経て、本学において履修したものとみなすことができる。ただし、認定により修得できる単位数は 30 単位としている。また、本学への入学後に協定を締結している他大学で修得した単位を認定する制度を設けている（資料 1-2 第 22 条）。具体的には、アカデミア・コンソーシアムふくしま（福島県高等教育協議会）の単位互換協定によって他大学の授業を履修できるようにしている（資料 4-16、4-17）。認定審査プロセスについては、これまで申し送り事項として扱っていたものを、単位の実質化をより厳格に行うため、「会津大学短期大学部既修得単位等の認定に関する規程」を 2023 年度に整備した（資料 4-18）。

ディプロマ・ポリシー及び卒業の要件については、学則（資料 1-2 第 24 条）及び学生便

覧（資料 4-2）に明示している。卒業要件は学則に基づき 2 年以上在学し、各学科が定めた所定の単位数を修得することである。これらを満たした者に対して短期大学士の学位が授与される。卒業の認定については各学科で精査し、教授会での審議を経て学長が決定する（資料 4-19）。

成績評価における COVID-19 に関する対応については、COVID-19 に罹患したり濃厚接触者となった学生については公欠措置を講じるとともに、オンラインでの受講や補講の機会を設けることで成績への影響が生じないように配慮した。

以上により、本学では成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習効果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では卒業要件に基づく成績評価及び単位認定に加えて、その他の指標による学生の学習成果の把握・評価に努めている。

個々の学生の総合的な学習成果を測る指標を、これまで用いてきた素点平均から GPA に切り替えることを 2022 年に決定した。これに伴い、「会津大学短期大学部科目の履修及び認定試験に関する規程」を廃止し、新たに「会津大学短期大学部履修規程（資料 4-14）」に GPA の算定内容等を盛り込んだ。GPA は 2023 年度より成績表に記載され、学生自身が個々の成績を客観的に把握し、GPA に基づいて自分の履修ペースが適正かどうかを判断しながら履修計画を主体的に立てられるようにした。さらに、学生への指導の充実を図るために、学科別に GPA の四分位数及び修得単位数の平均値を算出し、学生の修学状況の確認ができる体制を整えた（資料 4-15 資料 4-20 資料 4-21）。

学生の学習成果を把握するために、在学生による本学評価アンケート（資料 4-22）も実施している。ディプロマ・ポリシーの認知度や学習の到達度などについて 5 段階評価で回答した結果を、全学、1・2 年生別、学科・コース別に集計している。例えば、2021 年度の集計結果からは、設問「専門分野の学問を修得することができている」に対して 5 段階評価の 2 年生の全体平均値は 4.34、設問「実践的知識・技術・技能を身につけることができている」では 4.33 と、概ね良好な結果であることが確認できる。一方、ディプロマ・ポリシーの認知度については 3.92、「ディプロマ・ポリシーに基づいて教育が行われている」という設問では 3.98 と、やや改善の余地を残す結果であることが確認できる。また、授業評価（資料 4-8）の実施により、科目別に学生の理解度や興味関心の度合いを把握することも可能になっている。例えば 2022 年度後期の集計結果からは、設問「授業の内容は、ほぼ理解できた」に対して 5 段階評価の全科目の平均値は 4.52、設問「この分野に関して、専門的な関心や興味もてるようになった」では 4.57 と良好な結果が得られている。ただし、これらはディプロマ・ポリシーに示された各項目に対する成果を測定するには至っていない。

さらに学生の主観によらない客観的な学習成果の把握のために、食物栄養学科や幼児教育・福祉学科における実習先施設からの外部評価についても教務厚生委員を中心に学科教員で定期的に検証し、情報を共有して「教育研究上の目的」に沿った教育成果を達成するための授業改善に役立てている。ただし、学生の卒業後の進路は多岐にわたるため、社会に送り出した学生の状況調査は十分とはいえない部分もある。

2023年度からは、カリキュラムツリー・マップの導入を部科長会議及び各学科において検討を始め、食物栄養学科がほかの学科に先行して、2024年度新生から適用を開始するところである。また、各科目のディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習状況の把握及び評価が可能となるよう、2024年度からのシラバス様式を変更した。

以上により、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

点検評価は中期目標を達成するために策定された年度計画の達成状況（教育成果）を各教員、学科及び評価委員会で評価することがベースとなり、これに基づき教育課程の改善へとつなげている（資料 4-23）。この中で、教育課程が社会・時代の変化等に適応しているか、その内容、方法の適切性について、各学科会議における検討を経て、教務厚生委員会においても再検討し、その結果は部科長会議及び教授会において審議され学内の共有を図っている。この結果、2022年度では二つの科目を廃止し、新たに二つの科目を新設している（資料 4-24、4-25）。

また、各学期末に実施する学生による授業評価（資料 4-8）では、非常勤教員を含む全教員に評価結果に対する回答を求めており、教員が教育内容や方法について検証・改善を図っている。さらに、授業評価と同時に実施している学生による本学評価（資料 4-22）では、カリキュラムや教育方法全般に関する設問を通じて、教育課程が適切であるか確認している。これまでのアンケート結果からは、学生からの不満点は見受けられず、教育課程の現状に大きな問題がないことが示されている。これらの評価結果は、各学科会議において定期的に検討され、必要に応じて教育課程の改善・向上の取り組みに活用している。

以上により、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

4.2. 長所・特徴

ゼミナール形式で行う卒業研究ゼミ（産業情報学科）、卒業研究（食物栄養学科）及び基礎演習・特別演習（幼児教育・福祉学科）や、地域プロジェクト演習、復興支援特別演習（2023年度から復興支援の実際）等を中心として、地域や社会の問題を顕在化させ、具体的な解決

策を学生に提案させる PBL の要素を取り入れた教育を展開している（資料 4-4【ウェブ】）。ここでは実学実践的なテーマが取り上げられることが多く、調査研究の過程で直接現地を見ること、地域の人々や他大学の学生との交流により学生の社会性が飛躍的に成長している。また、これらのことを通して地域の人々の本学への理解が深まり、地域と本学との結びつきを強める効果も認められる。これらの取り組みの例として、産業情報学科経営情報コースでは卒業研究論文を執筆し、その報告会を一般公開している。産業情報学科デザイン情報コースでは卒業展（作品展）を開催し、作品集も作成・公開している。また、卒業研究作品が東北現代工芸美術展にて最高賞を受賞するなど一般コンペティションへの参加にも積極的に取り組んでいる。食物栄養学科では福島県会津地方振興局と連携した給食メニューの開発にも取り組んでいる（資料 4-13【ウェブ】）。

食物栄養学科や幼児教育・福祉学科で展開されるフィールド型授業は「給食管理実習（学外）」「教育実習」「保育実習」「ソーシャルワーク実習」など（資料 4-4【ウェブ】）、時代や社会のニーズへの対応も十分に含めた臨場感のある学習の機会を学生に提供して教育効果の向上を図っている。また、これらの学科では、実務家による実践的な教育を展開するために実務家をゲストスピーカーとして数多く招聘し、実学実践的教育の深化を図っている（資料 4-26）。

4.3. 問題点

2022 年度に策定されたシラバス作成要領と、2023 年度に改訂されたシラバス様式によって、各科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性が明確化された。しかし、ディプロマ・ポリシーで示された各学習成果の達成度を評価する枠組みはまだ十分ではない。そのため、授業評価アンケートの設問見直しなど、達成度の評価方法について継続的な検討が必要である。

また、ディプロマ・ポリシーに基づく教育成果の検証のために、社会に送り出した学生の状況調査などが必要である。現在はキャリア支援センターによって、卒業生の進路先に対する調査は行っているが（資料 4-27）、卒業生自身への追跡調査は実施していないため、卒業後にどのようなキャリアを積んでいるのか、本学での教育成果が社会の中でどのように活用できているか検証する必要がある。

4.4. 全体のまとめ

本学では、学科ごとにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定め、これを公表している。これらのポリシーに基づき、教養教育に相当し全学科に共通する「教養基礎科目」、それぞれの学科の専門性をいかした「専門教育科目」及び主に他学科聴講科目となる「自由科目」を適切に編成している。また、開講時期についても順次性及び体系性を考慮した配置となっている。

2023 年度から導入した GPA 制度は、学生自身が個々の成績を客観的に把握し、GPA に基づいて自分の履修ペースが適正かどうかを判断しながら履修計画を主体的に立てられるようにするものである。今後、GPA に基づく適切な履修指導の枠組みの整備を進めていく必要

がある。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(1) 短期大学部全体

本学は、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び幼児教育・福祉学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、教育、保育及び福祉などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目標としている。また、豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化や今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指している。加えて、地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的としている。

このような本学の「教育研究上の目的」に合致する学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーを定め、本学ホームページ（資料4-1【ウェブ】）、CAMPUS GUIDE（資料1-5）、学生募集要項（資料5-1）に明示している。2017年には、「障がいのある学生受入れ方針」を定め、障がいのある学生本人及びその保護者等と十分な事前相談を行いながら、本学で提供可能な範囲において、合理的配慮に基づく支援を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で特に2020～2021年度は対面式オープンキャンパスの実施が難しかったが、その際はオンデマンド方式で視聴できる動画を作成することによってアドミッション・ポリシー等について適切な公表を実施した。

また、総合型選抜若しくは学校推薦型選抜において調査書や活動報告書を対象とする配点があり、その採点を通じて入学前の学習歴等を客観的に評価している。

このように、アドミッション・ポリシーに加えて、多様な入学者選抜制度を採用することにより、入学希望者が、本学が求める入学前の学習歴、学力水準、能力等を把握しやすいように選抜方法や基準を設定している。

(2) 産業情報学科

産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日的課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適応できる統合能力を有する人材を育成することを目的としている。

経営情報コースでは、経営情報に関する各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識を身につけ、情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企

画・伝達に関する能力を養い、社会的課題の解決を通じて、地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる人材を育成することを目指している。

デザイン情報コースでは、デザイン情報に関する各専門分野を配置し、デザイン及び情報の基礎能力を身につけるとともに、より専門性を深め、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力を備えた人材を育成することを目指している。

このような学科、各コースの「教育研究上の目的」に合致する学生を受け入れるために、産業情報学科のアドミッション・ポリシーを、本学ホームページ（資料 4-1【ウェブ】）、CAMPUS GUIDE（資料 1-5）、学生募集要項（資料 5-1）に明示している。

＜産業情報学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）＞

産業情報学科では、経営情報コースおよびデザイン情報コースにおいて、産業や地域振興に関わる基礎から応用、そして実践にわたる教養を身につけ、短期大学士となるための教育を通し、豊かな人間性と実行力を持ち、社会の発展に貢献できる人材の育成を図るため、次のような適性を有する人を受け入れます。

- 1 幅広い教養と共に、経営情報コース、デザイン情報コース、それぞれの専門領域について関心が高く、探究心を持ち、自律的に学習する意欲がある人
- 2 基礎的な学力を持ち、情報化社会における情報の収集・分析・伝達・活用等について正しい知識を身につける意欲がある人
- 3 地域社会の活性化や社会問題の解決に向けて、人々との連携・協働を通じた提案や活動に積極的に取り組む意欲がある人

（3）食物栄養学科

わが国では人口減少・超高齢社会が急速に進行する一方、情報化技術の進展を背景に人々の健康に対する関心が高まってきているとともに、食に対する価値観の多様化、食のグローバル化が人々の食生活、ひいては日本の地域・伝統に根差した食文化に大きな影響を及ぼしている。食品の大量生産・大量消費による資源の枯渇、食の安全・安心を脅かす様々な問題が顕在化するなど、食と健康を取り巻く環境は大きく変化している。このような状況下で、食と健康を科学的に検証し、人の健康維持・増進に取り組むことは、豊かな食生活の実現とともに、食を通して持続可能な社会の発展に貢献するものである。

食物栄養学科では、多様な学術分野の専門性を有する教員による食、栄養、健康に関する最新の知見に基づく教育を実施することにより、基礎から応用、そして臨床にわたる幅広い知識、深い専門性と豊かな人間性を持ち、優れた対話力をもとに地域の人々と協働して、食生活の質向上と環境への負荷軽減との両立のために食と健康に関わる諸課題に実践的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

このような学科の「教育研究上の目的」に合致する学生を受け入れるために、食物栄養学科のアドミッション・ポリシーを、本学ホームページ（資料 4-1【ウェブ】）、CAMPUS GUIDE（資料 5-2）、学生募集要項（資料 5-1）に明示している。

＜食物栄養学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）＞

食・栄養・健康について総合的な知識・技能を有する短期大学士となるための教育に加えて、人々の健康維持・増進に取り組む栄養士、食生活を豊かにすることに取り組むフードスペシャリスト、健康食品や食の安全・安心など、「食」へのニーズの多様化に対応するNR・サプリメントアドバイザーとなるための教育を行うことから、次のような適性を有する人を受け入れます。

- 1 食、栄養、健康の科学に関心があり、探求心を持ち、自律的に学習する意欲がある人
- 2 基礎的な学力を有し、物事を論理的に思考・判断・表現することができる人
- 3 人々と連携・協働して、食を通じた持続可能な社会の発展に貢献する意欲がある人

(4) 幼児教育・福祉学科

幼児教育・福祉学科では、人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する教育・保育問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で教育・保育の向上に寄与できる人材を育成することを目的としている。

このような学科の「教育研究上の目的」に合致する学生を受け入れるために、幼児教育・福祉学科のアドミッション・ポリシーを、本学ホームページ（資料 4-1【ウェブ】）、CAMPUS GUIDE（資料 1-5）、学生募集要項（資料 5-1）に明示している。

＜幼児教育・福祉学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）＞

- 1 子どもをはじめ、すべての人々を取り巻く環境の変化や諸問題を理解する基礎学力があり、自ら学び考える人
- 2 子どもをはじめ、すべての人々の個々の尊厳と権利を深く理解し、現代社会の抱える諸問題に向き合っていける人
- 3 幼児教育・社会福祉における専門性と倫理観を身につけて、地域社会において貢献しようとする意欲がある人

以上により、学生の受け入れ方針を定め、公表していると判断できる。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入学試験委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(1) 短期大学部全体

学生募集については募集人員、選考方法、試験科目の配点、出願期間等の入学試験にかかる情報や、併せて授業料その他の費用や経済的支援に関する情報について、本学ホームページ（資料4-1【ウェブ】）、CAMPUS GUIDE（資料1-5）、学生募集要項（資料5-1）に明示することにより、学生募集及び入学者選抜を実施している。

オープンキャンパス、進学相談会、教員による福島県内外の高等学校への個別訪問などを通じて本学の入試に関する情報の周知を行うとともに学生募集を広く行っている。

学生募集及び入学者選抜に係る事項については、各学科の教員及び事務職員から構成する入学試験委員会で審議した後、教授会での審議を経て決定している。

入学者選抜は、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、高等専修学校・各種学校等入学生特別選考、社会人入学生特別選考、外国人留学生選考を通して実施している。学校推薦型選抜においては、本学が指定した高等学校から入学者選考を行う特別推薦（指定校推薦）入学者選考を併せて行い、公立大学として入学者の受け入れを充実させている。

学校推薦型選抜においては推薦者たる高等学校長に本学のアドミッション・ポリシーを理解の上、推薦するよう依頼している。また、総合型選抜、学校推薦型選抜及び一般選抜Ⅱ期における面接においては、受験生のアドミッション・ポリシーの理解度を見るとともに、その観点からの評価も心がけている。

一般選抜においては、学力試験を課す選抜、大学入学共通テストを利用する選抜により、入学者の選考を行っている。多様な入試形態での入学者の選考を通して、本学の受け入れ方針に基づいた入学者選抜・選考を行っている。

各学科の教員から構成される入学試験委員会の監督のもと、定められた実施要領に基づき、全ての入学者選抜・選考において出題から採点・入力に至る全ての過程を厳重に管理しており、情報の秘密性を確保するとともに公平・公正な入試が実施できる適切な体制となっている。また、合格者の決定は学科会議で合否判定案を作成し、教授会の議を経て学長がこれを行っており、入学者選抜・選考は公正かつ適切に行われている。

このように本学での入学者選抜については、透明性・妥当性を確保する厳格なシステムが構築されており、このシステムの下、入学者選抜は適切に実施されている。

また、心身の障がい等により、受験に特別な配慮を必要とする場合、事前に申し出を求める旨を募集要項に記載し、受験や修学の上での特別な配慮を検討し、対応している。

2021年度から2023年度までの入学者選抜においては特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大への対応を行った。入学を希望する者が感染もしくは濃厚接触扱いとなった際も受験機会を失わないようにするため、全ての入試区分において本試験日とは別の追試験日に受験できる対応を計画実施した。

(2) 産業情報学科

アドミッション・ポリシーに基づき、産業情報学科では、学校推薦型選抜において学科の履修に深く関連した検定試験（簿記検定試験、情報処理検定試験、情報処理技術者試験、実用英語技能検定、日本漢字能力検定試験）の上級合格者を対象とした若干名の資格推薦

入学者選考制度を利用して、学科関連分野に秀でた能力を有する学生の獲得に努めている。小論文の課題のほか、実技試験を選択して受験することが可能であり、様々な能力を一定以上有する学生の獲得を目指して選考試験を実施している。また、一般選抜においては、主となる一般選抜（一般Ⅰ期A）に加えて3月初旬に若干名の募集による一般選抜（一般Ⅱ期）を行い、受験生に複数回の受験の機会を設けて入学者選抜を行っている。

（3）食物栄養学科

アドミッション・ポリシーに基づき、食物栄養学科では、学校推薦型選抜において学科の履修に深く関連した検定試験（実用英語技能検定、食物調理技術検定）の上級合格者を対象とした若干名の資格推薦入学者選考制度を利用して、学科関連分野に秀でた能力を有する学生の獲得に努め、入学後の学生のキャリアパスを見通した入学者選考を実施している。また、一般選抜（一般Ⅰ期A）において試験科目に「食物栄養基礎」も選択できるようにしている。

（4）幼児教育・福祉学科

アドミッション・ポリシーに基づき、幼児教育・福祉学科では、推薦入学者選考において学科の履修で不可欠である社会の出来事を多角的な視点から分析できる能力及び国語の読解能力を測る出題を小論文で課している。また、学生が取得を希望した資格・免許に関連したコミュニケーション能力を試験するため、受験生に活動報告プレゼンテーションを含む面接試験を課し、入学後の学生のキャリアパスを見通した入学者選考を実施している。

以上により、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本学全体の入学定員は、本学の教育研究実施組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件に加え、栄養士及び保育士の養成施設として厳守すべき定員等を総合的に考慮した上で、いずれも150名（産業情報学科60名、食物栄養学科40名、幼児教育・福祉学科50名）と学則で定めている。

学科ごとに定められている入学定員・収容定員に基づき、入学試験委員会、各学科会議、教授会において入学者数を決定し、適切な収容人員数を管理している。

過去5年間における入学定員充足率は表1に示すとおりであるが、産業情報学科1.04、食物栄養学科0.99、幼児教育・福祉学科1.00、本学全体1.01である。また、過去5年間における収容定員充足率は表2に示すとおりであるが、産業情報学科1.06、食物栄養学科0.98、幼児教育・福祉学科1.01、本学全体1.02である。

表1 入学定員充足率（小数点第3位を四捨五入）

学科名	定員	2019年 度	2020年 度	2021年 度	2022年 度	2023年 度	平均
産業情報学科	60	1.10	1.03	1.03	1.03	1.00	1.04
食物栄養学科	40	1.10	0.93	0.78	1.05	1.10	0.99
幼児教育学科	50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	1.00
本学全体	150	1.07	0.99	0.95	1.03	1.03	1.01

※ 幼児教育学科は、2023年4月から幼児教育・福祉学科に名称変更

表2 収容定員充足率（小数点第3位を四捨五入）

学科名	定員	2019年 度	2020年 度	2021年 度	2022年 度	2023年 度	平均
産業情報学科	120	1.11	1.08	1.04	1.03	1.02	1.06
食物栄養学科	80	1.06	1.01	0.85	0.91	1.08	0.98
幼児教育学科	100	1.01	1.00	1.00	1.02	1.03	1.01
本学全体	300	1.06	1.04	0.98	0.99	1.04	1.02

※ 幼児教育学科は、2023年4月から幼児教育・福祉学科に名称変更

以上により、本学は、学則で定めた入学定員及び収容定員に基づき、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を適正に管理していると判断できる。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、アドミッション・ポリシー（資料1-5、4-1、5-1）に基づき定期的に入学試験委員会において、学生募集及び入学者選抜・選考についての事項を本学全体の視点から検討を行い、募集にかかる施策の方針を決定、実施している。入学者選抜・選考に当たっては、各学科において定めるアドミッション・ポリシーに基づき、各学科において合否判定を行い、その結果を教授会が審議することで各学科の入学者選抜の適否を検証している。入学者選抜試験制度についても、入学試験委員会において検証を行うことで、次年度の試験を適切に実施している。

各学科では、定期的な学科会議において各選抜・選考における入学者の入学後の状況等も考慮しながら、当該年度の学生募集及び入学者選抜・選考試験についての検証を行い、次年度の学生募集にかかる施策、入学者選抜試験制度を協議している。

入学者選抜は、定められた実施・監督要領に基づき厳正・厳格に実施している。入学者選

考・選抜の可否については、各学科においてアドミッション・ポリシーに基づき判定した後、教授会にて本学アドミッション・ポリシーと照らし合わせ、判定が妥当であるかを全体で検証・審議し、可否の判定案を承認し、学長が最終決定を下している。また、入学試験委員会が、当該年度の入学者選抜・選考の結果について検証し、その結果を教授会に報告、議論を重ねることで、次年度の入学試験制度の更なる改善を重ねている。さらに入学試験委員会では、当該年度の入学者数の把握と分析を行い、入学定員と収容定員の適正化に努めている。入試実施状況について課題等の検証も含めて入学試験委員会が評価委員会に報告し、その内容を評価委員会が評価、改善策を入学試験委員会がまとめ、次年度の年度計画に企画運営委員会が盛り込む。その際、評価委員会の評価と企画運営委員会の年度計画をそれぞれ教育研究審議会が審議して短期大学部としての決定を行っている。

以上により、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

5.2. 長所・特徴

本学では、学科横断的に全体で学生受け入れに関する業務への取り組みを進めてきた。その中で入学試験委員会と広報委員会及び地域活性化センターとの連携体制を構築し、高校訪問などの広報活動、派遣講座などを積極的に実施することにより、本学と会津地域を中心として高等学校進路指導担当教員との信頼関係が構築できている。この施策は学生募集上きわめて重要であり、今後も限られた予算及び大学内リソースを、学科ごとのような小さな単位に分散するのではなく、選択と集中により学生獲得のための方策をより一層充実させるべく、全体で戦略的な訪問・派遣講座計画の策定を行う。

2017年度から新たに入試・広報センターによる入試情報分析、高等学校への一貫した継続的な広報活動を実施するために、予算措置を含めた学内での整備を進めている。入試・広報センターには専属スタッフ（非常勤嘱託員）の配置もなされ、志願者数の減少に歯止めをかけ、今後一層充実させていく方針である。

2019年度から本学の情報発信のより一層の充実のために本学ホームページのリニューアルを行った。

なお、2019年8月から2021年度まで学部長の諮問機関として入試改革ワーキンググループが設置され、本学の入試改革について議論された。ワーキンググループや各学科での検討を経て2022年度入試から総合型選抜を実施するに至っている。なお、入試改革ワーキンググループは現状の入試改革に貢献したことで役目を終えて（2022年3月16日教授会にて廃止宣言）、現状の入学選抜に関する業務は入学試験委員会に統括されている。

5.3. 問題点

全国的な現象であるが特に福島県会津地域における18才人口の減少は著しく、周辺の高校が次々と統合されたり生徒の人数が減っている社会現象が根本にあることは明白である。しかしながら今後、更なる本学独自のカリキュラム等を含めた情報発信を進めていく上で、高校生が本学の授業、実習などを体験できるための施策の整備が必要である。

入学試験の動向についての細やかな分析が十分ともいえないため、入試・広報センターを中心とした対応の充実が必要である。また、広報について、高校訪問は割り当てられた学科の教員が、翌年は違う地域を訪問するため、高校との連携の継続が、前年度の高校訪問記録の参照だけになってしまい、より頻繁な接触や、年度を越して継続・充実した交流が難しいことが改善を要する点である。

5.4. 全体のまとめ

本学では、学生の受け入れの適切性について、毎年度点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善の取組を行っている。

本学は限られた予算及び大学内リソースを学科ごとのような小さな単位に分散するのではなく、学科横断的に全体で学生受け入れに関する業務への取り組みを進め、入学試験委員会と広報委員会及び地域活性化センターとの連携体制構築、高校訪問などの広報活動、派遣講座などを積極的に実施することにより、本学と会津地域を中心として高等学校進路指導担当教員との信頼関係が構築できている。2017年度から新たに入試・広報センター開設及び専属スタッフ（非常勤職員）配置もなされ、志願者数の減少に歯止めをかけ、今後一層充実させていく方針である。2019年度から情報発信充実のために本学ホームページのリニューアルや、2022年度入試から総合型選抜も行うなど新たな取り組みも実施した。

しかし一方で、入学試験の動向についての細やかな分析が十分ではないなどの課題があり、入試・広報センターを中心とした対応の充実が今後更に必要である。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 短期大学の理念・目標に基づき、短期大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、教育研究上の目的を実現するために、以下の四項目からなる「求める教員像（教員採用ポリシー）・教員組織編成方針」を定めてウェブ上で公開し、全学的に共有している（根拠資料6-1【ウェブ】）。

【求める教員像】

- 1 本学が掲げる教育研究上の目的を十分に理解し、教育・研究活動・地域貢献等に取り組める者
- 2 優れた人格と識見を備え、高度な専門知識により本学の教育・研究を担当するに相応しい能力を有し、その向上に努める者
- 3 教育・研究・大学運営等の活動において、適切に学生支援に取り組み、他の教職員等と信頼関係を築き協働することができる者
- 4 研究成果を広く地域、社会に還元し、研究者として学術の発展と持続可能な社会の実現に貢献することができる者

本学においては、教員の採用に際し、教育研究上の目的を達成するため、「人格、学歴、職歴、教授能力、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動等」について「会津大学短期大学部教員選考基準」（資料6-2）を定めている。また、学校教育法第92条で定められた教授、准教授、講師、助手の各職位に対してはそれぞれに求める資格を前述「会津大学短期大学部教員選考基準」（資料6-2）によって定めている。

また、本学は同一法人傘下にある会津大学とともに、「本学の使命及び目標を踏まえ、役員及び職員が職務を遂行していく上での指針、基準となるべき「行動規範」を制定し、一人ひとりがこれを実践」することを目的とした「会津大学行動規範」（資料6-3【ウェブ】）に基づき、教職員倫理意識の向上を目指している。

教員組織の編制方針については上述の「求める教員像（教員採用ポリシー）・教員組織編成方針」（資料6-1【ウェブ】）において以下のように定め、「求める教員像」と同様にウェブ上で公開して全学で共有している。

- 1 「大学設置基準」等関連法令に基づくとともに、教育研究上の目的等を実現するため、役割分担と相互協力のもとに教育・研究・大学運営・地域貢献等が実践できるよう適切に教員を配置する。
- 2 教員間の連携・協力体制を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育・研究・

大学運営・地域貢献等において適切に教員の役割を分担する。

- 3 教員の募集、任用、昇任等にあたっては、「求める教員像」、大学の諸規程等に基づき、透明性を確保しながら、公正かつ適切に行う。
- 4 FD (Faculty Development) 活動等を通じて、教員の資質向上に組織的に取り組む。

本学を構成する産業情報（経営情報コース及びデザイン情報コース）、食物栄養、幼児教育・福祉の各学科は、「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（資料1-3）で示した教育研究上の目的に従い、適切な教員配置及び教員編制を行っている。また、この教育研究上の目的に沿って学科のカリキュラムを編成し、主たる科目を専任教員が担当することにより卒業までの教育課程で責任を持って学習指導を行っている。

上述「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（資料1-3）に従って、産業情報学科では経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、経営情報に関する各分野を担う教員と、デザイン情報に関する各専門分野を担う教員を配置している。食物栄養学科では「食」と「健康」について広く深く専門知識を教授する教員、「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能を教授する教員を配置している。また、幼児教育・福祉学科では「地域社会の幅広い分野で教育・保育」に関して教授する教員を配置している。

各教員の役割については、学校教育法第92条に明示された教育と研究、及び実務における役割分担に基づき相互に連携し業務を執り行っている。

また、本学の教育研究については「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」（資料2-1）によって明示された指揮体系に基づき、学部長、学科長、学生部長を配置し、これに従って業務が執り行われている。加えて「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料6-4）第5条によって学科長、第6条によって短期大学部附属図書館長、第7条によって学生部長を置くことが定められている。さらに学生部長の職務内容を第8条に明示している。

以上により、短期大学の理念・目標に基づき、短期大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示していると判断できる。

6.1.2. 教育組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：短期大学全体及び学科ごとの基幹教員・専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編成のための措置

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学における専任教員数については、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び別表第一イの表を満たす形で配置されている。また食物栄養学科においては「栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）」及び「栄養士養成施設指導要領について」に従い、幼児教育・福祉学科においては「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」及び「教職課程認定基準」に従い配置されている。なお、本学においては基幹

教員の採用を行っていない。

専任教員の職位については「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」（資料 2-1）及び会津大学短期大学部学則により、教授、准教授、講師、助教、助手を置くことが定められ、これに従って教員組織を整備している。2023 年 8 月現在における各学科の専任教員数については以下のとおりだが、各学科の専任教員数は短期大学設置基準を上回っている。

なお、食物栄養学科においては、栄養士養成施設として栄養士法施行規則の規定に基づき、専任教員として助手を配置している。

産業情報学科	11 名（教授 5 名、准教授 4 名、講師 2 名）
食物栄養学科	10 名（教授 3 名、准教授 2 名、講師 2 名、助手 3 名）
幼児教育・福祉学科	10 名（教授 4 名、准教授 1 名、講師 5 名）

これら専任教員は前述「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（資料 1-3）における教育研究上の目的を遂げるため適切な専門分野を網羅するよう配置している。

またこれに加えて教育及び研究、実務を補助する役割として、産業情報学科（4 名）及び幼児教育・福祉学科（2 名）には、非常勤実習助手を配置している。

本学においては、「会津大学短期大学部学則」（資料 1-2）第 40 条により教授、准教授、講師、助教、助手が配備されると定められ、これに従って教員組織は教授、准教授、講師、助手によって構成されている。一方、全体の男女比は助手を含めた全教員 31 名のうち、男性 25 名、女性 6 名となっている。

また、教員は「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料 6-4）第 3 条に従い、産業情報学科、食物栄養学科、幼児教育・福祉学科のいずれかに所属している。所属の基準は同第 4 条において定められ、学長が教授会に諮り決定している。

本学の教養教育は学則第 19 条に基づき「教養基礎科目」を設定している。この運営をするにあたり、「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料 6-4）第 14 条によって教養基礎会議を設置している。教養基礎会議の運営にあたっては教養基礎科目を担当する教員が構成員となり、学長が指名する本学の専任の教員をもって充てられた教養基礎会議議長が業務を掌理している「会津大学短期大学部教養基礎会議規程」（資料 4-4【ウェブ】）。

なお、本学にあっては 2022 年の大学設置基準等の改正に沿った TA 及び SA を活用した指導体制を導入していない。

以上により、教育組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2 : 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教員採用及び昇任については「会津大学短期大学部教員選考規程」(資料 6-5) が設けられ、これに従って進められている。また選考の基準は「会津大学短期大学部教員選考基準」(資料 6-2) によって定められている。教員の人事については「会津大学短期大学部教育研究審議会規程」(資料 6-6) によって定められた規定に従い、審議を経て決定する。

採用及び昇任にあたっては学科長が学科所属教員の 3 分の 2 以上の同意を得て学長に申請し、教授会において選考委員会が設置される。選考委員会での審議を経たのち、教授会において構成員の 3 分の 2 以上の出席のもと、投票により出席者の 3 分の 2 以上の多数をもって決定する。この結果を学長が理事長に申し出ることにより任用される。その結果を短大教育研究審議会へ報告する。

なお、採用選考の手続きに関しては上記「会津大学短期大学部教員選考規程」(資料 6-5) 第 3 条により一般公募又はその他の方法により開始するとされ、選考委員会が作成した公募要項によって進められている。

以上により、本学における教員の募集、採用、昇任は公正かつ適切に行われていると判断できる。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1 : ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

評価の視点 2 : 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学におけるファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動にあたっては、「会津大学短期大学部 FD 小委員会規程」(資料 6-7) に基づいた FD 小委員会が設けられ、これが FD 活動全般を企画立案し推進している。FD 小委員会の審議事項はその規定によって定められている。

FD 小委員会は企画運営委員会の下部組織として位置付けられ、「会津大学短期大学部企画運営委員会規程」(資料 2-5) によって定められたファカルティ・ディベロップメントに関する事項を検討することになっている。企画運営委員会委員長は学長又は短期大学部長をもって充てるとされ、FD 小委員会は学長又は短期大学部長のガバナンスの下で運営されている。

また FD 小委員会は、企画運営委員長から指名された各学科の教員各 1 名、評価委員長から推薦された教員 1 名を構成員とすることが「会津大学短期大学部 FD 小委員会規程」(資料 6-7) により定められている。この規定により、本学の各学科からの意向が FD 小委員会に反映され、企画立案内容が各学科にフィードバックされる形が取られている。

本学は FD 小委員会主催の FD 研修会を年に 1 回ペースで開催している。直近 5 年の活動実績は以下の通りである。この中でも特に 2020 年度の研修会では、新型コロナウイルス感染の急速な拡大という状況において、当時全国的に導入され始めた遠隔授業についての問

題を掘り下げた。また、2021年度からは大テーマとして「教育の質保証」を掲げ、教育力向上のために全教員の意識と実践力を高めるための研修に取り組んだ。

2019年度	「教育・研究活動における著作物の利用と倫理」 徳島文理大学 総合政策学部 准教授 橋本 誠志 氏
2020年度	「遠隔授業をきっかけにした授業改善・教育改善」 茨城大学 全学教育機構総合教育企画部 畠田敏行 氏
2021年度	「シラバスの書き方ー認証評価へ向けて何が必要か？ー」 大阪大学 全学教育推進機構教育学習支援部 准教授 佐藤 浩章 氏
2022年度	「PDCAサイクルと質保証のための学内体制の構築」 山形大学 学術研究院 教授 浅野茂 氏
2023年度	第1部「成績評価の組織的点検」教育の質保証の観点から 第2部「シラバス改善実践セミナー」教育の質保証の観点から 筑波大学 大学研究センター准教授 田中正弘 氏

食物栄養学科では、2019年度から、学科内教員定例研修において、授業設計に関わる実践的知識等の教授や大学規範の遵守の徹底に加えて、学科独自で実施している評価結果を各教員にフィードバックするとともに、学科全体評価を教員間で共有して、授業の質改善を行っている。

また、本学は山形大学が主催する「FD ネットワークつばさ」に連携校として参加しており、リレーエッセイへの投稿に加え、本学教職員には授業改善、カリキュラム・教育制度改革などの実現を目的とした情報発信を行っている。

本学では教員の授業を学生目線から評価するために前期と後期の年に2回の授業評価アンケートを実施している。これは「会津大学短期大学部評価委員会規程」(資料 2-6)に基づき設置した会津大学短期大学部授業・本学評価小委員会が、アンケート項目の精査、アンケートの実施、並びにアンケート結果の集計を行っているものである。本学では、前述小委員会がアンケート結果を授業担当者にフィードバックし、その結果に基づいて担当者は改善点などを含むコメントを担当授業ごとに提出する仕組みを構築している。集計結果は冊子として製本し、図書館に配架することで広く学生の目に触れられるようにしていることに加え、本学ホームページ上で公表している。

教員の教育活動、研究活動及び社会活動については、FD活動とは別に、年度ごとに教員業務活動実績報告書の提出が義務付けられ、教員評価基準検討小委員会で集約している。

上述の短大授業・本学評価小委員会と教員評価基準検討小委員会はその上部組織である短大評価委員会の規定に基づいて設置され、本学として組織的かつ体系的に運営している。またその審議内容は「会津大学短期大学部評価委員会規程」(資料 2-6)において定められている。

以上により、本学においては、ファルカルティ・ディベロップメント活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

6.1.5. 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

評価の視点 1：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性

評価の視点 2：併設大学における兼務の状況

本学は「公立大学法人会津大学定款」（資料 1-1）に基づき公立大学法人会津大学の下に設置された短期大学である。併設大学である会津大学はコンピュータ理工学部（入学定員 240 人）の一学部から成り、本学校舎からおよそ 3 キロ離れたところに位置している。この設置学部の持つ教育内容の特殊性と、両校舎の距離のため、教育における日常的な交流は多くはないものの、一法人二大学の強みを生かした活動を行っている。国際性と語学教育に力を入れている会津大学で実施される TOEIC IP テストへの学生参加、オンライン語学学習におけるノウハウの共有など、会津大学の語学研究センターと本学教養基礎会議とは年間を通して情報交換を行っている。また、法人として「会津大学競争的研究費」を設けて研究を奨励しており、本学教員の研究も応募して、毎年数件の採用実績がある（「各年度の競争的研究費採択結果一覧 2020～2023」資料 6-8）。このなかで、2020 年度には本学教員と会津大学教員との共同研究も行われ、業務だけでなく研究面での協力関係も見られる。最後に、両大学の兼務に関しては、現在、会津大学の教職課程科目を担当するために本学から 1 名の教員が非常勤という形で出講している。

以上により、本学は併設大学との教員及び教員組織の関係が適切に保たれていると判断できる。

6.1.6. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期計画を定め、この中期計画に基づき、事業年度ごとに年度計画を策定し、この計画に基づく取組状況を年度末に実績報告書としてまとめる際、教員組織の適切性についても点検・評価を行っている。この「中期目標・中期計画」は公立大学法人化後の 2006 年から開始し、6 年ごとの見直しを経て今年で第 3 期となる。なお、この「中期目標・中期計画」に基づいた「年度計画」は短大企画運営委員会にて立案されている。

本学では、上述の「報告書」を「中期目標・中期計画」に沿って五つの大項目とそれに付随した細項目で構成し、細項目ごとに A（年度計画を上回って実施している）・B（年度計画を予定通り実施している）・C（年度計画を下回って実施している）・D（年度計画を大幅に下回って実施している）で評価している。これらの評価については短大評価委員会にて確認を受け、次に教授会で審議され、最終的には短大教育研究審議会にて審議される。さらに、検証結果としてまとめられた「報告書」は県評価委員会によって再度検証され、その結果は毎年「業務の実績に関する評価結果」としてまとめられるとともに、企画運営委員会が策定

する次年度の年度計画に反映して改善に取り組むこととしている。これらは全て本学ホームページ上に掲載され、誰もが閲覧できる形になっている。

以上により、本学では教育組織の適切性は定期的に点検・評価を行い、これに基づいた改善を行う不断の取り組みを行っているとは判断できる。

6.2. 長所・特徴

本学においては、教員の採用及び昇任の人事を規定に則り適切に行っている。採用及び昇任にあたっては当該学科教員のみならず、他の学科から選出された選考委員を交えた選考委員会を教授会承認に基づいて組織し、学科に留まらず、全学的利益の観点から公正に選考を行っている。

教員の雇用については、その職位に関わらず任期付き雇用ではなく、その安定的な雇用条件を背景に、本学の授業、研究、学内運営は大変円滑に進められている。

6.3. 問題点

1999年に男女共同参画社会基本法が成立して以来、男女共同参画＝ジェンダー平等の理念に基づいた社会形成が目指されている。本学に関しては、教員の採用選考にあたって女性教員を登用したいところではあるが、募集分野の特殊性から女性教員の応募が増えない傾向にあり、男性教員25名に対して女性教員6名という男女比は改善が進みにくい。

なお、在学生の男女比は圧倒的に女子の方が高い状況にある（2023年度4月現在で男子学生43人であるのに対して女子学生は268人）。

6.4. 全体のまとめ

本学では教育目的に従った教員組織を編制し、学科においてはディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム編成を行い、個々の教員が最大の教育成果を達成するための力を発揮できるように適切な教員組織編制が行われている。このことは公正な採用及び昇任人事を行うことと、明確に定められた学部長や学科長の責務によって担保されている。また学科専門教育科目とは別に設けられた教養基礎科目を運営するにあたっては教養基礎会議を設け、全学的な視点に立った教育のための運営を組織的に行なっている。個々の教員の成果は教員評価基準検討委員会がとりまとめ、短大全体を俯瞰している。FD研修会を毎年開催し、教員の質向上のための機会が設けられている。こうしたことから、本学はおおむね適切な教員組織運営を行っているとは判断できる。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学では、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう修学支援、進路支援、学生生活支援に関して学生支援ポリシーを定め、「学生便覧」(資料 4-1【ウェブ】)で学生及び教職員に開示して、これらの支援を適切に実施している。

学生支援ポリシー

【基本方針】

学生が、修学に専念することができる環境を整備し、充実した学生生活を送るための支援体制を構築し、豊かな人格形成と自発的な学習意欲を促すためのサポートを行っていく。また、学生支援の質向上の取り組みとして、定期的なニーズ把握とファカルティ・ディベロップメント (FD) 等を充実させる。

【修学支援】

- 1 授業科目や専門分野等の選択の際のガイダンスを適切に実施し、また、修学に関する相談体制、学生が必要とする修学支援を教務組織と学科、事務局等が連携し、教職員が一体となって実施する。
- 2 全ての学生が安心して教育を受けられるように、高等教育無償化や奨学金制度等の経済面での援助を適切に行う。
- 3 成績不振者および休学、退学者等について、その状況を把握し、迅速な対応を行う。
- 4 特別な支援が必要な学生への合理的な配慮を行う。
- 5 ICT 環境を整え情報リテラシー能力の向上を図るとともに、図書館や実習室等における修学環境の充実に努める。

【進路支援】

- 1 学生のキャリア形成を実現するために、キャリア教育プログラムを配置する等、体系的なキャリア形成支援に取り組む。
- 2 キャリア支援センター(CSC)による個別の進路相談、サポート等を通して、一人ひとりの学生に適した進路支援を実施する。
- 3 進路ガイダンスやインターンシップ、各種講座や模試等の実施により、就業力の向上に向けた体制を強化する。

【学生生活支援】

- 1 サークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう適切に支援を行う。
- 2 生活と健康、さらにはメンタルな問題にも対応するため、学生相談機能を充実させるとともに、ハラスメント等に関する相談・助言体制等を整備する。
- 3 キャンパス・学生寮等の諸施設が、学生にとって安全で質の高い生活空間となるよう適切に整備を行う。

以上により、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示していると判断できる。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学は、学生支援ポリシーに基づく適切な支援を実施するため、事務職員による学生係と、教員で構成される教務厚生委員会、キャリア支援センター、学生相談室、ハラスメント防止等委員会、苦情等処理委員会、附属図書館委員会、コンピュータセンター運営委員会が連携して対応する体制を整備している（資料 6-4）。

各学科における学生の修学支援、生活支援及び進路支援については全学的な取り組みとともに、個々の学生が所属するゼミの指導教員がきめ細やかに対応している。また各教員間で情報の交換・共有を行い、学科会議においても支援の必要がある学生の確認を定期的に行っている。

修学に関する基本の知識を身につける場として、4月には新入生ガイダンス、2年生前期ガイダンス、後期開始日にも後期ガイダンスを学年別、学科・コース別に開催している。これらは教務厚生委員会において実施計画を検討し、教授会の承認の上で行われている。内容は各学科・コースの特徴に合わせて調整しており、教務厚生委員が中心となって授業科目、履修方法、資格要件、卒業要件などについて「学生便覧」（資料 4-2）に基づき詳しく説明している。また、各専門分野に応じた履修モデル（資料 4-11）による履修指導を行い、目指す分野に適した履修を支援している。1年次後期以降のガイダンスでは成績に関しても説明し、単位修得状況に応じて教務厚生委員がゼミの教員と連携をとって指導している。その結果、ほとんどの学生は卒業要件、資格要件を期間内に満たして修了することができている。

これらのガイダンスとは別に、コンピュータセンター運営委員会による新入生向けのコンピュータガイダンスも入学直後に実施している（資料 4-13【ウェブ】）。本学においてはICT を活用した教育が大きな役割を果たしているため、本学が提供する各種クラウドシス

テム、無線 LAN への接続、学務システムの利用方法等を説明している。加えて情報倫理やネット利用時の各種トラブル対応等のネットワークリテラシーについても指導している。このことにより、学生は学内の ICT 環境をスムーズに利用できるようになり、授業や自主学習など様々な活動に役立てることができるようになっている。

また、新入生の大学生活への理解を深めること等を目的に、入学直後の時期に学科別にオリエンテーションを実施している。オリエンテーションには2年生も同時に参加し、新入生に対し学生自ら授業の経験談などを含めた説明も行っている。その結果、新入生は入学後短期間において大学生活の理解度が高まり、また同学年、上級学年及び教員間の関係性を深めることができている。

個別の修学支援のために、各教員は週に1コマ以上のオフィスアワーを設けているほか、学生がオフィスアワーの時間帯以外に研究室を訪れた場合やメールでの質問についても柔軟に対応している(資料 4-2)。2021 年度実績では、オフィスアワー時間内・外を含めた全相談件数 4,743 件に対し、学習に関する相談は 2,560 件と半数以上を占めている(資料 7-1、7-2)。この結果からもきめ細やかな修学支援が実現できていることが確認できる。

奨学金等の経済的な面からの修学支援については、入学時のガイダンスにおいて新入生全員に対し、日本学生支援機構の奨学金制度に関する説明を行うとともに、「学生便覧」(資料 4-2)への掲載や学務システム「Pota.」、本学ホームページ(資料 7-3【ウェブ】)により周知徹底を図っている。日本学生支援機構の奨学金の受給者は全ての種類を合わせると全学生の5割以上であり、希望した学生全てが何らかの奨学金を受給することができている。また、その他の奨学金制度についても随時周知している。

このほか、次のような本学独自の紅翔奨学金制度(資料 7-4)も設けている。卒業生や教職員関係者、企業等からの寄附金を基に、2014 年度に制度を創設し、学業努力の成果が顕著な学生に対し返還を要しない奨学金として2015 年度から毎年度12名の学生に対して給付を行っている。また、授業料等の免除についても、本学独自のメニューがある。生活保護法適用世帯や災害等により損害を受けた世帯などの要件に加えて、東日本大震災で被災した学生及び経済困窮となった学生の修学機会が失われることのないよう、「東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う授業料の減免措置」(資料 7-5)を2011 年度から導入し、学生への経済支援を実施している。さらに、COVID-19 の影響で生活に不便や困難を感じる学生向けの支援として、寄附に基づく各種食料支援や、会津大学学生生活給付金制度による学内の食堂・売店で利用できるプリペイドカードの支給なども実施している。

学生の自主的な学習を促進するための支援としては、附属図書館において平日の延長開館や土曜開館などを適宜実施して自主学習の場を提供している(資料 4-2)。また、コンピュータセンター演習室やCG 室等についても、授業のある平日の日中だけでなく、平日の早朝・夜間や土曜・日曜日にも利用できるようにしている(資料 4-2)。さらに、オンライン学習時にノートパソコンを所有しない学生に対して貸し出しをするなどの対応もしている。

生活支援に関しては、教務厚生委員会が「会津大学短期大学部教務厚生委員会規程」(資料 7-6)に従い、毎月委員会を開催して学科課程表、学生行事、奨学金、学生寮、自治会等学生生活全般の問題について学科間の連絡調整を行い、教授会に議案を上程する。各学科・コースに1人ずつ配置される教務厚生委員は、学科・コースの学生の履修指導、休学・退学に関する管理、奨学金推薦の面接など、高校までの学級担任のように学科・コースの学生

の学生生活を支援している。また、オフィスアワーにおいても学生の生活相談についてきめ細かな対応を行っており、2021 年度実績では、オフィスアワー時間内・外を含めた全相談件数 4,743 件に対し、生活に関する相談は 362 件と 1 割弱の割合であった（資料 7-1、7-2）。

さらに、学生の相談窓口（資料 4-2）となる組織として学生相談室を設置し、学生の心身及び生活等の各種相談への対応と支援をしている（資料 7-7）。各学科から選出した 4 名の教員を学生相談員とするとともに、学生相談カウンセラーを配置して 1 週間に 1 日学生の相談に対応している。ここで相談内容が緊急性・危険性を伴う場合には、学生相談員は相談室長及び副室長に報告して組織的に対応する。なお、相談内容によってはハラスメント防止等委員会や苦情等処理委員会とも連携してこれに対応する。

進路に関する支援については、進路指導委員会及びキャリア支援センター（資料 7-8【ウェブ】）を中心にこれを行っている。キャリア支援センターには実務経験豊かな 2 名のキャリアアドバイザーを配置し、全 1 年生を対象とした進路面談を実施している。この面談に基づき全学生の進路カルテを整備して一人ひとりの進路目標が達成できるようにきめ細やかな支援を実現している。このほかにも民間就職・公務員・編入学といった多様な進路先に対応する講座や模試を実施するとともに、インターンシップのマッチングや就活メイクアップ・スーツ着こなし講座、個別面接指導など、年間を通じた支援体制を整えている。COVID-19 への対応措置としては、Web 面接を行う ICT 環境がない学生のために新規に Web カメラとヘッドセットなどを購入し、キャリア支援センター内にパーティションによって仕切られた Web 面接用の環境を整備した。

正課外活動を充実させるための支援は、教務厚生委員会を中心にこれを行っている。具体的には委員会内において、学生自治会（サークル活動を含む）、紅翔祭（学園祭）、スポーツ大会などの活動ごとに担当教員を配置し、学生に助言や指導を行うことで、その活動の質向上をサポートしている。さらに、活動の際の安全管理やリスク対策も行い、学生たちが安心して活動できる環境を整えている。COVID-19 への対応措置としては、サークルが外部イベントの参加など学外活動をする場合には、感染症対策等を記した活動計画書を提出させることで、学生の健康と安全を最優先にした。計画書に不足や改善点がある場合は学生側に再提出を求め、感染リスクが低減するよう指導している。

以上により、本学における学生支援体制は十分に整備されており、その支援は適切に実施されていると判断できる。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性についての点検・評価は、毎年 4 月に 2 年生を対象とした学生生活アンケート調査（資料 7-9）に基づいている。その結果は、各種委員会で対応策の検討の根拠資料として使用されている。具体的には、生活費やアルバイトといった金銭面の事項や学生生

活全般に関することは教務厚生委員会、対人関係のトラブルや心身の不調に関する事項は学生相談室、図書館に関する事項は附属図書館委員会でそれぞれ検討されている。また、進路支援活動の点検・評価については、卒業者の進路決定状況（資料 7-10）を毎月集計し、進路指導委員会、学科会議、教授会で検討することで、支援活動の改善を図る資料としている。さらに学生支援において欠かせない教職員の学生への対応方法のスキル向上のために、学生相談員向け、全教職員向けに研修会も開催している（資料 7-11）。

最終的にこれらの点検・評価は、企画運営委員会が作成した年度計画に従って評価委員会で集約され、教育研究審議会へ報告される内部質保証の枠組みとして運営されている。

以上により、本学における学生支援の適切性について定期的に点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上の取り組みは適切に行われていると判断できる。

7.2. 長所・特徴

本学の支援体制の特徴の一つは多様な相談窓口を設けていることにある。高校までの学級担任に相当する教務厚生委員、進路の相談窓口である進路指導委員及びキャリアアドバイザー、奨学金や学費など経済的な部分の相談窓口である事務室学生係、そして学生生活全般から心身面についての相談窓口である学生相談員及びカウンセラーなど、相談できる窓口が複数あることで、学生は相談内容の適合性だけでなく相談しやすい自分に適した窓口を選ぶことができるようになる。これは早期の問題解決にもつながるという大きなメリットがある。

一方、学生がどの窓口で相談するべきか迷った場合には、学生相談室所属の学生相談員に相談するように指導している。学生相談室の体制は 2021 年度に整ったばかりであるが、相談者のプライバシー保護と組織的な対応のバランスをとりながら、必要に応じて他の委員会と連携して学生支援に取り組めるのが特徴である。

7.3. 問題点

給付型奨学金（紅翔奨学金）を受給できる学生数を増やすため財源の確保、拡大を目指す。また、カウンセラーの対面での相談可能時間が 1 週間に 1 日しかないことも検討の余地がある。

7.4. 全体のまとめ

本学では、「第 3 期中期目標・中期計画」及び「学生支援ポリシー」で学生支援に関する方針を明確化し、この方針に基づいて各年度計画を策定し実施している。

実施体制としては、教務厚生委員会や学生相談室を中心に、必要に応じてハラスメント防止等委員会、苦情等処理委員会と連携して対応している。学生がどの相談窓口で相談しても適切な支援を受けられるような体制を整えている。また、キャリア支援センターや附属図書館委員会、コンピュータセンター運営委員会も進路活動や教育活動の支援に注力している。点検・評価については評価委員会、教育研究審議会で行われ、その結果に基づき改善策を検

討し、見直しを図っている。

学生支援のための対象者の抽出は、学生相談室への相談がなくても実施されている。授業の出席状況や日常的な振る舞いが通常と異なる学生については、教務厚生委員を中心に各学科内で情報を共有し、早期に問題を察知し対応している。また、学期ごとに履修状況や成績の確認を行い、必要に応じて指導や支援を実施している。この取り組みに加えて、定期的な調査を行うことで、学生自身の口から支援を必要とする状況を直接把握している。

奨学金等の経済的支援は日本学生支援機構への推薦と本学の授業料を免除する制度で対応している。これに加えて、東日本大震災で被災した学生や経済困窮となった学生の修学機会が失われることのないよう授業料の減免措置も実施している。さらに本学独自の紅翔奨学金制度も設けて学生の経済的支援の充実を図っている。奨学金制度はその周知が重要であり、学生が支援の機会を見逃さないように該当者には個別に連絡を行うなどの対策も講じている。

近年は多様な学生が入学するようになっているため、個々の学生に適した支援ができるようにカウンセラーと学生相談員が連携しながら対応している。一方、キャリア支援については、専任のキャリアアドバイザーが個別の面談を全1年生対象に実施し、一人ひとりの興味、能力、目指す職業等を考慮した上で、適切なアドバイスやインターンシップの機会を紹介している。さらに、学生の進路実現のための各種講座も開催している。この結果、就職や編入学の進路決定率は非常に高い実績を残している。

以上のように、本学の学生支援に関しては、明確な方針の設定、充実した支援体制の整備、適切な支援の実施、そして定期的な点検・評価を行っていることから、短期大学基準に照らして良好な状態にあると言える。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学における学生の学習や教員の教育・研究に必要な環境整備については、「中期目標に対する中期計画」（資料1-6）において、

- 教育課程の実施に必要な施設・設備を適切に維持管理し、機能が低下しないよう計画的に修繕を行う（第1-1-(3)ア）。
- 授業等で使用する機器等を計画的に更新するとともに機器の性能の向上を図る（第1-1-(3)イ）。
- 実習室等で使用する端末機器を始めコンピュータ、ネットワークシステムの更新時には最新のものを導入するとともに、セキュリティの確保を含めた万全の使用環境を常に提供する（第1-1-(3)ウ）。
- 安全、安心、快適な教育・研究環境を継続して提供できるよう、施設・設備の最適化を図りながら、長期保全計画に基づき、改修・維持管理を効率的に実施する（第3-4-(2)ア）。

などの方針を定め、取り組んでいる。

具体的には、この「中期計画」に基づき、毎年度、「年度計画」（資料8-1）を定め、計画的に実施している。これらの計画は、策定から進捗状況の確認、実績評価に至るまで、本学の円滑な業務運営を図るために設置している企画運営委員会で審議が行われ、更に全教員による教授会の場合でも審議が重ねられており、学内における認識の共有化も十分図られている。

また、「中期計画」「年度計画」のいずれも、法律に基づき公表が義務付けられていることから、本学ホームページで一般に公開している。

以上により、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、広大で緑豊かなキャンパスを保有している。校地面積（学生寮敷地1,268㎡を除

く)は全体で65,143 m²であり、学生(定員)一人当たり217.1 m²(定員300名)、校舎面積は全体で10,068 m²であり、学生(定員)一人当たり33.6 m²と、短期大学設置基準で定める面積を満たしている。

各学科の主な施設等は次のとおりである。このほか、産業情報学科にはコンピュータを使用して設計や製図を行うためのCADが備えてあり、食物栄養学科ではガスクロマトグラフィー(食品に含まれる栄養成分や添加物・農薬等を分析するための機器)やマイクロプレートリーダー(光を試料に照射して物質の同定や量を調べる機器)など、各学科の専門分野を学習するために必要な機器類を数多く整備している。

産業情報学科	経営情報演習室2室、デザイン情報実習室6室、コンピュータグラフィック(CG)室(パソコン50台)、CG演習室(パソコン16台)、CG入出力室(パソコン6台)、スタジオ、絵画工作室、デザイン情報演習室、木工機械室等
食物栄養学科	調理実習室、集団給食実習室、食品加工実習室、栄養実習室、理化学実験室、生理学実験室、精密機器測定室、低温冷凍恒温恒湿室、動物・微生物実験室等
幼児教育・福祉学科	演習室2室、小児保健実習室、心理実験室、音楽室、器楽練習室10室等
3学科共通	講義室8室(収容者数:50人×5室、70人×2室、154人1室)、コンピュータセンター演習室3室(パソコン120台。LL機能あり)、体育館

学生寮	面積588.74 m ² RC造陸屋根2階建 居室16室(1室2名)、食堂、浴場、洗濯室
-----	--

短期大学部 附属図書館	面積443 m ² 公舎建物内に併設 蔵書数80,920冊 個人用閲覧席、コンピュータ情報検索コーナー、視聴覚コーナー、ブラウジングコーナー設置
----------------	--

施設の耐震性については、2002年度から2004年度にかけて校舎及び体育館の耐震診断を実施し、Aランク(大地震時の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い)の判定を受けているものの、校舎建物は1980年3月の竣工以来40年以上が経過しており、公立大学法人会津大学の長期計画(資料8-2)に基づき、順次改修、整備を行っているところである。

また、学生寮についても、2006年に耐震診断を実施し、所要の耐震性を確保しているとの診断を受けているが、1963年12月の竣工で老朽化が進んでいるため、移転新設等も含めた抜本的な対策を検討したところ、耐震・耐久性に問題ないこと等から、当面、衛生面の課題(結露やカビの発生等)に係る改修工事等を進めることとなった。

これらの課題に対し2018年度から2020年度までには、厨房・食堂の改修工事、スポット

クーラーの設置（電気容量アップ工事含む）、各居室への換気扇設置、ハウスクリーニングの実施、各居室の畳替え等の生活衛生面の改善に係る工事等の他、非常用通報設置工事、防犯カメラ及びセンサーライト設置工事、ブロック塀撤去・フェンス設置工事等の安全面やプライバシー確保のための工事も行った。さらに、2022年度には、学生の更なる生活環境改善のため、各居室へのファンヒーターの設置、天井・床下の断熱改修（防カビ対策）、共用廊下の換気扇交換、汚れの酷い居室や脱衣所の壁紙の貼り換え等を行った。

なお、実験実習機器等については、県の補助金を有効に活用して機器類の更新、整備を計画的に進めている。

また、教育研究等環境の向上を図るため、空調機械工事、暖房設備更新工事（第1期～3期）、附属図書館改修工事、フェンス更新工事等を実施した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、学内への感染者の入構を防ぐため、校舎玄関の外来者・教職員用出入口に手指消毒用アルコールと非接触型検温器を設置し、入構手順書で手指消毒・検温後に入構するよう促した。併せて、学生用出入口に手指消毒用の足踏み式消毒スタンド及び非接触型検温器を2機設置し、学生に手指消毒・検温後に入構するよう周知を図った。人の出入りが多くドアの開閉時に手が触れる事務室、教室、研究室、附属図書館、学生寮等には、手指消毒用のアルコールを設置し、人が集まり会話で飛沫が飛ぶ可能性が高い事務室窓口、事務室内、附属図書館、応接室、学生食堂、学生寮食堂等にはパーティションを設置した。さらに、南棟・体育館トイレ改修工事（手洗いの自動水洗化、便座の洋式化等）やソーシャルディスタンス確保のため体育館で授業ができるよう無線LAN環境の整備を行った。

施設・設備のバリアフリー化については、学生用と職員用玄関の両方に車椅子で往来ができるようスロープを設置しているほか、目の不自由な方のために誘導用床材を敷設している。さらに、北棟と南棟それぞれへのエレベータの設置、多目的トイレや車椅子対応の図書館カウンターの設置など、学生をはじめ施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう配慮している。こうした大学施設の保全や秩序の維持を図るため、「会津大学短期大学部施設管理規程」（資料8-3）を定め、短期大学担当次長を施設管理責任者として適切な管理運営に当たっている。また、火災や震災などへの対応については、「会津大学短期大学部消防計画」（資料8-4）において、総括責任者である短期大学部長の指揮のもと、全教職員が連携協力して取り組むこととなっている。

情報倫理の確立については、本学では「公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本方針」（資料8-5）及び「公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本規程」（資料8-6）を定め、この2つをもって情報セキュリティポリシーとしている。これは、本学で扱う情報及び情報システムを対象に実施する情報セキュリティ対策に係る基本的なルールを定めたものであり、教職員及び学生にその周知を図っている。

具体的な対策としては、学生向けには入学時に情報セキュリティ及びメディア・リテラシーに対する意識向上のためにコンピュータガイダンスを実施している。教職員向けには関係機関でのセキュリティインシデント事例の周知や、標的型攻撃に対する模擬訓練実施などセキュリティへの対応力強化に努めているほか、教員が毎年受講している研究倫理研修において、個人情報保護やデータ収集・管理・処理について意識向上に努めている。

以上により、学生の学習や教員の教育・研究に必要な環境整備は、第3期中期計画に基づ

き、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

附属図書館（以下「本館」という）では研究紀要等を本学ホームページでの公開とあわせて、2006年から国立情報学研究所のデータベース CiNii Articles にデータを公開し、2016年度での CiNii Articles 登録システム終了後は、会津大学短期大学部機関リポジトリを立ち上げ、2017年度から会津大学短期大学部機関リポジトリ（愛称「AiRe」）を一般公開した。これにより本館は他で発刊された資料を収集・保存・提供するだけでなく、本学で作成された学術情報を収集・保存し、学外にも発信することとした。

2024年1月現在で登録数1,352件（うち公開件数865件）のデータを有し、リポジトリ閲覧総数707,750人、データの総閲覧回数56,255件、総ダウンロード数160,164件（本館リポジトリ画面を通さない CiNii Articles, Google 等ネット検索からの PDF ダウンロード含む）となっている。

また研究紀要等の投稿に関しては、2017年に研究紀要関連規程の内容を改定し体制を整えた。以後も実情に合わせてこれら規定の改定、見直しを行っている。2023年度からは、より精度の高い剽窃チェックツールを本学全教員が日常的に活用できるように研究活動環境を整備したほか、将来を見据え、査読システムの構築の必要性について図書館委員会において議論し、他大学の事例研究を行っている。

文献複写の取り扱いについては、「文献複写取扱細則」を策定して著作物の適正な管理と合わせて複写サービスが提供できるよう整備した。また図書館間の相互利用における複写費用の煩雑さを解消するため、2019年度から国立情報学研究所相互利用相殺システムを利用することで他館と本館の相互利用を推進することができ、相互利用依頼件数が2015年度は61件であったのに対して、2021年度は123件とほぼ2倍となっている。

本館は近年、狭隘化が問題となっていた。書架に対して収蔵冊数は常に超過の状態となっており、また開架書架間の幅も狭く、災害時の安全性の確保等の課題があった。蔵書数については2022年度で約8万冊と短期大学図書館としては決して多い冊数ではないが、書架に収まらない書籍については、別棟の倉庫で閲覧できない状態で保管する状況が続いてきた。

このような状況を改善するために2019年度に図書館改修検討委員会を設置し、学識経験者による講演や学生等のニーズを把握するために図書館見学会やワークショップを実施し、学生と教職員が協働して改修案の検討を行い、その検討結果をもとに建築学の教員と非常勤講師で改修案を決定した。これをもとに2019年度には閉架書架のあったスペースに電動書架を設置し、2020年度には閲覧スペースをはじめとする開架スペースの改修を行い、新たに絵本の読み聞かせスペースやカウンター席、セミナールーム等を整備した。

2015年度からの図書館の蔵書・除籍数、利用状況等は以下のとおりである。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
蔵書数(冊)	83,600	82,921	82,000	82,256	81,725	81,221	80,920	79,781
図書受入数(冊)	1,150	1,050	1,244	942	960	1,089	997	913
図書除却数(冊)	123	1,729	2,165	686	1,491	1,593	1,298	2,052
開館日数(日)	244	242	249	242	212	182	244	247
入館者数(人)	20,510	21,396	19,898	18,686	16,084	16,804	22,970	22,773
貸出冊数(冊)	6,431	6,068	6,715	6,363	5,669	4,429	5,994	5,115
貸出人数(人)	2,639	2,633	2,757	2,572	2,074	1,706	2,536	2,094

2019、2020年度は、改修とコロナ渦の関係で利用者数は減少傾向であったが、改修後は増加し、2021年度の来館者数は、近年では最も多い結果となった。一方で貸出利用については、改修とコロナ渦の影響で一時減少し現在は回復傾向にあるが、活字離れによる問題は社会共通であると言える。

図書館の改修後には、新入生向けの図書館ミステリーツアー、開学70周年記念写真展、福袋貸出、書評コンテスト、POPコンテスト、本学教員のアート展示を実施する等、施設利用につながるようイベント企画を実施した。これらの企画については今後も拡大して継続したいと考える。

図書館資料に関して、2022、2023年度は洋雑誌の価格上昇と円安の影響で、継続的な購入が困難な兆しがあったため、今後は社会情勢による価格の変化に対応できる予算の見直しを検討したいと考える。除却図書等の整理についても引き続き継続的に行っていく。

また、本館の急務はブックディテクションシステム(BDS)ゲートの見直しである。導入して既に耐用年数を超過しており、現在もセンサーが反応しないなどの不具合が生じている。国内でもBDSゲートの利用は徐々に少なくなっており、メーカーでのメンテナンス等の対応も難しくなっているため、従来の磁気センサー型からICチップ型の入退館システムを2024年度から2025年度にかけて導入する予定である。

本館職員は、2022年3月現在、附属図書館長(兼任)、主任司書1人、臨時事務補助員1人を配置している。臨時事務補助員は2011年度から2015年度までは司書有資格者、2015年からは司書資格は有さないが図書関連業務経験者を採用し、サービスの質を担保している。延長開館時(年78日実施)や蔵書点検のいわゆる繁忙期は、学生アルバイトを動員して対応に当たっている。

本館は通常は8時30分から18時15分の開館で、延長開館時は20時までの開館としているが、延長開館時は主任司書と臨時事務補助員が担当し、18時から20時までを学生アルバイト2名が対応している。その他、試験期間は前週の日曜日を含め土・日曜日でも通常開館

としている。

図書館に係る協議会等への参画、職員の専門性の向上を目的とした研修会への参加等については、公立短期大学図書館協議会をはじめ、東北地区大学図書館協議会、福島県内大学図書館連絡協議会に加盟し、それぞれの総会や研修会に可能な限り参加している。また、附属図書館長は会津地域図書館協議会の議長も務めるなどしている。近年では第24回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会を本学で実施し、研修会終了後には図書館見学会を行った。2017年から2018年度は公立短期大学図書館協議会幹事館を務め、2019年度は会長館業務を担った。同年8月には令和元年度公立短期大学図書館協議会幹事会を本学で開催し、併せて会津若松市生涯学習総合センターにて公立短期大学図書館協議会研修会を開催した。2022年10月から2023年9月まで東北地区大学図書館協議会の会計監査館業務を担い、2023年10月から2025年9月までは東北地区大学図書館協議会の幹事館を務めることになった。2024年度、2025年度には公立短期大学図書館協議会幹事館を、2026年度には公立短期大学図書館協議会会長館を務める予定である。

以上により、本学では、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、また、それらは適切に機能していると判断できる。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

(1) 研究に対する本学の基本的な考え方

本学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与する」ことを設立目的とし、また、「地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元する」ことを教育研究上の目的の一つに掲げている。

これらを踏まえ、本学では、研究に対する基本的な考え方について、「各学科の専門分野において、基礎的研究や地域の課題解決を目指す研究を行う。その研究成果を社会と地域に還元する。」と中期計画に定め、地域活性化につながる研究の推進とその成果の情報発信に取り組んでいる。

(2) 研究論文・研究成果を公表、発信・受信する機会の確保及び支援措置

教員の教育研究活動は大学の知的資源としても貴重であり、これらを広く情報発信することは地域の活性化にも寄与するものである。こうした情報発信を推進するため、「中期計画」として次のような目標を掲げて取り組んでいる。

- 公立大学法人制度や情報公開制度に則り、適切な情報公開に努め、県民に対する説明責任を果たす（資料1-6第3-3(2)ア）。
- 本学の教育、研究、産学連携、地域貢献などの優れた取組を外部の媒体等も活用しながら国内外に向けて積極的に発信し、本学の認知度を高めていく（資料1-6第3-3(2)イ）。

毎年「研究紀要」はCD-ROM化し、関係機関に配付するとともに、本学ホームページは

もとより、国立情報学研究所のCiNii（国立情報学研究所論文情報ナビゲータ）にも公開している。また、各教員の研究に関する「会津大学短期大学部研究シーズ集」（資料 8-7）や「派遣講座 講師紹介・講座リスト」（資料 8-8）を作成し関係機関に送付するなど、研究の成果を地域に還元できるよう支援している。

一方、情報収集に関しては、学会への参加や学術雑誌の購読、他大学の教員との共同研究などを支援することにより、最新の研究内容を受信する機会が得られるよう努めている。

（3）教員の研究費・研究室、研究機会の確保

教員の研究費については、助手も含め全ての教員に一律 274,000 円が配分されている。2010 年度からは、執行残額を翌年度へ繰越すことを認め、より効果的、計画的な執行が図れるよう取り組んでいる。

また、公立大学法人会津大学として学内競争的研究費を予算化し、教員の幅広い研究活動を支援している。この制度は、学内公募型で A カテゴリー、B カテゴリー、G カテゴリーの 3 つの部門を設け、教員が希望する部門に応募し、プレゼンテーション審査を経て短大・会津大学共同の評価委員会が採否を決定する仕組みとなっている（資料 8-9）。なお、2020 年度からは、教員に配分していない配分残額を次年度予算に繰り越せるようになった。

次に、研究室については、教授、准教授、講師それぞれに各 1 室を割り当て、助手には合同の部屋を割り当てている。助手を含めた専任教員は、労使協定に基づき専門業務型裁量労働制を採用しており、各人の研究内容や特性に応じた勤務体制となっている。

また、教員が一定期間学外で研修に当たることができる制度として、教員の教育・研究能力の向上を図ることを目的に「会津大学短期大学部学外研修員取扱規程」（資料 8-10）を定めており、2024 年 4 月から 6 か月間、教員 1 名が海外の教育機関において学術の調査研究等に従事する予定である。一方、時代の変化に伴う授業時間の増加や教育行政対応のため増加する各種委員会対応については、少ない専任教員に集中せざるを得ない状況であることから、限られた時間の中で教員一人一人が工夫をしながら研究時間の確保に努めている。

<学外研修の種類及び期間>

種 類			期間（国内）	期間（国外）
甲 種	第 1 種	本学からの費用の支給を受けて、学術の調査研究等を行うもの	原則として 1 年	原則として 6 ヶ月
	第 2 種	〃	原則として 6 ヶ月	原則として 3 ヶ月
	第 3 種	〃	原則として 3 ヶ月以内	原則として 1 ヶ月
乙 種	わが国又は外国の政府若しくはこれに準ずる公共的機関又は学術の研究若しくは振興を目的とする団体より費用の支給を受けて、学術の調査研究等を行うもの		それぞれの期間	

（4）教育研究支援スタッフの配置

教育研究を支援する体制については、公立大学法人という運営形態の中で厳しい定員

管理が行われており、「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」(資料 2-1) に基づき、会津大学短期大学の事務局機能として、短期大学事務室が設置され、総務係と学生係の 2 係が置かれている。総務係が教員の人事及び服務に関することから予算の執行管理、競争的研究費の調整、研究機関としての事務局機能、各種助成金の情報収集・紹介、施設の維持管理などを、学生係が学生の入学・卒業や進路指導、教務厚生、広報等を担当している。学生係の業務は各学科教員で構成する各種委員会において審議が行われており、委員会の開催準備から意見に基づく対応案の検討、議事録の作成なども重要な業務となっている。

以上により、教育研究活動を支援する環境等を適切に整備することで、教育研究活動の促進が図られていると判断できる。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

教員は、常に高い倫理観をもって学術研究活動に当たることが求められている。法令や法人規程の遵守はもちろんのこと、社会規範を十分尊重し、社会人として良識に従って行動することが必要である。

これらの実践に向けて、本学の使命及び目標を踏まえ、役員及び職員が職務を遂行していく上での指針、基準となるべき「会津大学行動規範」(資料 6-3【ウェブ】)を制定し、一人ひとりがこれを実践している。

また、「中期計画」においても、次のような目標を掲げ、研究倫理も含めた法令遵守の徹底を図っている。

- 国のガイドライン等を踏まえ、適宜、不正防止計画の見直しを行う。また、不正防止計画に基づき、研修等を通じ、教職員のコンプライアンス意識の向上や研究費の適正執行を図るなどして研究不正行為の防止に努める(資料 1-6 第 1-2(2)ウ)。

研究機関における「公的研究費の管理・監督」や「研究活動における不正行為への対応等」については、文部科学省のガイドラインの改正等を踏まえ、2014 年度に、「公立大学法人会津大学における公的研究費の使用に関する行動規範」(資料 8-11)を策定するとともに、「公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程」(資料 8-12)及び「公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程」(資料 8-13)に基づき「公立大学法人会津大学不正防止計画」(資料 8-14)を制定し、研究活動上の不正行為の防止や公的研究費の適切な管理及び運営に取り組んでいる。

2018 年度からは、「事例で『学ぶ／考える』研究倫理-誠実な科学者の心得『eL CoRE (エルコア)』」(日本学術振興会)を活用した eラーニング研修を開始している。

加えて、2021 年度には、研究活動における不正防止対策に係る説明会を全教員を対象に実施し研究公正に関する専門家から最新の研究者倫理に関する講義を受講させるとともに、研究倫理教材 eAPRIN の利用方法についての周知を図った。2022 年度からは、「eL CoRE (エルコア)」に代えて eAPRIN を活用した「研究活動におけるコンプライアンス研修」(eラーニング研修)を実施しており、受講した全教員及び関係職員から、受講報告書兼誓約書とし

て、「本学の定める関係規程等を遵守すること」、「公的研究費の不正使用や研究活動上の不正行為を行わないこと」、「関係規程等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、本学並びに配分機関による処分を受け、法的責任を負うこと」を遵守する書面を提出させている。2023年度からは、より精度の高い剽窃チェックツールを本学全教員が日常的に活用できるように研究活動環境を整備した。

また、人間を対象として、個人の行動や環境、心身などに関する情報、データ等を収集・採取して行われる実験及び調査研究については、「公立大学法人会津大学における人間を対象とする実験及び調査研究等に関する指針」（資料 8-15）に基づき、「公立大学法人会津大学研究倫理規程」（資料 8-16）を定め、研究倫理委員会を設置して研究実施計画等の科学的正当性や倫理的妥当性などを審査している。

以上により、研究倫理を遵守するための必要な措置を適切に講じていると判断できる。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、第3期中期計画（資料 1-6）に沿って年度計画（資料 8-1）を定め、計画的に教育研究環境の整備を図っている。年度計画・実績については、企画運営委員会が事業計画策定を、評価委員会が教育研究活動の取組について点検・評価を行っており、教育研究活動の計画策定と改善を図るための全学的な組織として機能している。

また、本学の教育研究に関する審議機関として教育研究審議会を設置しており、教育研究審議会の議決をもって本学の教育研究に関する点検・評価及び中期計画、年度計画及び業務の実績に関する報告書が確定し、法人の評価室、経営審議会及び役員会での承認を得た上で県評価委員会においても評価され、その結果を踏まえ、学長の指示のもと、毎年度、事業の見直しを行っている。

以上により、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

8.2. 長所・特徴

教育研究環境の基本ともいえるべき校地面積、校舎面積はいずれも短期大学設置基準を満たしており、専任教員の研究室はもとより、講義室や演習室、運動場などの施設も備えている。教育研究等環境の整備に関する方針についても、設置団体である福島県から示された「中期目標」の中に位置付けられており、本学の「中期計画」及び「年度計画」において具体的な内容を明確にし、計画的に取り組んでいるところである。

教育研究に必要な環境整備については、公立大学法人会津大学長期保全計画に基づき、財政的な制約がある中においても、計画的な施設設備の改修が行われている（空調機械工事、暖房設備更新工事（第1期～第3期）、附属図書館改修工事、フェンス更新工事等）。一方、

実験実習機器等については、県の補助金を有効に活用して機器類の更新、整備を計画的に進めている。

なお、学生寮については、移転新設等も含めた抜本的な対策を検討したが、耐震・耐久性に問題ないこと等から、当面、衛生面の課題（結露やカビの発生等）に係る改修工事等を進めることとなり、2018年度以降、学生寮の状況や寮生のニーズを踏まえながら、様々な対策を実施して生活環境の改善を図った。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、校舎玄関や各教室等に手指消毒用のアルコール、校舎玄関に非接触型検温器、事務室、附属図書館、学生食堂等に飛沫防止のためのパーティション、をそれぞれ設置するとともに、南棟・体育館トイレ改修工事（手洗いの自動水洗化、便座の洋式化等）、ソーシャルディスタンス確保のため体育館で授業ができるよう無線LAN環境の整備を行った。

研究倫理を遵守するための必要な措置については、学内規程の整備をはじめ最新の研修会の開催とその受講者一人ひとりからの誓約書の徴収など、組織として適切な対応を行っている。

2014年度の「公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程」（現規程は、2022年4月1日施行。資料 8-12）などの整備を機に、これまで以上に教員の研究倫理意識の高揚が図られ、2018年度からは、教職員を対象としてeラーニングによる研究活動におけるコンプライアンス研修を実施し研究者としての規範意識の向上を図ってきている。

附属図書館は近年、狭隘化が問題となっていた。この状況を改善するために2019年度に図書館改修検討委員会を設置し、学識経験者による講演や学生等のニーズを把握するための図書館見学会、ワークショップを実施し、学生と教職員が協働して改修案を検討、決定した。これをもとに2019年度に電動書架を導入し、2020年度には閲覧スペースをはじめとする開架スペースの改修を行い、新たに絵本の読み聞かせスペースやカウンター席、セミナールーム等を整備した。

8.3. 問題点

本学の校舎は1980年に改築後、40年以上経過しており、建物をはじめ設備、備品関係の維持管理が課題となっている。学生寮にあっては更に古く、竣工後50年以上経過しており、修繕等にも多くの費用を費やしている。

設立団体である福島県からの運営費交付金等が年々厳しくなっている中において、老朽化していく施設設備の維持管理に係る費用は逆に増加している。特に学生寮については、建物の耐用年数も踏まえ適切な運営・維持管理方法についてさらに研究していく。

本学は、時代の変化に伴う授業時間の増加や教育行政対応のため増加する各種委員会対応について、少ない専任教員に集中せざるを得ない環境であることから、教員一人一人が工夫をしながら研究時間の確保に努めなければならない状況にある。

附属図書館の喫緊の課題としてブックディテクションシステム（BDS）ゲートの見直しがある。導入して既に耐用年数を超えていることに加え、心臓ペースメーカーへの影響といった問題もあって、国内でのBDSゲート利用は徐々に少なくなってきたことから、メーカーでのメンテナンス等の対応も厳しくなっているため、従来の磁気センサー型からICチップ

プ型の入退館システムへの移行を速やかに行う必要がある。

8.4. 全体のまとめ

本学では、中期目標を踏まえ、学生の学習及び教員の教育研究活動を十分に行うことができるよう、その方針を中期計画に定めて公表している。併せて、中期計画を踏まえ、適切な規模の校舎や附属図書館をはじめ教育研究に必要な施設・設備を整備している。附属図書館においては、学術情報サービスを提供する体制を適切に備え、機能している。

また、教員の教育研究活動を促進させるため、研究費、研究室や研究機会の確保、研究論文・研究成果の公表、発信・受信する機会の確保、適切な教育研究支援スタッフの配置等に努めている。

さらに、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を明文化するとともに、剽窃チェックツールの導入や e ラーニング研修を受講等により、組織的に研究倫理の遵守を図り適切に研究活動を実施している。

教育環境等の適切性については、本学では、中期計画に沿って年度計画を定め、計画的に教育研究環境の整備を図っている。年度実績については、教育研究審議会、法人の評価室、経営審議会及び役員会での承認を得た上で、県評価委員会でも評価が行われ、その結果を踏まえ、学長の指示のもと毎年度、事業の見直しを行っている。

以上により、本学において教育研究等環境は適切に管理運営していると言える。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、教育上の目的として、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与すること」を挙げている。現在、本学は地域とともに3学科2コースにわたる専門領域に関する知的資源を最大限活用し、広く社会との繋がりを構築しながら、地域の特性をいかした地域社会貢献に対応できるシステムづくりを意識し、全学的なビジョンを形成、共有している。2006年の法人化を契機に、これまで実施してきた地域研究や公開講座などの取り組みを再編・統合し、地域活性化を積極的に展開していく組織として「地域活性化センター」を創設した。以降、本学の地域貢献窓口として、学外各方面からの受託研究要請をもとに本学の専任教員の研究領域とのマッチング、公開講座・派遣講座の調整や学生参画型実学実践研究の支援等、新たな地域創生の核づくりに努めてきた。

また、2012年には地域活性化センターを中心に、さらに地域や地域団体と連携を図り、複雑・多様化する地域課題にこれまで以上に組織的かつ積極的に取り組んでいくとともに、2011年3月の東日本大震災とそれに伴う原子力災害からの復旧・復興も喫緊の課題となっている点も鑑み、次のとおり地域社会との連携・協力に関する指針として「地域貢献に関する基本方針」（資料9-1【ウェブ】）を定め、本学の地域連携に向けた姿勢を明らかにした。

<地域貢献に関する基本方針（会津大学短期大学部 2012年6月22日）>

会津大学短期大学部は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与する」ことを設置目的としている。また、「地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元する」ことを教育目標の一つに掲げている。

本学は、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び社会福祉学科（2023年4月から幼児教育・福祉学科）を有し、これまで、産業、経営、デザイン、情報、環境、栄養、食品、福祉及び保育等の暮らしに密着した幅広い特色ある専門領域群を有効に活用し、社会に貢献できる人材の育成や地域社会の発展に積極的に取り組んできた。

福島県は2011年3月の東日本大震災とそれに伴う原子力災害からの復旧・復興が喫緊の課題となっている。一方、大学には「教育」「研究」に加え、第三の使命として「地域貢献」が強く求められている。

このため、本学は、地域活性化センターを中心に地域や地域団体と連携を図り、複雑・多様化する地域課題にこれまで以上に組織的かつ積極的に取り組んでいくため、次のとおり地域貢献に関する基本方針を定める。

- 1 地域関連機関（産官民学）との連携強化
地域関連機関（産官民学）との協働・連携を強化し、地域資源を生かした活力ある地域づくりや地域産業の振興に積極的な役割を果たします。
- 2 地域教育支援活動と生涯学習の推進
派遣講座、公開講座を実施し、幅広い世代に開かれた生涯にわたる多様な学びの機会を提供することにより、知識基盤社会の形成を図ります。
- 3 学生参画型実学・実践教育の推進
「地域プロジェクト演習」や「復興支援特別演習」を充実し、本学学生を地域のフィールドに送り、問題発見・課題解決型の実学・実践教育を通じて、地域社会を支える人材を育成します。
- 4 教育研究活動の改善と情報公開の推進
基礎的研究や地域の課題解決を目指す研究を深化させるとともに、積極的な情報発信により、その成果を地域社会に還元します。また、定期的な自己点検・評価を通じてその質の向上に努めます。
- 5 大学施設の開放
地域に開かれた大学として、図書館及びグラウンド等の一般開放を継続・拡大し、学外利用を推進します（※コロナ禍では、一般の方の本学敷地内への立入りを禁止していたが、2023年7月から、再び一般開放としたところである）。
- 6 東日本大震災及び原子力災害からの復興支援の推進
本県の復興を担う人材を育成するとともに、地域のきずなの再生・強化や地域産業の振興に積極的に取り組みます。

以上により、短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

各学科の専門領域に関する研究成果等を社会に還元するため、前項に定めた地域貢献に関する基本方針をもとに、地域活性化センターが中心となって、各項目において地域社会に対し、さまざまな形で社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果の還元に取り組んでいる。

(1) 地域関連機関（産官民学）との連携強化について

地域活性化センターでは、外部組織より選出された委員により構成された「地域活性化センター運営推進会議（以下「運営推進会議という）」を中心とし地域との連携強化にあたっている。構成委員は、東日本大震災により会津若松市に行政本部を置く大熊町と会津地域 17 市町村、各地方振興局、商工会議所、NPO 法人や金融機関、農協、学術振興財団等と福島県ハイテクプラザや会津大学学内組織等の 38 団体から選出された委員により構成される。年 2 回開催の運営推進会議では、地域活性化センターの活動報告と各方面との意見交換を中心に連携強化に努めている（コロナ禍では書面による開催が主となっている）。

また、コロナ禍前まで運営推進会議に引き続き開催していた特別講演会は、地域活性化センター設立以降、本学の各専門分野の視点で地域活性化に関する学外の専門家を招き講演会を実施することで各地域への直接的な提案にも繋がり多くの受講者を迎えている。直近では運営推進会議のメンバーに限ることなく、広く地域に公開した特別講演会を目指して、会津の地域おこし協力隊の方々、元地域おこし協力隊で移住定住を推進する活動を行っている方、IoT を活用して移住定住に取り組む企業の方を招いて、市内の多目的ホールにてディスカッション形式のシンポジウムを行い、メディアでも広く取り上げられた。近年の開催は以下のとおりである。

- 2018 年度「街を変えるクリエイティブ・クラスー山形ビエンナーレの現場からー」
- 2019 年度「豊かな地域・企業を創るための時代の読み方とリーナな解決法」
- 2020 年度「ともに生き 学びあい 地域の未来をひらくー人生 100 年時代の生涯学習」
- 2021 年度「地域活性化と食育推進」
- 2022 年度「会津地域おこし協力隊サミットー移住・定住に向けたそれぞれの視差ー」
- 2023 年度「移住定住×ハケン 会津特定地域づくり事業協同組合サミット」

本学の第 3 期中期計画における「第 2 地域貢献・東日本大震災等の復興支援に関する目標を達成するためにとるべき措置」の中の地域社会等との連携・協力に関する目標として、「年間 20 件以上を目標に、地域との協働・連携事業に取り組む」としている。また、復興支援に関する目標として、「地域活性化センターを中心として、短期大学部各学科の専門性をいかし、地域の文化振興や地域経済の活性化など地域と密着した活動を通して福島県の復興に貢献する」としている。本学 3 学科の各専門分野の教員がそれぞれの教育研究活動を基盤とし、各自が積極的に県や市町村の各行政機関との繋がりを深く持ちながら地域関連機関（産官民学）との協働・連携事業や学生参画型実学・実践研究を通じた地域連携に継続的にかかわっている。地域実践研究事業を含む地域関連機関（産官民学）との協働・連携事業としては、2018 年が 16 件、2019 年が 21 件、2020 年が 27 件、2021 年が 27 件で、代表的な取り組みは次のとおりである。

- あいづまちなかアートプロジェクト「会津・漆の芸術祭」作品展示関連事業【会津若松市文化課からの受託事業】（2013 年度から継続）
- チャレンジふくしま県民運動「大学と連携した広報・PR 業務」【福島県文化スポーツ局文化振興課からの受託事業】

○ 00T0 プロジェクト(会津若松市大戸地区支援事業)【福島県大学生の力を活用した
集落復興支援事業及び集落自主活動に係る伴走支援事業】

また、2009 年度より支援してきた、都市部と地域を結ぶグリーン・ツーリズムの一つである集落型棚田オーナー制度の推進事業に関しては、震災後の風評被害に対する復興支援事業の一つとしても捉えながら現在まで継続している。

本学による連携事業をさらに発展させるため、2015 年度からは、受託事業として依頼を受けるだけでなく、新たな地域連携の芽を学生との実践教育研究として本学から発信する目的で「地域実践研究事業」を創設し、多様化する地域社会の課題を解決するため、当センターが中心となって、運営推進会議の構成員等と連携し、地域再生・活性化に寄与する取組みを実施している。これは運営推進会議での意見交換等から発掘した地域課題等について本学教員及び学生が、地域と連携しながら課題解決型学習として取り組むもので、2018 年度は「JR 只見線学習列車食育弁当の提案」等 4 件、2019 年度は「3D デジタル技術を活用した陶器のカタチ制作による会津慶山焼支援」等 4 件、2020 年度は「地域畜産物等を活用した加工食品レシピの開発」等 5 件、2021 年度は「会津地域の効果的な情報発信戦略の構築と大町通りの滞留人口創造に向けた実証事業」等 2 件、2022 年度は「金山町宮崎聖観音堂(大悲堂)天井画プロジェクト」等 5 件が採択され、様々な地域課題に取り組み、今後の地域活性化の推進となる発展・創造的な提案が実施されている。

また、内閣府が進めるデジタル田園都市国家構想プロジェクトでは、会津若松市が共助型スマートシティ推進事業を目指す上で、市と公立大学法人会津大学、一般社団法人 AiCT コンソーシアムが基本協定を締結してデジタルを活用した生活の利便性向上や地域の活性化を図っていくなかで、スマートシティ AiCT の企業オフィスを本学の学生がデザインするなど、本学も連携を進めている。

(2) 地域教育支援活動と生涯学習の推進について

地域活性化センターでは、教育研究成果の地域への還元として、公開講座、派遣講座の充実を重要と捉え、本学の代表的な取組みとして積極的に開講している。本学公開講座は、教育上の目的にもある「地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与」する点から始めた取組みであり、現在では、地域に向けた事業計画等については本学のホームページに掲載、広報し、公開講座は年間 4～5 講座を目標に本学専任教員を中心に、それぞれの専門研究分野をもとに多くの市民に向け開講し、好評を得ている。

派遣講座については、2007 年以降、地域活性化センターを中心に行っており、2022 年度は、本学専任教員 30 名と、特任研究員(本学退任教員に依頼) 6 名から 13 分野 126 講座のメニューを準備し、「派遣講座 講師紹介・講座リスト」(別冊資料)を年度当初に発行、県内各地の行政、高等学校等教育機関、各学科の関連機関、一般企業等に配付するとともに、各地からの要請及び県外からの希望も受けながら広く開講している。2018 年度以降の開講実績として以下の開講数と延べ受講者数を数え、正に本学の重要な地域教育活動及び生涯学習支援として捉えている。(2020 年度以降はコロナ禍の影響で 2019 年度以前数値を下回っているが、現在は回復傾向にある。)

年度	2018	2019	2020	2021	2022
派遣回数（回）	161	204	138	161	180
受講者数（人）	7,737	8,718	4,101	5,307	6,167

以上のように派遣講座においては、開講数や受講者数が非常に多く、これが高い評価に繋がっているとも言えるが、一方で教員の負担にもなっていることから、バランスを考慮して専任教員の教育研究体制に支障のない範囲で充実を図ることも重要であると考えられる。

地域教育活動の一環として高大連携事業を実施しており、2007年に締結した福島県立会津学鳳高等学校との高大連携に関する協定に基づき、本学教員の高校への講師としての派遣、本学授業への高校生の受け入れ（本学入学の際は単位修得可とする）、本学施設の開放、教育・研究についての情報交換などを実施してきた。他には、山形県の山形市立商業高校とも高大連携に関する協定（2007年）に基づき双方のコンピュータシステムを介し、毎年遠隔授業を行っている。

また、東日本大震災以降、会津若松市に避難していた大熊町立小・中学校（現「学び舎ゆめの森」）との連携を深めることにより復興を支援するとともに、大熊町立小・中学校の教育の質の更なる向上と活性化を図り、大熊町の未来を担う人材の育成に努めることを目的に、2013年に教育連携に関する協定を締結した。以降、講師派遣の実施、会津大学施設の開放、短期大学部学生ボランティアによる大熊町立小・中学校との交流活動の実施等を中心に積極的な連携を継続している。

（3）学生参画型実学・実践教育の推進について

本学の各学科の持つ専門分野において、実践的な教育研究の一端として、学生参画型実学・実践教育を推進している。各分野の教員の指導のもと、本学学生を地域のフィールドに送り、問題発見・課題解決型の実学・実践教育を通じて、地域社会を支える人材を育成している。地域のフィールドに学生が研究参加・参画することは、コミュニケーション力、問題発見力、創造的展開力、問題解決能力などの育成に非常に効果的であり、問題意識や自己実現に対する意識改革について役立っている。

地域活性化センターでは、地域関連機関との協働・連携事業と卒業研究テーマとを一体化させ、学生が参加することも視野に入れ推進している。また、各学科が行っているゼミ活動をはじめ、卒業研究テーマとしての取り組み等においても、独自の地域課題のテーマを設定し、地域住民との交流や研究に積極的に取り組む機会も推進している。加えて六次産業化や地域産業の発展に寄与するため、ロゴマークやパッケージ等のデザインコンペティションの開催や各種ボランティア活動等にも積極的に参加している。2008度からは全学科に向け「地域プロジェクト演習」、震災後は「復興支援特別演習」として科目を新設し、卒業研究ゼミ以外の授業としても積極的に取り組むこととしており、年間の活動については、地域活性化センター運営推進会議において毎回報告を行い、会津地域の市町村に広く周知している。

（4）大学施設の開放について

これまで、附属図書館及びグラウンド等の一般開放について積極的に進めてきた。附属図書館では、登録により学外利用者に対する図書の見学や貸出に対応し、産業情報学科経営情報コース、デザイン情報コース、食物栄養学科、幼児教育・福祉学科の各専門領域の

図書の充実とともに、学術に関わる調査、研究又は学習を目的とする一般利用者への普及を図っている。コロナ禍により、これらの施設の利用を制限していたが、2023年7月より制限を解除し、これまでどおり、図書館、グラウンド、体育館、会議室等、学外に広く開放している。

また、2013年に締結した大熊町小・中学校との教育連携協定により、附属図書館利用、体育館やグラウンド施設の授業、部活動での活用、入学式や卒業式等の学校行事などにおいても積極的に施設の開放利用をすすめ、教育環境の保持に対する協力体制をとっている。

(5) 東日本大震災及び原子力災害からの復興支援の推進

震災発生直後より、会津若松市周辺の避難者に向け、様々なボランティア活動を実施してきた。また、前述の大熊町教育委員会との協定締結により、連携授業の講師派遣や学内施設の開放等を行ってきた。地域の不安払拭に関する活動としては、会津の風評被害、産業振興および観光振興に向けたシンポジウム等を企画、開催を行ってきた。現在でも震災復興に係る各種委員の派遣や前述の派遣講座等で継続的な支援を実施している。

以上により、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は公立大学法人であり、地方独立行政法人法の規定により、2006年より達成すべき業務運営に関する「中期目標」を定め、それを達成するための「中期計画」を作成するとともに、中期計画に基づく定期的な点検・評価として年度ごとに業務実績報告を作成して、次年度の年度計画を立案することで定期的な検証を実施している。

中期計画における社会連携・社会貢献に関する項目について、企画運営委員会において年度計画を策定し、地域活性化センターが計画を実施、評価委員会が点検・評価を行い、教育研究審議会で審議後、年度ごとの業務実績報告書として、県へ報告している。また、地域活性化センターでは、会津地域17市町村、各地方振興局、商工会議所、NPO法人や金融機関、農協、学術振興財団等と福島県ハイテクプラザや会津大学学内組織等の38団体から選出された委員により構成する「地域活性化センター運営推進会議」を定期的に開催し、地域活性化センターの活動に対する各方面からの意見を吸い上げている。この運営推進会議が外部委員を交えての点検と直接的な評価を得るための機会となり、評価委員会での点検・評価にも反映させることにより、地域活性化活動に関する改善・向上に向けたプロセスとなっている。6年毎の中期計画に対して、派遣講座の回数等の数値目標を含む年度計画を作成し、評価委員会、企画運営委員会にて審議し、年度毎の業務実績報告書をまとめ、教育研究審議会に諮っている。

以上により、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っており、ま

た、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている」と判断できる。

9.2. 長所・特徴

これまで本学では地域活性化センターを中心に地域連携による受託研究事業をはじめ、各専門領域において非常にきめ細かい様々な取り組みを行ってきたことが最大の長所であり特徴だと考える。本学にとって地域貢献は建学以来の目的でもあり、また地方創生の推進が政府によって推し進められている現状に即し、本学が地域で果たす役割として、更なる地域との連携を強め、本学各専門分野から地域に向けた細部の提案が今後も重要であると考ええる。

2013年度までは各団体からの受託連携事業は、各方面の専門分野に関わる教員が直接依頼されるケースか、地方振興局や各行政機関を介して依頼される形がほとんどで、後者の場合は、本学研究分野とのマッチングを図り、対象教員が検討の後に受託連携を進めるといった形であったが、2015年度に「地域実践研究事業」を創設したことにより、本学教員の研究領域から、学生とともに地域での活動を推進し、その結果、本学が主体となって地域に対する提案活動を実施するに至っている。また、2016年度に幼児教育学科が開設されたことで、教育関連の教員増により、公開講座、派遣講座の更なる拡充に繋がっている。

9.3. 問題点

コロナ禍の状況下では対面による運営推進会議の実施がかなわないことから書面による実施が中心となり、一定数の地域関連機関との協働・連携事業の実施には至っているが、その先までにはなかなか展開できていないことが現状の課題である。各方面への緻密な連携を進めるために、地域活性化センター専任職員の配置も含めた連絡体制の充実を図ることが急務であると考ええる。現在までは地域コーディネーターとしての非常勤職員1名による業務が中心となって広報活動や連携事業依頼に関する打ち合わせ等を実施しており多忙を極めている状況でもある。また、現状では大学事務室の一角をセンターとして使用している点でも専用のスペースも必要であると考えられる。

派遣講座では、前述のように本学の特長としては開講数や受講者数が非常に多く、これが評価に繋がっているとも言えるが、一方で教員の負担にもなっていることから、バランスを考慮して専任教員の教育研究体制に支障のない範囲で充実を図ることも重要であると考ええる。

地域活性化センターの活動については、本学ホームページを介し、外部に向け情報提供がされているが、ホームページの構成上、大学の情報に隠れることも多いため、地域への情報提供のためにも今後、改善を要する。

9.4. 全体のまとめ

社会連携・社会貢献の充実と、政府が推進する地域創生の次の課題であるデジタル田園都市構想等に向け、会津大学コンピュータ理工学部との連携等、法人全体で取り組む必要があ

ると考える。また、この課題に取り組むために一層の産官民学の連携を推し進める必要があり、会津若松市が進める ICT 等の活用によるスマートシティモデル「スマートシティ AiCT」コンソーシアムとの連携も拡充する必要があると考える。

教育研究体制においては、引き続き地域と本学が一体となって取り組むことが重要であり、福島県内及び会津地域での進路活動や進路状況の把握に努めるとともに、地域への就職・定着・定住のため、魅力ある地域活性化をテーマとした独自の活動が実施できるかが鍵となると考える。

また、地域への理解や本学の取り組みを有効に伝えるための広報手段も重要だと考えられ、ホームページに加え SNS 環境からの情報提供も若い世代への意識構築にとって必須であり、地域の若者に向けた地域おこしへの意識拡大や直接的な交流に向けた環境整備も今後取り組むべき課題である。また、地域活性化センターの体制充実は、本学の教育目的である「地域社会への生活、文化及び産業の向上発展」の継続に向け必至であるという要件は変わらない。本学全体で派遣講座や公開講座に積極的に取り組む姿勢や、地域連携事業や学生参画型実学実践研究に向けた活動についても、本学の 70 年を越える歴史に育まれてきた地域一体の精神に誇りを持ち、地域発展に寄与するため様々な改善に努めたい。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10.1.1. 現状説明

10.1.1.1. 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、公立大学法人が運営する短期大学であり、法人の目的は、公立大学法人会津大学定款（以下「定款」という。資料1-1）第1条に次のとおり定められている。

＜定款＞

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、特色ある教育研究の実践と創造性豊かな人材の育成を図り、福島県の産業・文化への貢献はもとより、学問や科学技術の限りない進歩に貢献するとともに、新たな文明・文化を創造し、人類の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

この目的実現のため必要な大学運営に関する方針は、公立大学法人会津大学業務方法書（資料10-1-1）第2条に以下のとおり定めている。

＜公立大学法人会津大学業務方法書＞

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

福島県が策定する第3期中期目標（資料1-6）において、本学の学則に定める目的（①専門の学芸の教授研究、②職業又は实际生活に必要な能力の育成、③地域社会の生活、文化、産業の向上発展への寄与）が基本目標として示されるとともに、業務運営の改善及び効率化に関する目標として、大学の理念・目的の実現に向け、組織運営方針の共有、意思決定過程等の明確化、法令に即した組織運営の検証と見直し、教職員の能力向上、事務等の効率化・合理化を図ることが掲げられている。

本学では、この中期目標達成のため、第3期中期計画（資料1-6）を策定し、当計画において、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として、組織運営方針や行動規範の周知、規程等の不断の見直し、組織や人員体制の検証・見直し、職務遂行能力の向上のための研修実施、DX化やICT活用による事務処理の効率化などに取り組みながら、公正な法人運営・大学運営を行うこととしている。

大学の管理運営については、各種規程に定めるとともに、上記の方針や計画は、本学のホ

ホームページに掲載し、全教職員が常に閲覧できる状態にしている。

以上により、短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示していると判断できる。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

本学は、福島県が設立した公立大学法人が設置する短期大学である。

法人には、定款の規定に基づき、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 4 人以内及び監事 2 人以内を置くこととしている。(資料 1-1)

本学の学長は、定款第 10 条第 2 項により、理事長が兼ねることになる。理事長の選考については、定款及び公立大学法人会津大学理事長選考会議規程(資料 10-1-2)に基づき、理事長選考会議を設置し、当会議において、公立大学法人会津大学理事長の選考及び解任手続きに関する規程(資料 10-1-3)に基づき、理事長選考を行っている。理事長選考会議は、経営審議会、教育研究審議会からそれぞれ 3 人ずつ選出された者で構成され、公正性を図っている。また、理事長の解任についても理事長選考会議において審議し、①心身の故障、②職務上の義務違反、③職務不適当による業務成績の悪化に該当する場合に理事長の解任を知事に申し出ることができる。また、①経営審議会又は教育研究審議会からの理事長の解任請求書、②役員、常勤教員及び常勤職員の 1/3 以上の者からの解任請求書、③選考会議委員総数の 1/3 以上の者からの解任請求書が選考会議に提出されたときも速やかに審議を行うこととしている。

学長は、会津大学短期大学部学則(資料 1-2)及び会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則(資料 6-6)により、教育研究などの校務について最終的意思決定を行っている。

理事長の任命については、地方独立行政法人法第 7 1 条第 2 項及び定款第 1 0 条第 1 項の規定により、法人の申し出に基づき、福島県知事が行っている。理事長は、法人を代表し、その業務を総理することとしている。

副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長がかけたときはその職務を行うこととしている。理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。監事は、法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。理事長と監事は、設立団体の長である知事が任命し、副理事長及び理事は理事長が任命する。

本学の学部長は、短期大学担当理事として法人の業務を掌理するとともに、短期大学部に関する校務を掌理し、所属、教職員を指揮監督する。

本学的意思決定プロセスは、定款、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則、会津大学及び会津大学短期大学部事務決裁規程(資料 10-1-4)により定められている。

教育研究等、校務について最終的に意思決定するのは、学長である。

理事長は、法人経営を担っている。法人の方針や各事業等の実施については、事務局が立案し、最終的に意思決定を理事長が行う。

法人の審議機関として、法人の経営に関する事項を審議する経営審議会（資料 10-1-5）と、大学ごとに教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会（資料 2-7）を置き、それぞれ議決事項、審議事項が定款に規定されている。また、法人運営の調整の場として、理事長、副理事長、理事、監事から成る役員会（資料 10-1-6）を開催している。

学長は、事務決裁規程により、学部長に代決権限を付与し、本学の円滑な意思決定と業務運営を図っている。短期大学部には、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（資料 2-1）及び会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則に基づき、3つの学科、附属図書館、事務室、教授会、地域活性化センター、コンピュータセンター、キャリア支援センター、入試・広報センター、学科会議、教養基礎会議、部科長会議、各種委員会を置いている。短期大学部全体に関わる重要事項については、学科会議、教養基礎会議、各種委員会で方針等を作成し、部科長会議及び教授会で協議、調整の上、必要なものは本学設置の教育研究審議会にて審議して学長が意思決定する。

教授会は、会津大学短期大学部教授会規程（資料 10-1-7）に基づき、教育研究に関する重要事項を審議することとされており、その審議事項は、①学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事、②教育課程に関する事、③学生の懲戒処分に関する事、④前3号のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとされている。また、教授会は、本学の学長及び学部長その他の組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長、学部長、その他の組織の長の求めに応じ意見を述べることもできるとされている。

教学組織（短期大学部）と法人組織（役員会等）の権限と責任について、理事長は法人経営に関して、学長は教育研究に関して、それぞれ権限と責任を持つが、本学の学長は理事長が兼ねていることから、教学組織と法人組織のいずれの長でもある理事長兼学長が、法人経営、教育研究両方の権限と責任を持つことになる。ただし、大学運営上重要な事項について、法人経営に関しては経営審議会、教育研究に関しては短期大学部設置の教育研究審議会と合議制の審議機関を設置しており、各審議会での審議後、さらに役員会を経て決定されるため、意思決定のプロセスにおける透明性や適正な意思決定については、担保されている。

学生からの意見聴取として、授業に対する評価や学生生活に関するアンケートを実施し、改善を要する事項については、担当部署において検討し対応している。また、教職員からの意見については、本学の専任教員がいずれかに所属する学科会議や、学長、短期大学部長及び部科長をもって構成する部科長会議を定期的に開催し、当該会議において検討し、適切に対応している。

近年、地震、水害、火災に加えて、弾道ミサイル発射、感染症の流行等、適切な大学運営に支障をきたす様々なリスクが発生してきている。本法人では、様々なリスクに対し迅速かつ的確に対処することで、教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とし、2022年1月に「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」（資料 10-1-8）を定めたところである。

（1）法人のリスクマネジメント規程

本法人では、業務運営に影響を及ぼす事象又はそのおそれがある様々な事象に、迅速かつ的確に対処するため、「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」(資料 10-1-8)に基づき、リスクマネジメント体制及び対処方法を定めている。

リスクマネジメントに関し必要な事項を審議するため、理事長を委員長としたリスクマネジメント委員会を置き、以下の事項を審議する。

- ①リスクマネジメントの企画・立案等に関する事項
- ②リスクの評価に関する事項
- ③リスクの動向の把握及び調査に関する事項
- ④リスクに係る対策の評価及び見直しに関する事項
- ⑤リスクマネジメントに係る教育、研修の企画・立案等に関する事項
- ⑥その他リスクマネジメントに関し必要な事項

緊急に対処すべき危機が発生又は発生するおそれがあることを発見又は予知したときは、教職員は直ちに担当部局長に報告し、その報告を受けた部局長は直ちに危機の状況を確認し、理事長に報告するとともに、必要な措置を講じる。

理事長は危機の報告を受けたときは、当該危機の対処方針等を副理事長及び担当部局長と協議し決定する。また、理事長は危機への対処のため必要と判断したときは、直ちに、理事長を本部長とした当該危機に係る危機管理対策本部を設置し、以下の業務を行う。

- ①危機に係る情報収集及び情報分析に関すること。
- ②危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
- ③危機に係る教職員、学生等への情報提供に関すること。
- ④危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑤危機に関する報道機関への情報提供に関すること。
- ⑥危機に係る部局等との連携に関すること。
- ⑦その他危機への対応に関して必要な事項に関すること。

また、対策本部には、危機管理対策会議(議長:公立大学法人会津大学事務局長)を置き、対策本部の事務局機能を担う。

なお、法人内で施設への緊急事態が発生した際には、「2023年度会津大学委託業者組織及び緊急連絡網」を活用し、夜間、休日を問わず、速やかに施設係等に連絡することになっている。

(2) 災害対策マニュアル(短大)

本学では、独自の「災害対策マニュアル」(資料 10-1-9)を策定し、学生、教員、事務職員と対象者ごと、地震、火災、弾道ミサイル発射時と事象ごとに分けてそれぞれの発生時の対応方法等を定めている。

また、災害対策本部等の組織体制を規定し、地震と風水害等の被害の程度により、配備区分や配備人員を定めるとともに、各班の業務も明確にしている。加えて、休日・夜間に災害が発生した場合の大学参集基準や行動指針も定め、いざというときに各職員が迅速かつ的確に行動できるようにしている。

なお、毎年、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部と連携を図りながら、会津大

学短期大学部消防計画（資料 8-5）に基づき以下のとおり訓練を行っているが、概ね同じ時期に、同様の想定で実施している。これは、本学の教員以外の職員は 2～3 年、学生は 2 年と在籍スパンが短いことから、毎年、典型的な事案を想定して実施しているものである。

2020 年度以降、コロナ禍の影響により、消防署へ参加要請できないでいたが、2023 年度は 4 年ぶりの参加となり、迅速な避難に向けた適切な助言を受け、効果的な訓練を実施できた。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
開催日時	6 月 29 日 11:30～12:00	6 月 28 日 11:30～12:00	6 月 27 日 11:30～12:00	10 月 29 日 11:30～12:00	6 月 24 日 11:30～12:00	6 月 30 日 11:30～12:00	6 月 29 日 11:30～12:00
被害想定	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災
発生場所	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房
参加人数	約 230 名	約 230 名	約 220 名	約 140 名	約 220 名	約 220 名	約 210 名
消防署の参加	あり	なし	あり	なし	なし	なし	あり

（3）新型コロナウイルス感染症対策

対策本部としては、前述の「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」（資料 10-1-14）に基づく危機管理対策本部を設置し、会津大学及び会津大学短期大学部の感染者の把握や対応状況等について、情報共有を図っている。

また、本法人では、「会津大学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン」（資料 10-1-10）を策定し、学生・教職員で感染者等が発生した場合の具体的な対応策を定めている。

例えば、学生に感染者が発生した場合は、感染した学生本人から所属学科と事務室に連絡してもらい、事務室での聞き取り情報をもとに発症日 2 日前からの行動記録を作成し、感染拡大を防ぐため速やかに学内関係者に情報共有を図っている。併せて、各学科の教務厚生委員が中心となって待機期間が終了し登校できるようになるまで学生のメンタルヘルスを含めた相談にのっている。

一方で事務室では、クラスター（同一の場において、5 人以上の感染者の接触歴等が明らかとなっていること）発生を未然に防止するため、本人・医療機関・保健所等と連携を図りながら濃厚接触者等を把握するとともに、当該学生の所属学科や危機管理本部と情報共有しながら対応しており、現在まで本学でクラスターは発生していない。

人、大学との四者による協議会を組織し、それぞれの機関が相互に連携協力しながら適正な予算執行に努めている。このほかにも、県から運営費交付金を受けていることから、地方自治法第199条第7項に基づき、毎年県の監査委員による監査が行われ、資金の出納状況や事業運営についても監査を受けている。

以上により、予算編成及び予算執行は適切に行われていると判断できる。

10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

本学の事務組織については、「中期計画」において、以下のように示している。

- 毎年度、法人内部の組織、人員体制を運用状況に照らして検証し、必要な見直しを行う（資料1-6第3-1(1)エ）。
- 全職員に占める法人職員の割合を45%まで引き上げる（資料1-6第3-1(1)カ）。
- 事務職員の女性管理職を複数配置する（資料1-6第3-1(1)キ）。

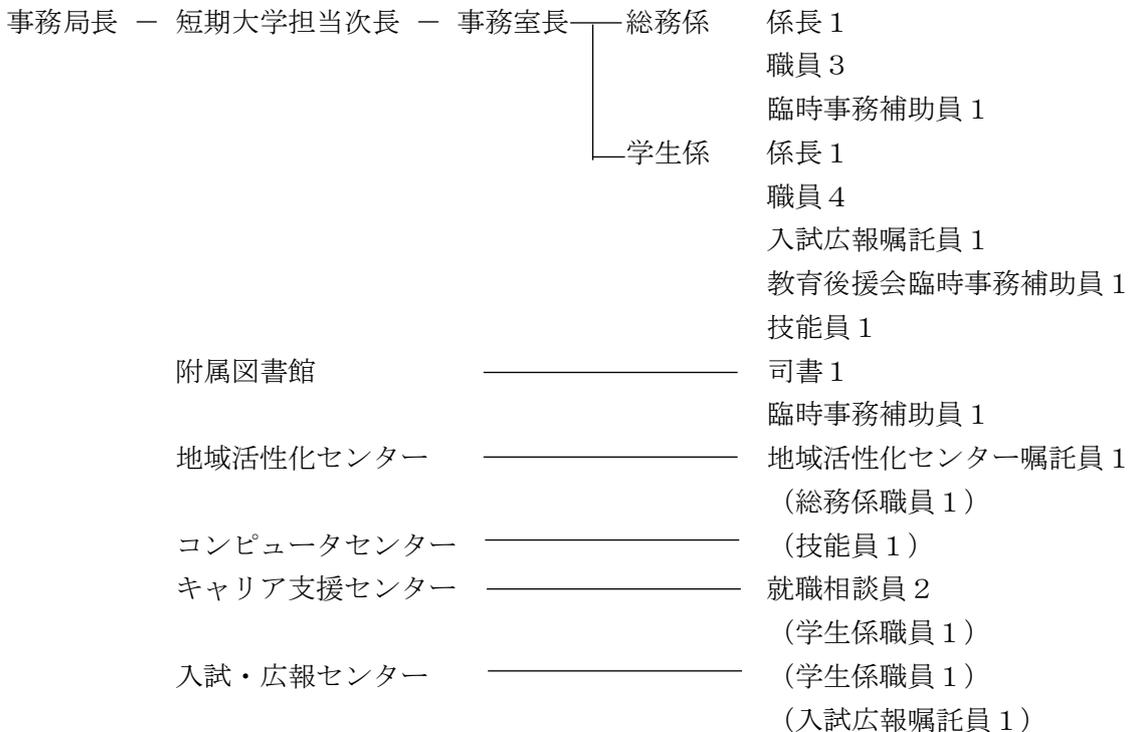
会津大学短期大学部には、事務職員として、管理職2名、係長2名、職員8名（コンピュータセンターを管理する技能員1名を含む）、司書1名の計13名を配置し、事務室は、総務係と学生係の2係体制である。このほか、キャリア支援センターに就職相談員（嘱託員）を2名配置しているほか、入試広報嘱託員1名、地域活性化センター嘱託員1名を配し、円滑な業務運営に努めている。

2023年度末時点では、事務職員13名のうち6名が公立大学法人会津大学採用職員（法人職員）で、7名が設置団体である福島県からの派遣職員であり、法人職員の割合は約46%となっている。また、短期大学部では管理職2名は男性であり女性管理職は在籍していない。以上により、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、かつ適切に機能していると判断できる。

＜会津大学短期大学部事務職員配置状況＞

※ 数値は配置数

※ 括弧書きは兼務



10.1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

教職員の意欲及び資質向上策については、「中期計画」において、以下のように示している。

- 公立大学法人の運営を担う職員を育成するのにふさわしい研修体系を整備し、職務遂行能力を向上させていく（資料 1-6 第 3-1(1)ク）。
- 事務職員等に導入した人事評価制度は、すでに評価結果を給与等に反映させていることから、公平、公正、厳正に運用していく（資料 1-6 第 3-3(1)エ）。
- 管理職による職員面談を適時に実施し、職員の状況を把握する（資料 1-6 第 3-4 (1)イ）。
- 教職員を対象に毎年法令遵守やハラスメント防止に関する研修会を開催する（資料 1-6 第 3-4(1)ア）。

教職員の研修については、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 18 号）の 2017 年 4 月 1 日からの施行により、各大学はスタッフ・ディベロップメント（SD）に取り組むことが義務化された。

これに伴い本法人では、2020年3月に「公立大学法人会津大学人材育成プログラム—大学職員の能力開発・育成について—」（資料10-1-16）を制定し、短期大学部も含めた法人の全教職員が大学で働くために必要な知識を体系的に学ぶこととした。

本法人においては、管理職を除く職員の半数を法人職員が占めており、これまで県派遣職員が中心となって蓄積してきた大学運営にかかる知識・経験を継承しながら大学運営の中核を担っていく法人職員の育成が急務となっている。

また、法人職員、県派遣職員、非正規職員等の多様な職員が連携しながら大学を運営していく必要があることから、職員の職務に応じた役割や求められる知識・能力等を明確にし、人材育成プログラムを見直し、高度で専門性の高い多様な大学職員の育成を図っていくこととした。

大学運営に関する専門研修については、本学が加入している全国公立短期大学協会が主催する公立短期大学幹部研修会や公立短期大学事務職員中央研修会に参加しているほか、教員の科研費や学生の奨学金、大学入学共通テストなど担当業務に直接関係する研修会へ積極的に参加するとともに、コンピュータセンターの技能員や附属図書館司書については、それぞれ関連する団体主催の研修を受講している。

なお、コンプライアンス研修等、公立大学法人職員として求められる研修について、福島県が企画する職員研修計画に基づくふくしま自治研修センター等での研修も受講している。

<人材育成の考え方>

- 大学改革や大学運営の課題に取り組むことのできる職員の育成に向けて、SD研修（スタッフ・ディベロップメント）に体系的に取り組む。
- 全ての職員の自ら成長する意識を引き出すとともに、各職員が人材育成の担い手となって取り組む。
- 組織と職員、上司と部下、教員と職員、職員同士における信頼関係を生み出し、組織としての強化を図る。
- 年齢・性別等の属性や、職種・職務等による区別なく、全ての職員が能力を発揮し大学職員として成長できる機会を確保する。

<目指すべき職員像>

- 本法人の持続的発展に気概を持って取り組む職員
- 大学運営におけるプロフェッショナルな職員として、高度な知識・技能・能力・資質を有し、教員との協働により大学改革や大学運営に創造的に取り組むことのできる職員
- 本法人の運営が直接的・間接的に福島県民の生活・文化の向上につながるよう、福島県の施策体系、県民への貢献という視点を持って職務に取り組むことのできる職員
- 多様な価値観を尊重し、ダイバーシティ推進の視点に立った教育・研究環境や労働環境の整備・改善に努める職員
- 職務の遂行や研修の機会をとらえ、自ら成長しようという意欲を持った職員

以上のような人材育成の考え方や目指すべき職員像のもと、職務に応じた到達目標、具体的な取組として、採用、研修、昇任・昇格、配置・人事異動、評価、職員提案制度・職員表

彰に到るまでの人事・職員研修等の具体的な取組方針を明示している。

なお、公立大学法人会津大学の研修プログラムは以下のとおり。

本学では、日常業務を遂行していく中で、管理・監督者が計画的に職場内研修（OJT）を行っていくことが能力向上の中心となるが、個別の職場外研修（Off-JT）において、初任者研修、職階別研修、スキルアップ研修等を行い、段階的に基本的な職員としてのスキルを磨いていくプログラムを用意している。

また、研修カテゴリーのうち、全教職員を対象とした「大学理解」では、役員講話「トップに聞く」や公開授業参観等を通して、本法人の事業、方針、その課題や、教育・研究活動、産学連携・地域貢献活動への理解を深める取組も実施している。同じく「必須課題」では、本法人ガイドライン等に基づき、全学的にリスク対応研修を実施している（例：コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ）。

さらに、個別業務ごとに必要な知識等については、大学運営・経営戦略、実務型専門研修、他大学相互人材プログラム、自己啓発等、多様なプログラム及び支援が用意されている。

<公立大学法人会津大学の研修プログラム>

区分	カテゴリー	対象者	研修内容等
職場内 研修 OJT	—	全職員	日常業務を通じて、高度で専門的な役割を担う人材として成長できるように支援する。管理・監督者が育成計画を立て、職場全体で進める。
職場外 研修 Off-JT	初任者研修	新任者	初年次職員に対し、各課等の管理・監督者が、基本的事項の一般的な研修を提供する(例:大学組織、各種事業/業務、服務、予算等)。
	職階別研修	全職員	初任者、主事・副主査、主査、係長、管理職の各職務に応じた知識・能力を習得する(福島県が企画する職員研修計画に基づくふくしま自治研修センターでの研修も含む)。
	大学理解	全教職員	役員講話や公開授業参観等を通して、本法人の事業、方針、その課題や、教育・研究活動、産学連携・地域貢献活動への理解を深める。
	スキルアップ	全職員	汎用的技能・能力を向上させる。(例:コミュニケーション力、文書作成力、企画力、交渉力、ICT等)更に、特に法人職員は業務別の専門知識・能力の向上を図る(例:法人会計事務、契約等)。
	グローバル・多様性 研修	全教職員	職員の英語力を向上させる。全ての教職員の異文化理解を深める。ダイバーシティ理解と推進により労働環境整備・改善に努める。持続可能なグローバル目標であるSDGsの取り組みを進めるための研修を実施する。
	必須研修	全教職員	大学全体での講習会・講演会を開催する(四半期ごと)。本法人ガイドライン等に基づき、全学的にリスク対策研修を実施する(例:コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ)。
	大学運営・ 経営戦略	法人職員 ・教員	公立大学協会が提供する政策研修や大学運営研修を活用する。大学職員のための大学院履修証明プログラム等により、高等教育を取り巻く情勢、大学経営/運営等に対応できる高い専門性を身につける。
	健康づくり 研修	全教職員	心と体の健康維持管理のための積極的な支援を行う(例:メンタルヘルス、ストレスマネジメント、健康管理、職場環境改善)。
	実務型研修	全職員	各種団体が実施する専門型研修を通して業務に関連する専門知識・技能を習得する(例:学生指導、情報処理、図書館運営等)。各課等で業務に応じた研修の機会を確保するため、研修費用支援制度を活用する。
自己啓発	—	全職員	積極的な自己啓発を推進するため、研修受講、資格取得、語学力強化にかかる経費の一部について支援を行う。

また、2016年度からは、職階ごとに必要な能力をもとにした「能力評価」と、職員一人ひとりが個々の業務に関する目標を設定し、その達成度をもとにした「業績評価」を行う人事評価制度を導入し、職員の職務遂行能力や資質の向上に取り組んでいる。

本学は、元々福島県が設立した短期大学であり、法人化以降も、職位や給与体系は福島県の規定に準拠し、職員も県からの派遣が多いことから、事務職員については、福島県が実施

している人事評価制度を準用している。

この制度は、能力評価では年に1度、業績評価では年に2度（前期・後期）、自分の現在の能力や担当業務の進捗度等を自ら振り返り自己評価するとともに、管理職によって評価されるものである。まず、法人全体の組織目標を定め、次の短期大学部事務室の組織目標を定める。それらを踏まえて、個人目標を設定する。特に業績評価では、前期・後期ごと、組織目標を踏まえて自ら目標設定を行い、個別の期首面談を通じて目標達成の基準（①当年度の個人の使命から取り組む課題を明らかにする（何を）、②目標レベルや達成された状態が分かるようにする（どの程度まで）、③達成手段（どのようにして）、④スケジュール（いつまで）、⑤どのような状態にするか（どうするか）を具体的に定める）を管理職と整理する。期末に進捗状況等を自己評価したものを期首面談時に整理した基準に基づいて管理職が最終評価するもので、給与等にも反映される。

良いところを更に伸ばし、足りないところは補いながら、人材育成にも寄与していくことが目的の一つにもなっており、組織目標と連動した個人の目標達成が達成感や自信にもつながり、職員の能力の向上、勤務意欲の向上につながっている。

以上により、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、予算が適正に執行されたかどうかについては、理事長が任命する法人の監事（弁護士、公認会計士）による監査及び地方独立行政法人法に基づく会計監査人による監査で検証されている。

- ・法人監事による監査 2月
- ・会計監査人による監査 7月から翌年3月にかけて期中監査実施
年度終了後4月から6月にかけて期末監査実施

確認を受けた財務諸表等は、法人経営審議会及び法人役員会での審議を経て県知事へ提出し、承認を得ることとされている。知事が承認をしようとするときは、県が設置した公立大学法人評価委員会の意見を聴くこととしており、ここでも予算執行の妥当性等について確認を受けることとしている。

また、法人内にも内部統制の強化を図ることを目的に総務・財務担当理事を室長とした監査室を設置して監査を行っているほか、同監査室と法人監事、会計監査人、大学との四者による協議会を組織し、それぞれの機関が相互に連携協力しながら適正な予算執行に努めている。このほかにも、県から運営費交付金を受けていることから、地方自治法第199条第7項に基づき、毎年県の監査委員による監査が行われ、資金の出納状況や事業運営についても監査を受けている。

本学は現在、第3期（2018年度～2023年度）の中期計画に基づいて大学運営が行われており、2023年度は次期中期計画の策定に取り組んでいる。中期計画を達成するために、地方独立行政法人法の規定により、大学の教育研究の質の向上や業務運営の改善・効率化、財務内容の改善等について、事業年度ごとに年度計画を定め、当該年度終了時には実施結果の取りまとめと自己評価を実施し、次年度の運営に反映する取組みを行っている。

また、例年6月頃までに前年度計画の取組状況を取りまとめ、その結果を教職員に周知しており、年度計画の項目ごとに委員会等が中心となって業務の進捗状況を確認し、計画を再認識することで、新年度計画の着実な実施が図られている。

年度計画の策定及び業務実績報告に当たっては、短大評価委員会が中心となって他の委員会等が作成した内容の検討を行い、教授会、短大教育研究審議会、法人評価室、法人経営審議会、法人役員会において審議され、最終決定される。

業務実績報告については、項目ごとに実施状況を確認し自己評価を行うが、その根拠が客観的に判断できるよう、就職率や志願者倍率、各種講座等の参加者数等、可能な限り数値での報告に努めている。外部評価については、地方独立行政法人法第78条の2の規定に基づき、6名の外部有識者で構成される「福島県公立大学法人評価委員会」において、各事業年度における業務実績に対する評価が実施される。

また、2022年度には、中期目標期間における業務の実績に関する見込み評価が実施され、2016年度から2022年度までの業務実績に対して自己点検及び評価を行ったところである。これらの評価結果に加え、法人役員と県評価委員会委員との意見交換の際に出された意見も参考にしながら、改善・向上に向けた取組みを行っている。

以上により、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている判断できる。

10.1.2. 長所・特徴

本学の業務運営に関しては、公立大学法人会津大学中期目標に基づき策定した「公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画」（資料 1-6）及び「公立大学法人会津大学年度計画」（資料 8-2）により、毎年度実績評価を行い進行管理しながら、計画的な業務の遂行に努めている。また、組織運営についても、「公立大学法人会津大学定款」（資料 1-1）を柱に学内規程が整備されており、役員会をはじめ教授会や各種委員会がしっかりと機能している。

近年、地震、水害、火災に加えて、弾道ミサイル発射、重篤な感染症の流行、その他重大な事件・事故等、適切な大学運営に支障をきたす様々なリスクが発生してきている。本法人では、様々なリスクに対し迅速かつ的確に対処することで、教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とし、2022年1月に「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」（資料 10-1-8）を定めたところである。

これまで、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の本学の対応については、随時学部長の指揮の下、必要な体制を敷き対策を講じてきたが、法人としての上記規程に基づく対応や短大独自のマニュアル等により迅速かつ組織的に対応できるようになった。

また、2016年度からは、職階ごとに必要な能力をもとにした「能力評価」と、職員一人ひ

とりが個々の業務に関する目標を設定し、その達成度をもとにした「業績評価」を行う人事評価制度が導入され、職員の職務遂行能力や資質の向上に取り組んでいる。

この制度は、明文化した目標を職員間で共有することにより、日頃の業務遂行の中でのコミュニケーションが促進されるとともに、各自が設定する目標を組織目標と体系化させることにより、職員一人ひとりがこれまで以上に組織目標を意識して担当業務に当たるようになり、組織の一員としての認識が強化されて教員との連携強化や責任感の醸成につながっている。

加えて、本学業務に必要な専門的知識や能力を高めるためのスタッフ・ディベロップメント（SD）については、SDの義務化により、本法人では、2020年3月に「公立大学法人会津大学人材育成プログラム－大学職員の能力開発・育成について－」（資料10-1-16）を制定し、短期大学部も含めた法人の全教職員が大学で働くために必要な知識を体系的に学べることとした。

本法人においては、管理職を除く職員の半数を法人職員が占めており、これまで県派遣職員が中心となって蓄積してきた大学運営にかかる知識・経験を継承しながら大学運営の中核を担っていく法人職員の育成が急務となっている。

また、法人職員、県派遣職員、非正規職員等の多様な職員が連携しながら大学を運営していく必要があることから、職員の職務に応じた役割や求められる知識・能力等を明確にし、人材育成プログラムを見直し、高度で専門性の高い多様な大学職員の育成を図っていくこととした。

10.1.3. 問題点

業務多忙であったり、学校行事と研修日程が重なったりして思うように受講できない状況もあるが、SD研修については、体系的かつきめ細かな研修プログラムが策定されており、計画的かつ積極的に学んでいく必要がある。

本学事務室の組織体制については、2023年度末時点では、事務職員13名のうち6名が公立大学法人会津大学採用職員（法人職員）で、7名が設置団体である福島県からの派遣職員であり、法人職員の割合は約46%となっている。また、女性職員は13名のうち9人で約69%であるが、管理職はいない。今後は、さらに法人職員の割合を引き上げるとともに、女性管理職の配置も検討していく必要がある。

10.1.4. 全体のまとめ

本学の大学運営については、定款に定める目的を達成するため中期計画を定め、その実現のための大学運営に関わる方針を構成員に周知するとともに、学長をはじめとする所要の職、法人経営や教育研究に関する事項を審議する審議会、教授会等を設け、これらの権限と役割を明文化された規程によって明確化し、効率的かつ効果的に業務を遂行している。

また、大学運営に必要となる予算の編成や執行も適切かつ公正に行われており、法人及び大学の運営に関する業務や教育研究活動の支援等に必要な事務組織が設置され、十分に機能している。

さらに、適切かつ効果的な大学運営を行うため、SD 活動を通して教職員の意欲及び資質向上を図るための方策を体系的に講じている。

大学及び法人の運営状況は、毎年度、自己点検評価を実施し外部評価機関の評価を受けるとともに、監事等による監査が定期的に行われ、その結果を改善・向上に結びつけようとしている。

以上により、大学運営に関し、本学は短期大学基準で求められている内容を満たしていると言える。

第2節 財務

10.2.1. 現状説明

10.2.1.1. 研究教育活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学は、公立大学法人会津大学が四年制の会津大学とともに設置・運営する短期大学であり、財務面では一体的に運営されている。

現在は、設置団体の長である福島県知事から示された公立大学法人会津大学中期目標（2018年度から2023年度までの6年間の目標）の達成に向け、自ら策定した「公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画」（資料1-6）に基づいて業務に取り組んでいる。この「中期計画」は、県知事の認可が必要とされており、財政面についても設立団体の確認を得たものとなっている。

<第3期中期計画における予算額（法人全体）>

	区 分	金額（百万円）	比率（％）
収 入	・運営費交付金	21,068	67.8
	・補助金	1,767	5.7
	・自己収入	6,068	19.5
	（授業料等収入）	(5,546)	(17.8)
	（財産収入）	(399)	(1.3)
	（雑収入）	(122)	(0.4)
	・受託研究及び寄附金収入等	691	2.2
	・目的積立金取崩収入	1,498	4.8
	計	31,094	100.0
支 出	・業務費	27,807	89.4
	（教育研究費）	(18,361)	(59.0)
	（一般管理費）	(9,446)	(30.4)
	・施設整備費	2,675	8.6
	・受託研究等経費及び寄附金事業費等	610	2.0
	計	31,094	100.0

※ 端数処理の関係から、計は必ずしも一致しない。

中期計画における財政計画については、中期計画期間の初年度から各年度の予算額を6年間分積み上げ、中期計画の財政計画としている。

支出については、教育研究費のほか、大学運営に必要な人件費や一般管理費について、福

島県の運営費交付金算定ルールに基づき、毎年度対前年度費で1%削減が定められており、それを踏まえて中期計画期間中の所要額を算定している。

収入については、福島県から交付される運営費交付金（法人の運営上必要な支出をまかなうための財源措置）が約7割を占めている。中期計画期間中の各事業年度の運営費交付金については、県の予算編成過程の中で一定の基準により算定されており、継続的に確保できるしくみになっている。

自己収入については、その大半を占めるのが授業料等の収入である。過去7年間の内訳は、次のとおりである。

（単位：百万円）

項目 \ 年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
授業料及び入学金、検定料等収入	939	953	962	963	966	981	970
うち、短大分	167	165	162	158	154	150	152

短大においては、2016年度以降、安定して150百万円以上の収入が入ってきているのが確認できる。

なお、学生納付金収入に直結する本学の在学生数の状況は、各年度4月1日時点において、2016年度が331人、2017年度が321人、2018年度が311人、2019年度が319人、2020年度が308人、2021年度が293人、2022年度が298人、2023年度が311人となっており、概ね定員の300人で安定的に推移している。

毎年度の経営努力による剰余金については、地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、設立団体の長である福島県知事から承認を受けている。2022年度においては約177万円の当期総利益が生じたところであり、その概ね全額を目的積立金として承認されている。目的積立については、翌事業年度以降、教育研究の質向上及び組織運営の改善等中期計画で定めた用途に充当できる。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期的財政計画は、年度ごとの財政計画を踏まえ、適切に策定されていると判断できる。

10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財政基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

収入については、毎年度、授業料収入等などの自己財源のほか、福島県からの運営費交付金により教育研究活動をはじめとした大学運営に必要な収入を確保している。

運営費交付金は、法の趣旨に基づき、大学運営に不可欠なものとして福島県に要求し、毎

年度安定的に所要額を確保しており、老朽化が進む施設の維持のため、長期保全計画に基づいた改修や、現状に則した施設整備の最適化のため必要な大規模改修工事などの経費については別途、福島県に要求できるものとなっている。

資金の運用管理については、年度当初に資金計画を作成し、業務上の余裕金の運用については、地方独立行政法人法第43条の規定により、主として金融機関への定期預金等により運用している。

運営費交付金は、大学運営に必要な支出（人件費＋一般管理費＋業務経費）と自己収入との差額として算出され、福島県から交付されたものであり、弾力的な業務運営を可能にするため、用途を特定しない交付金として措置されている。

自己収入については、授業料等（授業料、入学料、入学検定料）や雑収入（学生宿舍料、財産使用料、科学研究費（科研費）、間接経費等）がある。

これらの大学運営に必要な収入の確保に加え、以下のとおり科研費等の外部資金の獲得に努めているほか、業務の効率化や日々の経費節減努力により、第3期中期計画期間においては、毎年度で当期純利益を確保しており、必要かつ十分な財政基盤を確立していると言える。

外部資金の獲得状況（2018年度～2022年度）

（単位：件・千円）

年度 項目	2018		2019		2020		2021		2022	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
文科省科学研究費補助金	7	5,655	10	8,690	11	7,889	12	9,449	7	6,928
その他の研究費補助金	1	1,675	3	1,350	4	1,482	2	2,102	2	953
受託研究費	5	763	1	130	7	1,055	5	602	4	724
合計	13	8,093	14	10,170	22	10,426	19	12,153	13	8,605

外部資金については、毎年、理事長が定める予算編成方針においても、受託研究費、共同研究費、寄附金などの外部資金や国・県等の補助金を積極的に獲得することを柱の一つとして財源確保に努めており、第3期中期目標にも、「年間で、外部の公募型研究費の獲得件数50件、産学官連携関係を含む外部資金獲得額1億5,000万円（短期大学部を含む）を目指す。」「科学研究費の年間の新規採択率50%を目指す。」と明記している。法人全体では、2018年度～2022年度で目標を超える成果を上げており、短大においては上記のとおり、安定的に概ね1,000万円前後の金額を獲得している。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

10.2.2. 長所・特徴

本学の財政的基盤については、福島県を設立団体とする公立大学法人であることから、県からの運営費交付金を柱として授業料など自己収入も安定的に確保しており、第3期中期目標・中期計画に基づき定めた6年間の財政計画に従って計画的に執行している。また、会計監査人による内部監査はもとより県の監査委員による監査、法人経営審議会や県評価委員会など外部の有識者による審議など、監査・検証体制も確立されている。

収入の約7割を占める運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費が毎年1%ずつ削減されているが、教員人件費については所要額が確保されており、また、個人研究費、講義・実習等経費などの特定経費は、削減の対象外となっている。このほか、施設整備費についても、毎年ほぼ一定額が交付金として確保されている。これらにより、現時点で安定した教育研究活動を行っている。

本学の収入財源で運営費交付金に次いで多いのが、授業料や入学検定料、入学料などの学生納付金収入である。前述のとおり、学生数は概ね定員を超える数で推移しており、安定した収入を確保している。

さらに、管理運営の改善及び効率化の取り組みの一つとして、省エネルギー対策に継続的に取り組んでいる。毎年、会津大学短期大学部節電行動計画（資料10-2-1）を策定し、特に7月から9月の3か月間は具体的な数値目標を掲げて全学挙げて取り組み、成果を出しており、経費節減につながっている。

10.2.3. 問題点

「第8章 教育研究等環境」のところでも述べたように、老朽化が進む施設・設備の維持管理が大きな課題となっている。2006年4月の公立大学法人化以降、健全な法人経営に努め、2022年度末現在では17億8,900万円の利益剰余金（目的積立金等）を計上しているが、施設の整備等に充てることのできる予算は限られており、いかにして財源を確保するかが課題である。

また、県からの運営費交付金が毎年削減されていくことから、これを補填するためにも、補助金収入や受託研究等事業収入といった外部資金の増加を図っていく必要がある。このため、次の取り組みを進めていく。

- ・ 研究成果を広く周知し、受託研究など外部からの研究資金を獲得していく。
- ・ 民間財団の研究助成など各種制度の情報提供などを積極的に行う。
- ・ 業務の合理化、簡素化による経費の抑制

加えて、18歳人口の減少や四年制大学への進学増加などにより、志願者の確保が厳しくなることが予想されている。さらに国では、新しい職業教育の高等教育機関について検討が進められており、本学も含めて短期大学の今後の在り方が問われようとしている。今後は、こうした国の動きを注視しながら、引き続き本学の特徴や魅力を分かりやすく情報発信し志願者増加につながるよう、効果的な広報方法等について検討していく。

10.2.4. 全体のまとめ

本学の財務は、教育研究活動を安定的に遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定

し、それに基づき毎年度の予算編成及び執行が適切に行われている。

また、法人全体で約7割を占める県からの運営費交付金を柱に、授業料等の自己資金収入も概ね安定して推移し、外部資金の獲得等についても学外から資金を受け入れる体制を整備し積極的に取り組んでいることから、安定的かつ十分な財務基盤を有していると言える。

以上により、財務に関し、本学は短期大学基準で求められている内容を充足していると言える。

終章

前回の認証評価受審から今日まで、大学を取り巻く環境には目まぐるしい変化があった。基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性をもって多様な人と協働して学ぶ態度の、いわゆる「学力の3要素」を評価軸にした大学入試改革や、コロナ禍への対応、高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）導入等々が挙げられる。また、公立大学に対するニーズへの変化も顕著になっており、「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」のまとめでは、社会の変化に対応した地域貢献の問い直し・具体化のための提言として、「公立大学に期待される地域貢献のあり方は、技術の進展や地域社会の要請に対応して変化するものであり、各公立大学は今一度、自らの強みを踏まえ、果たすべき地域貢献のあり方について問い直し、具体化することが望ましい」としている。デジタル化等の急速な変化、地域課題や分野横断的領域に関する人材育成の必要性、リスクリング(学び直し)への対応等が望まれるとしている。また、設立団体との政策的な連携、設立団体以外の地方公共団体等との連携の重要性についても提言している。

今回の認証評価受審にあたり、改めて内部質保証のためのPDCAサイクルの確認や各部署の役割と連携の状況、法人全体における体制等について俯瞰する機会を得ることができた。そのなかで教育研究上の目的や3つの方針の点検と更新を進めることができ、その具体的な取組みとしてはシラバス等の更新とチェック体制の構築、カリキュラムツリー・マップの検討と実施等を推進することができた。一方、全体を通して新たな課題も顕在化してきていることから、引き続き取り組んでいきたいと考える。

地域貢献・地域連携については、前回の認証評価では優れた点として評価され、その後も地域課題解決を目指した学生参画型実学・実践教育への取組みは増加傾向にあり、派遣講座等の開催数とも高い値を維持できている。しかし、前述のように社会の変化に対応した地域貢献の問い直し・具体化は必須であると考えられ、地域課題の解決や分野を横断して活躍できる人材を育成・輩出し、それが学生の獲得につながるような循環を早期に目指したいところである。また、設立団体との緊密な連携を今後も推進し、地方公共団体や地域づくり団体等との連携についても、今後も一層押し進めていく必要があると考える。